

文 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案参照条

目次

| | | |
|--|-------|-----|
| ○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄） | ----- | 1 |
| ○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄） | ----- | 1 |
| ○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄） | ----- | 1 |
| ○ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄） | ----- | 2 |
| ○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄） | ----- | 11 |
| ○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄） | ----- | 55 |
| ○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄） | ----- | 67 |
| ○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄） | ----- | 71 |
| ○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄） | ----- | 74 |
| ○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄） | ----- | 75 |
| ○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄） | ----- | 76 |
| ○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄） | ----- | 86 |
| ○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄） | ----- | 91 |
| ○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄） | ----- | 102 |
| ○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄） | ----- | 103 |
| ○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄） | ----- | 104 |
| ○ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄） | ----- | 104 |
| ○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄） | ----- | 105 |
| ○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄） | ----- | 122 |
| ○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄） | ----- | 133 |
| ○ 保険業法（平成七年法律第五十五号）（抄） | ----- | 133 |
| ○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄） | ----- | 150 |
| ○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第一百十八号）（抄） | ----- | 150 |
| ○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）（抄） | ----- | 151 |
| ○ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）（抄） | ----- | 151 |

| | |
|---|-----|
| ○ 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百号）（抄） | 151 |
| ○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄） | 156 |
| ○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄） | 156 |
| ○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄） | 157 |
| ○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）（抄） | 163 |
| ○ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）（抄） | 165 |
| ○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（抄） | 168 |
| ○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄） | 175 |
| ○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄） | 177 |
| ○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄） | 178 |
| ○ 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）（抄） | 180 |
| ○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄） | 181 |
| ○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄） | 186 |
| ○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）（抄） | 188 |
| ○ 金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）（抄） | 188 |

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

（匿名組合契約）
第五百三十五号 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

○ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）（抄）

（業務の範囲）
第五条 信託会社は、担保付社債に関する信託事業のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条及び第十一条に規定する銀行の業務並びに同法第十二条に規定する銀行の業務（同条に規定するその他の法律により銀行の営む業務に限る。）
二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第六条に規定する長期信用銀行の業務及び同法第六条の二に規定する長期信用銀行の業務（同条に規定するその他の法律により長期信用銀行の営む業務に限る。）

三 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条（第二項及び第四項第十号を除く。）に規定する株式会社商工組合中央金庫の業務
四 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条（第四項第九号を除く。）に規定する農林中央金庫の業務
五（略）
六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条（第六項第六号を除く。）に規定する信用金庫の業務又は同法第五十四条（第五項第六号を除く。）に規定する信用金庫連合会の業務

七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の二（第三項第六号を除く。）に規定する労働金庫連合会の業務
八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条（第七項第六号を除く。）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務
九 保険業法（平成七年法律第五十五号）第九十七条、第九十八条、第九十九条（第二項第二号を除く。）及び第一百条に規定する保険会社の業務又は同法第九十九条において準用する同法第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第二項（第二号を除く。）及び第四項から第六項まで並びに第一百条に規定する外国保険会社等の業務

十 兼営法第一条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の業務
十一 信託業法第二十一条第一項に規定する信託会社の業務
十二 前各号に掲げるもののほか、政令で定める業務

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

（兼営の認可）
第一条 銀行その他の金融機関（政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。）は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務（政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。）を営むことができる。

一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業
二 信託受益権売買等業務（信託受益権の売買等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等という。）を行う業務をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）
三 財産の管理（受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）

四 財産に関する遺言の執行
五 会計の検査
六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介
七 次に掲げる事項に関する代理事務

イ 第三号に掲げる財産の管理

- 三の二 有価証券（第六号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（書面取次ぎ行為に限る。）
- 四 有価証券の貸付けは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱いは
- 五 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱いは
- 六 金銭債権（譲渡性貯金証券その他の主務省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 六の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いは
- 六の三 短期社債等の取得又は譲渡
- 七 有価証券の私募の取扱いは
- 八 農林中央金庫その他主務大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項に規定する銀行等を除く。次号及び第十一条の十二において「外国銀行」という。）を除く。）の業務（同号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣が定めるものに限る。）
- 八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
- 九 国、地方公共団体の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）
- 十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十一の二 振替業
- 十一 両替
- 十二の二 店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）であつて主務省令で定めるもののうち、第六号の事業に該当するもの以外のもの
- 十二の二 デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く。）の媒介、取次ぎ又は代理であつて、主務省令で定めるもの
- 十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次項第七号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で定められた数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定められたもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち第一項第三号の事業を行う組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第六号及び第十二号の事業に該当するものを除く。）
- 十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号の二の事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
- 十五 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第六号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの）及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第三号の二の事業に該当するもの以外のもの
- 十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十七 前各号の事業に附帯する事業
- ⑦ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う組合は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業を行うことができる。
- 一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第六項に規定する投資助言業務に係る事業
- 二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）
- 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務に係る事業
- 四 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する事業
- 五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業
- 七 算定割当量信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業
- 八 第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第五五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）
- ⑧ 第一項第十号の事業を行う組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成七年法律第五五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）

⑨ 他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行（農林水産省令で定めるものに限る。）の事業を行うことができる。

⑧ 第六項第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十二項の「短期社債等」とは、次に掲げるものを用いる短期社債。

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

二 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

四 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

六 資産の流動化に関する法律（平成十一年法律第五十五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項に規定する短期農林債

八 付社債の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

九 付社債の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

⑩ 第六項第三号の二及び第十二号の二の「有価証券関連デリバティブ取引」とは、同項第三号の二の「書面取次ぎ行為」、同項第十二号の「店頭デリバティブ取引」

⑪ 第六項第五号の「政府保証債」とは、同項第四号に掲げる行為又は同法第二十条に規定するデリバティブ取引の債権をいう。

⑫ 第六項第六号の「特定目的会社」とは、「資産流動化計画」、「特定社債」又は「特定短期社債」をいう。

⑬ 第六項第七号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

⑭ 第六項第十号の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成十一年法律第五十四号）第二項に規定する振替業をいう。

⑮ 第六項第十一号の「特定目的会社」とは、同項第十号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

⑯ 第六項第十二号の「特定目的会社」とは、同項第十号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

⑰ 第六項第十三号の「特定目的会社」とは、同項第十号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

⑱ 第六項第十四号の「特定目的会社」とは、同項第十号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

⑲ 第六項第十五号の「特定目的会社」とは、同項第十号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

⑳ 第六項第十六号の「特定目的会社」とは、同項第十号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

㉑ 第六項第十七号の「特定目的会社」とは、同項第十号に掲げる行為を行う事業を含むものとする。

一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を抛出してゐる営利を目的としない法人に對する資金の貸付け

二 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）

三 銀行その他の金融機関に對する資金の貸付け

四 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員の生産する物資の販売の

五 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員の生産する物資の販売の

六 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員の生産する物資の販売の

七 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員の生産する物資の販売の

八 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員の生産する物資の販売の

九 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員の生産する物資の販売の

十 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員の生産する物資の販売の

促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

② 第一項第二号、第三号、第十号若しくは第十二号、第二項、第三項又は第五項の事業の利用に関する第七項ただし書及び第十八項の規定の適用については、組合員と同一の世帯に属する者、同項第三号の事業に属する者又は地方公共団体以外の営利を目的としない法人に対し貯金又は定期積金を担保として貸し付ける組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業に属する者及び営利を目的としない法人、同項第十号又は第十二号の事業に属する者又は組合員と同一の世帯に属する者、第二項、第三項又は第五項の事業に属する者であつた者（同項第二号の事業に属する者及び当該委託を受け、当該信託の引受けを行い、又は当該借入れをする際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るもの所有権を取得した者を含む。）は、これを組合員とみなす。

③ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項第二項及び第五項の規定にかかわらず、第一項第二号の事業及び同項第四号の事業のうち次に掲げるもの並びにこれらの物件又は同項第三号の事業に附帯する事業並びに第六項、第七項及び次項のほかに、他の事業を行うことができる。

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

イ 契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することとを内容とするものであること

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

④ 前号に掲げる事業の代理又は媒介

⑤ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、組合員の同意を得て第三者に提供することのできる。

⑥ 第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、当該組合員の同意を得て第三者に提供することのできる。その他当該農業協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化又は当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの（略）

⑦ 第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、同項、第二項及び第五項の規定にかかわらず、同号の事業に附帯する事業及び第八項の事業のほか、他の事業を行うことができない。

⑧ 前項の信用事業（略）

⑨ 前項の信用事業（略）

⑩ 前項の信用事業（略）

⑪ 前項の信用事業（略）

⑫ 前項の信用事業（略）

⑬ 前項の信用事業（略）

⑭ 前項の信用事業（略）

⑮ 前項の信用事業（略）

⑯ 前項の信用事業（略）

⑰ 前項の信用事業（略）

⑱ 前項の信用事業（略）

⑲ 前項の信用事業（略）

⑳ 前項の信用事業（略）

㉑ 前項の信用事業（略）

㉒ 前項の信用事業（略）

㉓ 前項の信用事業（略）

㉔ 前項の信用事業（略）

㉕ 前項の信用事業（略）

㉖ 前項の信用事業（略）

㉗ 前項の信用事業（略）

㉘ 前項の信用事業（略）

㉙ 前項の信用事業（略）

㉚ 前項の信用事業（略）

㉛ 前項の信用事業（略）

㉜ 前項の信用事業（略）

㉝ 前項の信用事業（略）

㉞ 前項の信用事業（略）

㉟ 前項の信用事業（略）

㊱ 前項の信用事業（略）

㊲ 前項の信用事業（略）

㊳ 前項の信用事業（略）

㊴ 前項の信用事業（略）

㊵ 前項の信用事業（略）

信用事業に従属する業務を専ら営むものにあつては当該農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるもの（第四項において「農業協同組合等」という。）の行う事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでゐるものに限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）を除き、特定事業に相当する事業を行い、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社として子会社としない。

一 農業協同組合の行う特定事業に従属する業務として農林水産省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「従属業務」という。）
二 次項第一号に掲げる農業協同組合にあつては第十條第一項第二号、第三号又は第十條の事業に、次項第二号に掲げる農業協同組合にあつては同條第一項第二号又は第三号の事業に、次項第三号に掲げる農業協同組合にあつては同條第十條の事業に、それぞれ付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

② 前項に規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。

一 第十條第一項第三号及び第十條の事業を併せ行う農業協同組合（信用事業又は共済事業）

二 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合（前号に掲げる農業協同組合を除く。）（信用事業）

三 第十條第一項第十号の事業を行う子会社対象会社以外の会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となつた会社又はその子会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

③ 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由により当該農業協同組合の子会社となつた会社又はその子会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

④ (略)

第十條の六十五 第十條第一項第三号若しくは第十條の事業を行う農業協同組合又はその子会社は、特定事業会社（特定事業（前条第二項に規定する特定事業をいう。）以下この項において同じ。）に相当する事業を行い、又は特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）である国内の会社（従属業務又は前条第一項第二号に掲げる業務を専ら営む会社を除く。）以下この条において同じ。）を合算して、その基準議決権数（当該特定事業会社である国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

② 前項の規定は、同項の農業協同組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の農林水産省令で定める事由により、特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有することとなつた議決権については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、

③ 前項ただし書の場合においては、行政庁が超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該議決権をその基準議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することとなる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定事業会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該農業協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

④ 第一項の農業協同組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定事業会社である国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であつても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、行政庁は、当該農業協同組合又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該農業協同組合が第五十條の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（農林水産省令で定める場合に限る。）その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十五條第二項の認可を受けて当該農業協同組合が合併により設立されたとき、その設立された日

三 当該農業協同組合が第六十五條第二項の認可を受けて合併をしたとき（当該農業協同組合が存続する場合に限る。）その合併をした日

⑤ 行政庁は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に第一項の農業協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる特定事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

⑥ 第一項の農業協同組合又はその子会社が、特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該農業協同組合が取得し、又は保有するものとみなす。

⑦ 第十一條の二第三項の規定は、前各項の場合において第一項の農業協同組合又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

第十一條の六十六 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第四項において「子会社対象会社」という。）

以外の会社を子会社としてはならない。

① (略) 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)(略)その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

② (略) 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のい

づれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)(略)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

③ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

④ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

⑤ 金融商品取引法第二十八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

⑥ 金融商品取引法第二十八項第三号に掲げる行為

⑦ 金融商品取引法第二十八項第三号に掲げる行為

⑧ 金融商品取引法第二十八項第三号に掲げる行為

⑨ 金融商品取引法第二十八項第三号に掲げる行為

⑩ (略)

⑪ (略)

⑫ (略)

⑬ (略)

⑭ (略)

⑮ (略)

⑯ (略)

⑰ (略)

⑱ (略)

⑲ (略)

⑳ (略)

㉑ (略)

㉒ (略)

㉓ (略)

㉔ (略)

㉕ (略)

て農林水産省令で定めるもの

- ③ 第一項と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第四号に掲げる会社の株式又は持分の取得又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項に掲げる会社の株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由を除く。）」と読み替えるものとする。

- ④ 第一項第三号又は第四項の場合において、会社が主として農業協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の行う業務又は農業協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

- ② 第十一條の六十九 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前條第一項第一号及び第二号に掲げる会社、従属業務又は関連業務を専ら営む会社並びに同項第五号に掲げる会社並びに特例対象会社を除く。）以下この項において同じ。）の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。を超え議決権を取得し、又は保有してはならない。

- ① 第十一條の六十五 第二項から第七項までの規定は、前項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同條第二項中「前項」とあるのは「第十條の六十九 第一項」と、「特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社」と、「同項に規定する国内の会社をいう。以下この条において同じ。）の議決権をその基準議決権数」とあるのは「国内の会社」と、「同條第四項中「第一項」とあるのは「第十一條の六十九 第一項」と、「特定事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「同條第五項及び第六項中「第一項」とあるのは「第十一條の六十九 第一項」と、「その信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（農林水産省令で定める場合に限る。）とあるのは「同項に規定する認可対象会社の子会社としたとき」と、「その信用事業のある国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「同條第七項中「前各項」とあるのは「第十一條の六十九 第一項」と、「第十一條の六十九 第一項及び同條第二項において読み替えて準用する第一條の六十五 第二項から前項まで」と、「第一項」とあるのは「第十一條の六十九 第一項」と読み替えるものとする。

- ④ 第一項の「特例対象会社」とは、前條第一項第四号に掲げる会社（第一項の農業協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

- ② 第九十三條 行政庁は、組合若しくは農事組合若しくは農事組合法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守つていのかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは農事組合法人に對し、その組合員（組合にあつては組合員又は役員、農事組合法人にあつては組合員をいう。以下同じ。）役員、使用人、事業の分量その他組合若しくは農事組合法人の一般的状況に關する資料であつて組合若しくは農事組合法人に關する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができ。

第九十七條 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 第十條第一項第十号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。
- 二 第十條第一項第十号の事業を行う組合が共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
- 三 第十條第一項第十号の事業を行う組合が農業協同組合の子会社対象会社（第十一條の六十四 第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号及び第五号において同じ。）を子会社としようとするとき（第五十條の二 第三項又は第六十五條第二項の規定による認可を受けて信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしようとする場合を除く。第六号において同じ。）。
- 四 第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなつたとき（第五十條の二 第三項の規定による認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。第七号において同じ。）。
- 五 第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。
- 六 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合の子会社が子会社でなくなつたとき。
- 七 第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合の子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。
- 八 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。
- 九 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が第十一條の六十八 第一項第三号又は第四号に掲げる会社（認可対象会社（同條第四項に規定する認可

対象会社をいう。第十一号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするととき（第六十五条第二項の規定による認可を受けて合併をしようとする場合を除く。）。

第十條 第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社子が子会社でなくなつたとき。

第十一條 第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

第十二條 その他農林水産省令（信用事業、倉荷証券又は第八十二条第一項若しくは第八十八条第一項に規定する組織変更に関するものについては、主務省令）で定める場合に該当するとき。

第一百條 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理人、特定信用事業電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（特定信用事業代理人、特定信用事業電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第一條 第九條第一項（第七十二条の九において準用する場合を含む。）の政令で定める登記をすることを怠つたとき。

第二條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第三條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第四條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第五條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第六條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第七條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第八條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第九條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十一條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十二條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十三條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十四條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十五條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十六條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十七條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十八條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第十九條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第二十條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第二十一條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第二十二條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第二十三條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第二十四條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

第二十五條 第九條第一項又は第二十一条の十一の規定に違反したとき。

いのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的記録の方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

十六 第十一条の六十二第二項若しくは第十二条の六十三第三項の規定、第七十二条の三において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は第七十二条の四十第一項若しくは第七十二条の四十二第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十七 第十一条の六十二第二項の規定による付記をせず、又は虚偽の付記をしたとき。

十八 第十一条の六十二第三項の規定に違反したとき。

十九 第十一条の六十四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の第十一条の六十五第一項に規定する特定事業会社を子会社としたとき。

二十 第十一条の六十五第一項若しくは第二項ただし書（第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の六十七第一項又は第十一条の六十九第一項の規定に違反したとき。

二十一 第十一条の六十五第三項又は第五項（これらの規定を第十一条の六十七第二項及び第十一条の六十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

二十二 第十一条の六十六第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十三 （略）

二十四 第十一条の六十八第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十五 第十一条の六十八第四項の規定による行政庁の認可を受けず、又は同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第五項において準用する第十条の六十六第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けず、又は同条の六十八第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。

二十六 第十九条の規定に違反したとき。

二十七 第二十一条第二項後段（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第八項、第三十八条第六項又は第四十三条第四項の規定に違反したとき。

二十八 第三十条第三項の規定に違反したとき。

二十九 第三十条第十四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

三十 第三十条第十五項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

三十一 第三十条の五第一項、第二項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）、又は第七十二条の七第五項の規定に違反したとき。

三十二 第三十五条の二第四項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）、又は第三十五条の七第四項の規定に違反して、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）（第七十二条の三）に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十三 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十四 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十五 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十六 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十七 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十八 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十九 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

四十 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十一 第三十五条の二第四項（第七十二条の三）に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十二 第三十五条の七第四項の規定に違反して、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）（第七十二条の三）に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十三 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十四 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十五 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十六 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十七 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十八 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十九 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

四十 第三百八十四条の規定による調査を妨げたとき。

三十八 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十六条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三十九 第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

四十 第四十三条の二、第四十三条の三第二項若しくは第四十三条の四第二項（これらの規定を第三十八条第五項及び第七十二条の三において準用する場合を含む。）、第四十三条の四第三項（第七十二条の三において準用する場合を含む。）、又は第四十八条の二第二項若しくは第四項（これらの規定を第七十条第二項及び第七十条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

四十一 第四十六條の二(第五十八條第七項及び第七十二條の三において準用する場合を含む。)の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなければならず、第四十九條第二項又は第五十條第二項(これらの規定を第五十條の二第四項、第五十條の四第四項、第五十四條の第五第三項(第七十三條第二項において準用する場合を含む。)、第六十五條第四項(第七十條第二項及び第七十三條第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して出資一口の金額を減少し、信用事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、共済事業に係る財産を移転し、非出資組合若しくは非出資農事組合法人に移行し、合併をし、第七十條第一項の規定による権利義務の承継をし、又は新設分割をしたとき。

四十二 第五十條の二第七項(第五十條の四第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四十三 第五十條の三第二項又は第六十五條の二第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四十四 第五十一條第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項(これらの規定を第七十三條第二項において準用する場合を含む。)

四十五 第五十二條の三十一の規定に違反したとき。

四十六 第五十四條第一項(第七十三條第二項において準用する場合を含む。)

四十七 第七十二條の三において準用する会社法第四百八十四條第一項の規定又は第七十二條の四十二第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四十八 第七十二條の三において準用する会社法第五百二條の規定又は第七十三條第四項において準用する同法第五百二條本文の規定に違反して組合又は農事組合法人の財産を分配したとき。

四十九 清算の結了を遅延させる目的で、第七十二條の三において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間又は第七十二條の四十第一項の期間を不当に定めたととき。

五十 第七十二條の三において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第七十二條の四十第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

五十一 準用銀行法第五十二條の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

五十二 準用銀行法第五十二條の四十九若しくは第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十三 準用銀行法第五十二條の五十五又は第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。

五十四 第九十二條の五の九第一項において準用する銀行法第五十二條の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

五十五 (略)

五十六 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

五十七 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

五十八 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

五十九 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十一 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十二 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十三 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十四 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十五 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十六 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十七 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十八 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

六十九 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十一 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十二 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十三 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十四 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十五 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十六 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十七 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十八 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

七十九 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十一 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十二 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十三 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十四 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十五 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十六 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十七 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十八 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

八十九 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

九十 第九十七條の四第五項において準用する会社法第九百四十一條の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

○ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)(抄)

第二条 (定義) この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)に規定する特定社債券
- 五 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。)
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券

- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十二 投資信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法（平成十八年法律第八十号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証券の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十八 外国の者の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表すもののうち、内閣府令で定めるもの
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引（金融商品（第二十四項第三号の三に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表す証券又は証券
- 二十 前各号に掲げる証券又は証券の預託を受けた者が当該証券又は証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券又は証券に係る権利を表示するもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券
- 二十二 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるもの）に表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第二十二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する
- 一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）
- 二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）
- 三 外国法人若しくは合資会社の社員権（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権
- 四 合名会社の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの
- 五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）が出資又は拠出した金銭（これに類するものとして政令で定めるもの）を含む。）を充てて行う事業（以下この号において「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができ、権利であつて、次のいずれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）
- イ 出資者の全員が出資対象事業に関与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利
- ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）
- ハ 保険業法（平成七年法律第五十五号）第二条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第十号に規定する事業を行う同法第四条に規定する組合と締結した共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第二項

十五 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、次に掲げる権利その他政令で定める権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うこと（第十二号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。）を掲げる権利

十六 第二項第一号又は第二号に掲げる権利
十七 第二項第五号又は第六号に掲げる権利
十八 その行う第一号から第十号までに掲げる行為に関して、顧客から金銭、第一項各号に掲げる証券若しくは証書又は電子記録移転権利の預託を受けること（商品関連市場デリバティブ取引についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に関して、顧客から商品（第二十四項第三号の三に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書の預託を受けることを含む。）をいう。

十九 この法律において「金融商品取引業者」とは、第二十九条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

二十 この法律において「金融商品市場」とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う市場（商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。）をいう。

二十一 この法律において「デリバティブ取引」とは、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

二十二（目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止）

二十三 何人も、第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

二十四（発行登録書等に関する準用規定等）

二十五 発行者 有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者が、発行登録を行った有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る発行登録書及び当該発行登録書についての第二十三

二十六 条の規定による訂正発行登録書が提出された後に、第二十三條の三第一項及び第二項、第二十三條の四並びに第二十三條の八第一項の規定により当該発行登録書、その訂正発行登録書及びその発行登録追補書類に記載しなければならぬ事項（発行条件のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）並びに発行価格等が公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定める事項（以下この項において「発行価格等」という。）を除く。）を公表されたときは、第三項において準用する第十五条第二項及び第六項の規定にかかわらず、当該書類を第二項において準用する第十三条第一項の目論見書とみなし、当該発行価格等の公表を第三項において準用する第十五条第二項の規定による交付とみなす。

二十七（親会社等状況報告書の提出）

二十八 前項本文の規定の適用を受けない会社が親会社等に該当することとなつたときは、当該親会社等に該当することとなつた会社は、内閣府令で定めるところにより、その該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る親会社等状況報告書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、親会社等状況報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

二十九 第七條第一項、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、親会社等状況報告書について準用する。この場合において、第七條第一項中「第四条第一項から第三項までの規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条第一項及び第十三項の規定による届出書類」とあるのは「親会社

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

- 株券等の買付け等
 - 二 取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（取引所金融商品市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付けを除く。第四号において同じ。）であつて著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における当該株券等の買付け等
 - 三 取引所金融商品市場における有価証券の売買等であつて競売の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの（以下この項において「特定売買等」という。）による買付け等による株券等の買付け等の後ににおけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合が三分の一を超える場合における特定売買等による当該株券等の買付け等
 - 四 六月を超えない範囲内において政令で定める期間内に政令で定める割合を超える株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得（株券等の発行者が新たに発行する株券等の取得をいう。以下この号において同じ。）により行う場合（株券等の買付け等により行う場合にあつては、政令で定める割合を超える株券等の買付け等と特定売買等による株券等の買付け等とを併せて算入する。）であつて、当該買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（公開買付けによるもの及び適用除外買付け等を除く。）により行うときに限る。（前三号に掲げるものを除く。）
 - 五 当該株券等の買付け等（前三号に掲げるものを除く。）
 - 六 前項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等は、政令で定める期間の範囲内で買付け等の期間を定めて、行わなければならない。
 - 一 前項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（買付け以外の場合にあつては、買付けの価格に準ずるものとして）を定めるものとする。以下この節において同じ。
 - 二 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、均一の条件によらなければならない。
 - 一 商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。第二十七条の十二第三項において同じ。）又は銀行等（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関をいう。第二十七条の十二第三項において同じ。）に行わせなければならない。
 - 二 第一項本文に規定する公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、前三項の規定その他この節に定めるところによるほか、政令で定める条件及び方法によらなければならない。
 - 三 この条において「公開買付け」とは、不特定かつ多数の者に対し、公告により株券等の買付け等の申込み又は売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この条において同じ。）の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品市場外で株券等の買付け等を行うことをいう。
 - 四 第一項の「特別関係者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 株券等の買付け等を行う者と、株主の親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者
 - 二 株券等の買付け等を行う者と、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲り受けること合意している者
 - 五 第一項の「株券等所有割合」とは、次に掲げる割合をいう。
 - 一 株券等の買付け等を行う者にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数（株券について内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数を、その他のものに係る当該発行者の発行する新株予約権の数に算入する。）を、当該発行者の議決権の数に算入した数で除して得た割合
 - 二 前項の特別関係者（株券等第二号に掲げる者）の議決権の数に算入した数で除して得た割合
 - 六 前項の所有に係る当該株券等（議決権の数に算入した数に算入した数に算入した数）の議決権の数を、当該発行者の発行する新株予約権の数に算入した数で除して得た割合
 - 七 前項の所有に係る当該株券等（議決権の数に算入した数に算入した数）の議決権の数を、当該発行者の発行する新株予約権の数に算入した数で除して得た割合
 - 八 第一項の「株券等所有割合」とは、次に掲げる割合をいう。
 - 一 株券等の買付け等を行う者にあつては、内閣府令で定めるところにより、その者の所有に係る当該株券等（その所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数（株券について内閣府令で定めるところにより計算した株式に係る議決権の数を、その他のものに係る当該発行者の発行する新株予約権の数に算入する。）を、当該発行者の議決権の数に算入した数で除して得た割合
 - 二 前項の特別関係者（株券等第二号に掲げる者）の議決権の数に算入した数で除して得た割合
- （公開買付け開始公告及び公開買付け届出書の提出）
- 一 前項の規定による公告（以下この節において「公開買付け開始公告」という。）を行つた者（以下この節において「公開買付け者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付け開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第九十七条及び第九十八条の二において「該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。」）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。
 - 二 買付け等の価格、買付け等による株券等の数、買付け等の期間（前項後段の規定により公告において明示した内容を含む。）、買付け等に係る受渡しその他の決

2 前項の「対象有価証券」とは、株券、新株予約権付社債券その他の有価証券のうち政令で定めるものをいう。

3 第一項の保有者とは、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これを知った日において、当該権限を有することを知つた株券等（株券等に係る権利を表示する第二條第一項第二十号に掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を含む。）以下この項及び次条において同じ。）に限り、保有者となつたものとみなす。

4 一の金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する者（次号に該当する者を除く。）であつて、当該発行者の事業活動を支配する目的を有する者

5 一の投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する者

6 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

7 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

8 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

9 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

10 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

11 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

12 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

13 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

14 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

15 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

16 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

17 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

18 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

19 一の株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場

二 第二条第八項第十四号に掲げる行為
三 第二条第八項第十五号に掲げる行為
五 略

八 この章において「有価証券関連業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 店頭デリバティブ取引のうち、次に掲げる取引
イ 店頭の買手が将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該買手の目的となつて有価証券の売戻し又は買戻しその他の政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引
ロ 有価証券約定数値と有価証券現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引
ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

二 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに對して定められた金額について対価を支払うことを約する取引又はこれを約する取引
ホ 当事者が元本として定められた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金銭若しくは有価証券の利率等若しくは通貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定められた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。）又はこれを類似する取引
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める取引

六 前三号に掲げる取引（以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。）の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理又は前号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理

七 略

八 略

（登録）
二十九条 金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の拒否）
二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうち虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

イ 次のいずれかに該当する者
ロ 次のいずれかに該当する者

(1) 第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融商品取引業を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(2) 第六十条の八第一項の規定による第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第六十条の七に規定する旨の同条の規定による届出をした場合において当該届出に係る取引所取引許可業者（第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下この号及び次号並びに第三十八号第八号において同じ。）を廃止したことに伴う取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてきた者を除く。）で、

(7) 第六十六条の四十二第一項の規定による第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第六十六条の四十一第一項第二号から第七号までのいづれかに該当する旨の同項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る信用格付業者であつた法人とし、当該通知があつた日より消滅する場合の当該合併に限る。を、併し、信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。を、併し、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてい

(8) 第六十六条の六十三第一項の規定による第六十六条の六十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいづれかに該当する旨の同項の規定による届出があつた法人（同項第三号から第五号までのいづれかに該当する旨の同項の規定による届出に係る高速取引行為者であつた法人とし、当該通知があつた日より当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割、当該通知があつた日より当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散の機関の決定をいう。）をしてい

(9) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号、第五号及び第七号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による届出があつた日から当該処分をする日又は処分をしないこととの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第三号又は第五号から第七号までのいづれかに該当する旨の同項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人（同項第五号から第七号までのいづれかに該当する旨の同項の規定による届出に係る金融サービス仲介業者であつた法人とし、当該通知があつた日より当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務を廃止し、分割により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしてい

個人であつて、前号ロに該当する者

第五十二条第二項、第六十条の八第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

リ 第三十二条の十一第一項の規定を除くは、若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わ

三 個人である場合においては、前号イからチまで若しくは（第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）のいづれかに該当する者又は政令で定める使用人のうち前号イからリまでのいづれかに該当する者

四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいづれかに該当する者

イ 国内に営業所又は事務所を有しない法人

ハ 外国に営業所又は事務所を有する代表者（当該外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。）を定めていない者

ニ 協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第三項の五第一項第四号において同じ。）に加入しない者であつて、協会の定款その他の規則（有価証券の売買その他の取引若しくは第三十三条第三項の規定するデリバティブ取引等を公正かつ円滑にすること又は投資者の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあつては、次のいづれかに該当する者

イ 株式会社（取締役会及び監査役、監査等委員会等（会社法第十二条第十二号に規定する指名委員会等を含む。）を置くものに限る。）又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人（第一種金融商品取引業を行政令で定める場合にあつては、当該外国の法令に準拠し、当該外国の法令で定める一種金融商品取引業と同種類の業務を行つている者（これに類するものとして行政令で定める場合を含む。）に限る。）でない者

ロ 純財産額（内閣府令で定める金額）と資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。）が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下この条、次条及び第二百一条において「金融機関」という。）は、有価証券関連業又は投資運用業を行つてはならない。ただし、有価証券関連業については、金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買若しくは有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

第三十四条（特定投資家への告知義務）
金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約の締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

第三十五条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第三十六条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第三十七条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第三十八条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第三十九条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第四十条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第四十一条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第四十二条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第四十三条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第四十四条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

第四十五条（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）
金融商品取引業者等（第二号に掲げる者に限る。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「特定投資家（第二号に掲げる者）」と称する。）を締結するに際し、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

第三十四条の三 法人（特定投資家を除く。）は、金融商品取引業者等（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合に、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人（以下この条において「申出者」という。）の同意を得なければならぬ。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日（内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日以前で内閣府令で定める日）としなければならない。

1 この項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約（以下この条において「対象契約」という。）の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者を特定投資家として取り扱う期間の末日（以下この条において「期限日」という。）

三 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定投資家が金融商品取引業者等から対象契約の締結の勧誘を受け、又は当該金融商品取引業者等に対象契約の申込みをし、若しくは当該金融商品取引業者等と対象契約を締結する場合におけるこの法律の規定の特例の内容として内閣府令で定める事項

ロ 対象契約に關して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

五 期限日以前に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家として取り扱う旨

六 期限日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

七 その他内閣府令で定める事項

四 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

三 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律（第二十九条の五第三項及びこの条を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす。

二 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の勧誘の相手方

一 当該金融商品取引業者等が承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の相手方

五 金融商品取引業者等は、承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の相手方

四 金融商品取引業者等は、承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の相手方

三 金融商品取引業者等は、承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の相手方

二 金融商品取引業者等は、承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の相手方

一 金融商品取引業者等は、承諾日から期限日までに行う対象契約の締結の相手方

七 申出者は、期限日以前に、対象契約の締結の相手方（次項において「更新申出」という。）をする場合には、承諾日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日以後にしなければならない。

八 申出者が更新申出をする場合は、前回の期限日の翌日と、第二項中「第一号に規定する承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」と、前項中「承諾日」とあるのは「前回の期限日の翌日」とする。

九 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に対象契約の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

十 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出をした法人に対し、あらかじめ、前項の規定による承諾をする日その他内閣府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

十一 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

十二 金融商品取引業者等が第十項の規定による承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

第三十四条の四 次に掲げる個人（適格機関投資家を除く。）は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に關

して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出る事ができる。
一 商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約を締結した営業者である個人（内閣府令で定めるものを除く。）その他これに類するものとして内閣府令で定める個人
二 前号に掲げるもののほか、その知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当する者として内閣府令で定める要件に該当する個人
三 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人（以下この条において「申出者」という。）に対し、前条第二項第四号イ及びロに掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、申出者が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することを確認しなければならない。
四 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。
五 申出者は、金融商品取引業者等が第六項において準用する前条第二項の規定による承諾をする日以後いつでも、当該金融商品取引業者等に対し、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に關して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができ、第一項の規定による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまで、当該申出を承諾しなればならない。
六 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十三項までの規定は第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十一項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「第九項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「第九項まで」とあるのは「第八項まで及び次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（政令への委任）

第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手續その他この款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）

第三十五条 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、金融商品取引業のほか、次に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業に付随する業務を行うことができる。

一 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
二 有価証券の保護預りをして有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）
三 顧客から保護預りをして有価証券を担保とする金銭の貸付け（内閣府令で定めるものに限る。）
四 有価証券に關する顧客の代理
五 投資信託及び投資法人に關する法律第二十一条に規定する投資信託委託会社の第二条第一項第十号に掲げる有価証券に係る収益金、償還金若しくは解約金の支払又は当該有価証券に係る信託財産に属する有価証券その他の資産の交付に係る業務の代理
六 投資信託及び投資法人に關する法律第十二項に規定する投資法人の第二条第一項第十一号に掲げる有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
七 累積投資契約（金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を連続的に売り付ける契約をいう。）の締結（内閣府令で定めるものに限る。）
八 有価証券に關連する情報の提供又は助言（第二号第八項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。）
九 他の金融商品取引業者等の業務の代理（金融商品取引業（登録金融機関が行う登録金融機関業務を含む。）及び金融商品取引業に付随する業務（この号に規定する業務を除く。）のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るものに限る。第五号に掲げるものを除く。）
十 投資信託及び投資法人に關する法律第十三項に規定する登録投資法人の資産の保管
十一 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に關する相談に応じ、又はこれらに關し仲介を行うこと。
十二 他の事業者の経営に關する相談に応じること。
十三 通貨その他デリバティブ取引（有価証券取連デリバティブ取引を除く。）に關連する資産（暗号資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。）として政令で定めるものの売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
十四 譲渡性預金その他金銭債権（有価証券に該當するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
十五 次に掲げる資産に對する投資として、運用財産（投資運用業を行う金融商品取引業者等が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他

の財産をいう。以下同じ。）の運用を行うこと。
投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産その他の政令で定める資産を除く。）

十六 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの（第八号に掲げる行為に該当するものを除く。）

二 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等に係る業務

二 商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

三 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務

四 宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業又は同条第一号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務

五 不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業

五の二 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資により、又は価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品として政令で定めるもの（同項第三号に規定する指定品を除く。）の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより、他人のため金銭その他の財産の運用を行う業務（第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資として、運用財産の運用を行う業務（前項第十五号に掲げる行為を行う業務並びに第一号、第二号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

七、その他内閣府令で定める業務

三 金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

四 金融商品取引業者は、金融商品取引業並びに第一項及び第二項の規定により行う業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を行うことができる。

五 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を行うことが公益に反すると認められるとき、又は当該業務に係る損失の危険の管理が困難であるために投資者の保護に支障を生ずると認められるときに限り、承認しないことができる。

六 金融商品取引業者は、第三項の規定により届け出た業務又は第四項の規定により承認を受けた業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

七 第一項、第二項及び第四項の規定は、金融商品取引業者が第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は第四項の承認を受けた業務を行う場合において、これらの業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

第三十五條の二 金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲）

第三十五條の二 金融商品取引業者（第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者に限る。次項において同じ。）は、金融商品取引業（第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業に限る。）のほか、他の業務を兼業することができる。

二 前項の規定は、金融商品取引業者が同項に規定する他の業務を兼業する場合において、当該業務に関する法律の適用を排除するものと解してはならない。

（業務管理体制の整備）

第三十五條の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

（顧客に対する誠実義務）

第三十六條 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

二 特定金融商品取引業者等は、当該特定金融商品取引業者等又はその親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該特定金融商品取引業者等又はその子金融機関等が行う金融商品関連業務（金融商品取引行為に係る業務その他の内閣府令で定める業務をいう。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品関連業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

三 この条において「特定金融商品取引業者等」とは、金融商品取引業者等のうち、有価証券関連業務を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき第二十九條の登録を受けた者に限る。）その他の政令で定める者をいう。

四 第二項の「親金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を

有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。
5 第二項の「子金融機関等」とは、特定金融商品取引業者等が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該特定金融商品取引業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、金融商品取引業者、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融業を行う者をいう。

(標識の掲示)
第三十六条の二 金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。
2 金融商品取引業者等以外の者（金融商品仲介業者その他の法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者に限る。）は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)
第三十六条の三 金融商品取引業者等は、自己の名義をもつて、他人に金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。）を行わせてはならない。

(社債の管理の禁止等)
第三十六条の四 金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。次項において同じ。）は、会社法第七百二条に規定する社債管理者、同法第七百十四条の二に規定する社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社となることができない。
2 金融商品取引業者は、他の法律の規定にかかわらず、引受人となることができる。

(広告等の規制)
第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
三 当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
2 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引業を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(取引態様の事前明示義務)
第三十七条の二 金融商品取引業者等は、顧客から有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対し自己がその相手方となつて当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

(契約締結前の書面の交付)
第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所
二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号
三 当該金融商品取引契約の概要
四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他の内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨
七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

3 2 金融商品取引業者等は、第二項の規定は、前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣府

理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十七條の四（契約締結時等の書面の交付）

第三十七條の四 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 第三十四條の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（保証金の受領に係る書面の交付）

第三十七條の五 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に関して顧客が預託すべき保証金（内閣府令で定めるものに限る。）を受領したときは、顧客に

2 対し、直ちに、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

第三十七條の六（略）

3 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他

4 金融商品取引業者等は、第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合において、当該金融商品取引契約に係る対価の前払を受けているときは、これを顧客に返還しなければならない。ただし、前項の内閣府令で定める金額については、この限りでない。

5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

第三十七條の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）

一 当該金融商品取引業者等（登録金融機関を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）が第一種金融商品取引業を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる

イ 指定第一種紛争解決機関（指定紛争解決機関（第五十六條の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であつてその紛争解決等業務の種別（同条第二項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）が第一種金融商品取引業務（同条第二項に規定する第一種金融商品取引業務をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）であるもの）をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

ロ 指定第一種紛争解決機関が存在しない場合、指定第一種金融商品取引業務に関する苦情処理措置（顧客（顧客以外の第四十二條第一項に規定する権利者を含む。ロにおいて同じ。）から苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する苦情処理措置）をいう。以下この章及び第五章の四において同じ。）

二 当該金融商品取引業者等が第二種金融商品取引業を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定第二種紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が指定第二種金融商品取引業務（第五十六條の三十八第三項に規定する指定第二種紛争解決機関の業務をいう。以下この号において同じ。））

ロ 指定第二種紛争解決機関が存在しない場合、指定第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融商品取引業者等が投資助言・代理業務を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

ロ 指定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三 当該金融商品取引業者等が投資助言・代理業務を行う者である場合、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定投資助言・代理業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

八 高速取引行為者（金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者（金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行う者として政令で定める者に限る。）を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為その他これに準ずるものとして内閣府令で定める行為

九 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第三十八條の二 金融商品取引業者等は、その行う投資助言・代理業又は投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約の締結又は解約に関して、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんする旨を約束する行為

（損失補填等の禁止）

第三十九條 金融商品取引業者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券取引等」という。）につき、当該有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）が、信託契約に基づいて顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関を含む。）以下同じ。）において、信託を託する者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対して申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込み、若しくは約束し、又は第三者が当該顧客又はその指定した者について生じた顧客の利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対して申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込み、若しくは約束させる行為

二 有価証券売買取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対して申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込み、若しくは約束させる行為

三 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補填し、又はこれらについて生じた顧客の利益を追加するため当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

二 金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。））

二 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

（適合性の原則等）

第四十条 金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。
一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。
二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

(最良執行方針等)

第四十条の二 金融商品取引業者等は、有価証券の売買及びデリバティブ取引(政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券等取引」という。)に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法(以下この条において「最良執行方針等」という。)を定めなければならない。

2 金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。

3 金融商品取引業者等は、最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行しなければならない。

4 金融商品取引業者等は、金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面(当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面)を交付しているときは、この限りでない。

5 金融商品取引業者等は、有価証券等取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

6 第三十四条の二第四項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

(分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)

第四十条の三 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同条第二十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものに限る。)若しくは同条第二項第七号に掲げる権利(政令で定めるものに限る。)について、当該権利又は有価証券に關し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為を行つてはならない。

(金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)

第四十条の三の二 金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)については、これらの権利に關し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

(特定投資家向け有価証券の売買等の制限)

第四十条の四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、一般投資家(特定投資家等、当該特定投資家向け有価証券の発行者その他内閣府令で定める者以外の者)を以下この条において同じ。)を相手方とし、又は一般投資家のために、第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、当該特定投資家向け有価証券に關し開示が行われている場合(第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。次条第一項及び第六十六條の十四の二において同じ。)が、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(特定投資家向け有価証券に関する告知義務)

第四十条の五 金融商品取引業者等は、開示が行われている場合に該当しない特定投資家向け有価証券について、取得勧誘又は売付け勧誘等を行うことなく売付けその他の政令で定める行為を行う場合には、その相手方に対して、内閣府令で定めるところにより、当該特定投資家向け有価証券に關し開示が行われている場合に該当しないことその他の内閣府令で定める事項を告知しなければならない。

2 金融商品取引業者等は、特定投資家等(第二条第三十一項に掲げる行為を行うことを内容とする契約(同号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買)に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第三十一項に掲げる行為を行うことを内容とする契約)から特定投資家向け有価証券取引契約(特定投資家向け有価証券に係る同条第八項第一号から第四号まで又は第三十一項に掲げる行為を行うことを内容とする契約)の内容又は相手方の特性を勘案(当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。)を行うことを内容とする契約その他の契約の内容又は相手方の特性を勘案

して内閣府令で定めるものを除く。)をいう。以下この項において同じ。)の申込みを初めて受けた場合には、当該申込みに係る特定投資家向け有価証券取引契約を締結するまでに、当該特定投資家等に対し、次に掲げる事項を告知し、かつ、当該事項を記載した書面を交付しなければならぬ。また、当該特定投資家向け有価証券に関する情報提供の内容及び取引の特質その他の特定投資家向け有価証券に関する投資家が認識すべき重要な事項として内閣府令で定める事項。

二 特定投資家向け有価証券の取引を行うことがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家向け有価証券の取引を行う場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

三 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

3 (のみ行為の禁止)

第四十条の六 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等(商品関連市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同じ。)の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしない、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

4 (店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)

第四十条の七 金融商品取引業者等(店頭デリバティブ取引を業として行う者に限る。)は、特定店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、取引の公正の確保のためその概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる取引として内閣府令で定めるものをいう。次項、第五十八条の二及び第六十条の十四第一項において同じ。)を行う場合には、当該金融商品取引業者等がその店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織又は他の金融商品取引業者等(店頭デリバティブ取引を業として行う者に限る。)若しくは同条第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行わなければならない。同条第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等前項の規定により電子情報処理組織の使用に供した者は、当該電子情報処理組織を使用して行われなければならない。店頭デリバティブ取引については、内閣府令で定めるところにより、その価格、数量その他取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表しなければならない。

4 (権利者に対する義務)

第四十二条 金融商品取引業者等は、権利者(次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者をいう。以下この款において同じ。)のため忠実に投資運用業を行わなければならない。

- 一 第二条第八項第十二号に掲げる行為を行う業務 同号イ又はロに掲げる契約の相手方
- 二 第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務 同号イからハまでに掲げる権利表示される権利その他の政令で定める権利を有する者
- 三 第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務 同号イからハまでに掲げる権利表示される権利その他の政令で定める権利を有する者
- 2 金融商品取引業者等は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもつて投資運用業を行わなければならない。

(禁止行為)

第四十二条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

- 一 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 二 運用財産相互間に金融指標又はオプションに關し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うこと。
- 三 特定の金融商品、金融指標又はオプションに關し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うこと。
- 四 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うこと。
- 五 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと。
- 六 運用財産の運用として行った取引により生じた権利者の損失の全部若しくは一部を補填し、又は運用財産の運用として行った取引により生じた権利者の利益に追加するため、当該権利者又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること(事故による損失又は当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、若しくは保有されるものとして内閣府令で定める投資信託の元本に生じた損失の全部又は一部を補填する場合を除く。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(運用権限の委託)

第四十二条の三 金融商品取引業者等は、次に掲げる契約その他の法律行為において内閣府令で定める事項の定めがある場合に限り、権利者のため運用を行う権限の全部又は一部を他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）その他の政令で定める者に委託することができる。

一 第二条第八項第十二号イ又はロに掲げる契約

二 第二条第八項第十四号イに規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利に係る契約

三 第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利その他の同号に規定する政令で定める権利に係る契約

四 金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、すべての運用財産につき、その運用に係る権限の全部を同項に規定する政令で定める者に委託してはならない。

3 金融商品取引業者等が第一項の規定により委託をした場合における第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「金融商品取引業者等」とあるのは、「金融商品取引業者等（当該金融商品取引業者等から第四十二条の三第一項の規定により委託を受けた同項に規定する政令で定める者を含む。次項及び次条において同じ。）」とする。

(分別管理)

第四十二条の四 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、内閣府令で定めるところにより、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならない。

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止)

第四十二条の五 金融商品取引業者等は、有価証券等管理業務として行う場合その他政令で定める場合を除くほか、その行う投資運用業（第二条第八項第十二号に掲げる行為を行う業務に限る。）以下この条及び次条において同じ。に関して、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該金融商品取引業者等と密接な関係のある者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。ただし、当該金融商品取引業者等がその行う投資運用業に關し、顧客のために同項第一号から第四号までに掲げる行為又は商品関連市場デリバティブ取引を行う場合において、これらの行為による取引の決済のために必要なときは、この限りでない。

(金銭又は有価証券の貸付け等の禁止)

第四十二条の六 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない。ただし、金融商品取引業者が第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して顧客に対し金銭又は有価証券を貸し付ける場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

(運用報告書の交付)

第四十二条の七 金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、定期に運用報告書を作成し、当該運用財産に係る知れている権利者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を権利者に交付しなくても権利者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。

3 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）に関して、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、一の運用財産の権利者の数が政令で定める数以下である場合その他投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

(信託業法の適用除外)

第四十二条の八 信託業法第四章の規定は、金融商品取引業者等が投資運用業を行う場合については、適用しない。

第四十三条の六 金融商品取引業者等は、暗号資産関連業務（暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為（次項において「暗号資産関連行為」という。）を業として行うことをいう。同項において同じ。）を行うときは、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に關して、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘をするに際し、暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項についてその顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 一 第三十七条、第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方
- 二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方
- 三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方
- 四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

第五十条の二 (廃業等の届出等)

金融商品取引業者等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 金融商品取引業者である個人が死亡したとき その相続人
- 二 金融商品取引業者を廃したとき その法人又は個人
- 三 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者
- 四 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 五 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- 六 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を承継させたとき その法人
- 七 金融商品取引業者等である法人が分割により事業の全部又は一部を譲渡したとき その法人又は個人
- 八 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者)が行う者に限る。第十一項及び第十二項において同じ。)が金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(有価証券等仲介業務)の種別に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。)又は同法第十六条第一項の変更登録(有価証券等仲介業務)の種別の追加に係るものに限る。第十一項及び第十二項において同じ。)を受けたとき 当該登録又は変更登録を受けた者

第五十一条 (略)

(外国証券業者が行うことのできる業務)
 第五十八条の二 外国証券業者は、国内にある者を相手方として第二十八条第八項各号に掲げる行為を行つてはならない。ただし、金融商品取引業者のうち、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合(当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。))若しくは代理を行う場合を除く。)その他政令で定める場合は、この限りでない。

第六十三条 (適格機関投資家等特例業務)

一 適格機関投資家等(適格機関投資家以外の者)で政令で定めるもの(その数が政令で定める数以下の場合に限る。)及び適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。)で次のいずれにも該当しない者が相手方として行う第二十条第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募(適格機関投資家等(次のいずれにも該当しないものに限る。))以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるもの)に限り、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。)

イ その発行する資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二十一条に規定する資産対応証券をいう。)を適格機関投資家以外の者が取得している特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)

ロ 第二条第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約(商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。)で、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とするもの(その営業者又は営業者にならうとする者)

ハ 第二条第五号又は第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。))に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。))のみであるもの(有する適格機関投資家等から出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。))の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。))

二 第二条第五号又は第六号に掲げる権利(同一の出資対象事業(同項第五号に規定する出資対象事業をいう。))に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等(前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。))のみであるもの(有する適格機関投資家等から出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。))の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものを除く。))

二 適格機関投資家等特例業務(前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。))を行う者(金融商品取引業者等を除く。))は、あらかじめ内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の名又は名称

政令で定める使用人があるときは、その者の氏名業務の種別（前項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）

主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
その他内閣府令で定める事項

（略）

内閣総理大臣は、特例業務届出者（第二項の規定による届出をした者をいい、次条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。以下同）に係る第二項各号に掲げる事項のうち内閣府令で定める事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第一節第五款、第三十六条第一項、第三十六条の三、第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の四、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六及び第四十五条並びにこれらの規定に係る第八章及び第八章の二の規定を適用する。

（金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合）
第六十三條の三 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等（第六十三條第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条又は第三十三條の二の登録を受けている者を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨、第六十三條第二項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

第六十三條第五項、第六項、第八項から第十項まで、第十二項及び第十三項、前条第三項並びに次条から第六十三條の六までの規定は、前項の規定による届出をした金融商品取引業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは「金融商品取引業者等」と、第六十三條第五項中「第二項」とあるのは「第六十三條の三第一項」と、同条第六項中「第二項又は第八項」とあるのは「第六十三條の三第一項又は同条第二項において準用する第八項」と、同条第八項中「第二項各号に掲げる事項」とあるのは「第二項第五号及び第七号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項」と、同条第九項中「第二項」とあるのは「第六十三條の三第一項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。
一 第六十三條第一項第一号に掲げる行為を行う業務（第二節第一款（第三十六条第一項、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十七條の三、第三十八條第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九條（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三及び第四十条の三の二を除く。）の規定
二 第六十三條第二号に掲げる行為を行う業務（第二節第一款（第三十六条第一項、第三十七条の三、第三十七條の三、第三十七條の四、第三十八條（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九條（第四項及び第六項を除く。）及び第三十三條（第四十二條、第四十二條の二、第四十二條の四及び第四十二條の七を除く。）の規定

（設立要件）

第七十九條の二十九 基金を設立するには、その会員にならうとする二十以上の金融商品取引業者が発起人とならなければならない。

発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員にならうとする者を募り、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

定款及び業務規程の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。創立総会の議決によらなければならない。

第三項の創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た金融商品取引業者（以下この条において「加入予定者」という。）及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。の決定は、第七十九條の四十二第一項の規定にかかわらず、創立総会の基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項（予算及び資金計画を含む。）の決定は、第七十九條の四十二第一項の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。前項の規定は、前項の創立総会の議事について準用する。この場合において、同条中「総会員」とあるのは、「その開会までに発起人に対して各加入予定者の創立総会の議決権は、平等とする。」と読み替へるものとする。

11109 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
基金と特定の加入予定者との関係について創立総会の議決をする場合には、その加入予定者は、議決権を有しない。

第七十九條の四 (会員の議決権)
各会員の議決権は、平等とする。
2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
3 (略)

第八十條の三 (定款)
金融商品会員制法人を設立するには、發起人が定款を作成し、その全員が署名し、又は記名押印しなければならない。
2 金融商品会員制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 事務所の所在地
- 三 名称
- 四 基本金及び出資に関する事項
- 五 会員等に関する事項
- 六 信託金に関する事項
- 七 信託金の分擔に関する事項
- 八 役員に関する事項
- 九 役員に關する事項
- 十 業務の執行に関する事項
- 十一 業務の執行に關する事項
- 十二 規則の作成に關する事項
- 十三 取引所金融商品市場に關する事項
- 十四 取引所金融商品市場に關する事項
- 十五 會計に關する事項
- 十六 公告方法(金融商品会員制法人が公告(この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。第八十九條の二第二項第九号において同じ。)
- 3 (略)

第八十條の四 (創立総会)
2 設立を予定する金融商品会員制法人の会員となる予定の者(以下この条、次条及び第八十八條の六において「加入予定者」という。)は、創立総会の開会までに、出資の全額を払い込まなければならない。

3 (略)

第八十八條の五 (加入予定者の議決権)
創立総会における各加入予定者の議決権は、平等とする。
2 創立総会に出席しない加入予定者は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
3 (略)

第八十八條の九 (会員の議決権)
各会員の議決権は、平等とする。
2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。
3 (略)

(定款)
第二百二条の四 自主規制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員が署名し、又は記名押印しなければならない。
2 自主規制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

1 目的

2 事務所の所在地

3 基本金及び出資に関する事項

4 役員に関する事項

5 経費の負担に関する事項

6 役員に関する事項

7 業務の執行に関する事項

8 業議の執行に関する事項

9 規則の作成に関する事項

10 委託を受けて行う自主規制業務に関する事項

11 会計に関する事項

12 公告方法(自主規制法人が公告(この法律の規定により官報に記載する方法によりしななければならないものとされているものを除く。))を
13 する(略)

3 (略)

(定義)

第二百五十六条の三十八 この章において「指定紛争解決機関」とは、次条第一項の規定による指定を受けた者をいう。

2 この章において「特定第一種金融商品取引業者」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第一項各号に掲げる行為に係る業務及び第三十五条第一項の規定により行う業務並びに当該金融商品取引業者のために金融商品仲介業者が行う第二十一条第一号から第三号までに掲げる行為に係る業務をいう。

3 (略)

4 この章において「特定投資助言・代理業務」とは、金融商品取引業者が行う第二十八条第三項各号に掲げる行為に係る業務及びこれに付随する業務をいう。

5 (略)

6 この章において「特定登録金融機関業務」とは、登録金融機関が行う第三十三条の二の登録に係る業務及びこれに付随する業務、当該登録金融機関のために特定金融商品取引業務(第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務をいう。以下この項において同じ。))を行う者が行う特定金融商品取引業務並びに当該登録金融機関のために金融商品仲介業者が行う第二十一条第一号から第四号までに掲げる行為に係る業務をいう。

7 この章において「特定証券金融会社業務」とは、証券金融会社が第五十六条の二十七第一項第一号、第三号及び第四号の規定により行う業務をいう。

8 この章において「金融商品取引業者」とは、特定第一種金融商品取引業務、特定第二種金融商品取引業務、特定投資助言・代理業務、特定投資運用業務、特定登録金融機関業務又は特定証券金融会社業務をいう。

9 この章において「苦情処理手続」とは、金融商品取引業者等業務関連苦情(金融商品取引業者等業務に関する苦情をいう。第五十六条の四十四、第五十六条の四十五及び第五十六条の四十九において同じ。))を処理する手続をいう。

10 この章において「紛争解決手続」とは、金融商品取引業者等業務関連紛争(金融商品取引業者等業務に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。第五十六条の四十四、第五十六条の四十五及び第五十六条の四十九において同じ。))について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。

11 この章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

12 この章において「紛争解決等業務の種類」とは、紛争解決等業務に係る特定第一種金融商品取引業務、特定第二種金融商品取引業務、特定投資助言・代理業務、特定投資運用業務、特定登録金融機関業務及び特定証券金融会社業務の種類をいう。

13 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関する指定紛争解決機関と金融商品取引関係業者(金融商品取引業者等又は証券金融会社をいう。次条、第五十六条の四十二第二項、第五十六条の四十四及び第五十六条の五十六第一号において同じ。))との間で締結される契約をいう。

(外国金融商品取引規制当局に対する調査協力)

第八十九条 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に關し、協力の要請があつた場合において、当該要請に應ずることが相当と認める

ときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができない。

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。
一 我が国が行う同種の要請に当該外国金融商品取引規制当局の保証がないとき。
二 当該外国金融商品取引規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国の資本市場に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあるとき。
三 当該外国金融商品取引規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外のもので使用されるおそれがあると認められるとき。

3 5 (略)

(検査職員の証票携帯)
第九十条 (略)
2 前項の規定する各規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(法令違反等事実発見への対応)
第九十三条の三 (略)
2 前項の規定による通知を行った公認会計士又は監査法人は、当該通知を行った日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあることを認めなければならぬ。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

3 (略)
二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

(農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等)
第九十四条の六 この法律の規定により、第二条第二項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる権利であつて、商品投資に係る事業の規制に関する法律第二項の規定による商品投資その他価格の変動が著しい物品若しくはその使用により得られる収益の予測が困難な物品の取得(生産を含む)をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することとすることを目的とするものとして政令で定めるものに係る次に掲げる行為を行う業務に関し、内閣総理大臣が内閣府令(政令で定めるものに限る。)を定め、若しくは内閣総理大臣が命令その他の処分(政令で定めるものに限る。)を行う場合又は内閣総理大臣に対し届出(政令で定めるものに限る。)若しくは登録の申請があつた場合における農林水産大臣又は経済産業大臣との協議、これらに対する通知その他の手続については、政令で定める。

一 売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
二 募集又は私募
三 売出し
四 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
2 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第二十九条若しくは第三十一条第一項若しくは第三十三条の六第一項の届出を受け受理した場合には、当該者に係る第二十九条の二第一項又は第三十三条の三第一項に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。

3 2 第二条第八項第七号に掲げる行為(投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利で第二条第二項第五号に該当するもの(以下この条において「投資事業有限責任組合権利」という。)に係るものに限る。)
二 第二条第八項第十五号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)
三 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる行為を業として行おうとする者について、第六十三条第二項の規定に基づく届出を受け受理した場合には、当該者に係る同項各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。
一 第六十三条第一項第一号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)
二 第六十三条第一項第二号に掲げる行為(投資事業有限責任組合権利に係るものに限る。)

(金融庁長官への権限の委任)

2 第九十四条の七、内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

3 第九十四条の七、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会(以下この条及び次条において「委員会」という。)に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4 第五十六条の二第一項、第三項又は第四項の規定による権限(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

5 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

6 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

7 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

8 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

9 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

10 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

11 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

12 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

13 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

14 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

15 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

16 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

17 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

18 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

19 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

20 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

21 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

22 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

23 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

24 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

25 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

26 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

27 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

28 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

29 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

30 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

31 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

32 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

33 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

34 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

35 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

36 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

37 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

38 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

39 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

40 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

41 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

42 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

43 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

44 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

45 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

46 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

47 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

48 第六十条の十一(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)

第九十七條の三 第三十八條の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八條第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同（じ。に））に關して行われたものである場合に限る。）においては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第六十六條、第六十六條の二十七若しくは第六十六條の五十の登録、第三十一條第四項の変更登録又は第五十九條第一項、第六十條第一項若しくは第六十條の十四第一項の許可を受けた者

二 第三十六條の三、第六十六條の九又は第六十六條の三十四の規定に違反して他人に登録金融機関業務、金融商品仲介業又は信用格付業を行わせた者

二の二 第三十八條第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に關して行われたものである場合に限る。）

二の三 第三十八條第七号又は第六十六條の十四第一号ハの規定に違反した者

二の四 第四十二條第七号第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同條第二項において準用する第三十四條の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

三 第五十九條第一項、第六十條第一項又は第六十條の十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の許可を受けないで第五十九條第一項、第六十條第一項又は第六十條の十四第一項に規定する業務を行つた者

三の二 第五十九條の六又は第六十條の十三（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十六條の三の規定に違反して他人に第五十九條第一項、第六十條第一項又は第六十條の十三（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）に關して業務を行わせた者

三の三 第六十六條の五十六の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けずして高速取引行為を行つた者

三の四 第六十六條の五十六の規定に違反して他人に高速取引行為を行わせた者

四の二 第八十條第一項又は第六十五條第一項の規定に違反して金融商品市場を開設した者又は外国金融商品市場における取引を行わせた者

四の三 第八十條第二項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けずして第八十四條第二項に規定する自主規制業務を行つた者

五 第九十條の九の規定により発行する株式の総数の引受け、払込み若しくは金銭以外の財産の給付又は同條第三号に掲げる事項について、内閣総理大臣、裁判所又は会員の總會に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽した会員金融商品取引所の役員（仮理事及び仮監事を含む。）若しくは検査役又は株式会社金融商品取引所の取締役若しくは監査役となるべき者

六 第九十六條の二の規定に違反して金融商品債務引受業を行つた者

六の二 第九十六條の二十の十六第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けないで連携金融商品債務引受業務を行つた者

七 第九十六條の二十四第一項の規定に違反して内閣総理大臣の免許を受けないで同項に規定する業務を行つた者

八 第九十二條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反した者

第九十八條の二 次に掲げる財産は、没収する。ただし、その取得の状況、損害賠償の履行の状況その他の事情に照らし、当該財産の全部又は一部を没収することが相当でないときは、これを没収しないことができる。

一 第九十七條第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項又は第九十七條の二第十三号の罪の犯罪行為により得た財産

二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオプションその他の権利である場合における当該権利の行使により得た財産

三 前項の規定により財産を没収すべき場合において、これを没収することができないときは、その価額を犯人から追徴する。

第九十八條の三 第三十八條の二若しくは第三十九條第一項（これらの規定を第六十六條の十五において準用する場合を含む。）、第四十一條の二第二号若しくは第五号又は第四十二條の二第一号、第三号若しくは第六号の規定に違反した場合（第三十八條の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に關して行われたものである場合を除く。）においては、その行為をした金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の四 第六十六條の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十八條の五 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、指定親会社、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、信用格付業者、高速取引行為者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八條第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、特例業

- 務届出者、金融商品仲介業者、高速取引行為者若しくは特定金融指標算出者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 第四十二条の四、第四十三条の二第二項若しくは第二項、第四十三条の二の二又は第四十三条の三の規定に違反したとき。
 - 二 (略)
 - 二の二 第五十七条の二十第一項若しくは第二項、第五十七条の二十一第二項又は第五十五条の五の規定による命令（第五十七条の二十第二項の規定による命令においては、業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。
 - 三 第七十四条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置（役員解任の命令を除く。）、第七十九条の六の規定による停止若しくは措置、第百五十二条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）、第七十九条の六の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十三条の二の規定による停止、変更若しくは禁止、第百五十六条の二十の二十二の規定による停止、変更若しくは禁止又は第百五十六条の三十二第一項、第百五十六条の八十三第一項若しくは第百五十六条の九十第二項の規定による停止の処分に違反したとき。
 - 四 第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。
- 第百九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 一 第二十九条の二第二項から第三項まで、第三十三条の三、第五十九条の二第二項若しくは第三項、第六十条の二第二項若しくは第三項（これらの規定を第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第六十七条の三、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで、第百五十六条の四十又は第百五十六条の六十八の規定による申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に記載又は記録をしてこれを提出した者
 - 二 第三十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）又は第六十六条の十四第一号イの規定に違反した者
 - 二の二 第四十三条の六第二項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
 - 三・四 (略)
 - 五 第四十六条の三第二項（第六十条の六（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、以下この号において同じ。）において準用する場合を含む。）、第四十八条の二第二項、第四十九条の三第二項（第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十七条の三第二項又は第五十七条の十五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 六 (略)
 - 六の二 第四十六条の六第三項、第五十七条の五第三項又は第五十七条の十七第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした書面を公衆の縦覧に供した者
 - 六の三 第六十六条の三十九の規定による説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした説明書類を公衆の縦覧に供し、又は同条の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした者
 - 七 (略)
 - 八 第五十条の二第一項若しくは第七項、第五十七条の十八第二項、第六十条の七（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の四十一第一項若しくは第四項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 九 第五十条の二第六項又は第六十六条の四十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者
 - 十 (略)
 - 十一の二 第五十六条の三の規定による命令に違反した者
 - 十一の三 第五十七条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 十一の四 第五十七条の二第二項又は第三項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者
 - 十一の五 第五十七条の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 十二 第六十条の二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第三項において準用する第六十条の十一又は第六十五条の三第三項において準用する第六十条の二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - 十三 第六十条の二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第三項において準用する第六十条の二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - 十三の二 第六十三条第九項又は第十項（これらの規定を第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十五条の三第三項において準用する第六十条の二第三項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - 十四 (略)

用する場合を含む。)、第二十四条の五第五項(第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項、第二十四条の六第一項、同条第二項において準用する第九条第一項若しくは第十条第一項(これらの規定を同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))又は第二十四条の七第三項(同条第六項(第二十七条において準用する場合を含む。))及び第二十七条において準用する場合を含む。))、半期報告書、臨時報告書、親会社等状況報告書又は自己株券買付状況報告書を提出しない者
六。第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。))又は第二十七条の十四第二項(第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して書類(第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類を除く。))の写しを公衆の縦覧に供しない者
七。第二十七条の七第二項(第二十七条の八第十二項並びに第二十七条の二十二の第二項及び第六項において準用する場合を含む。))、第二十七条の八第八項(第二十七条の二十二の第二項及び第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。))、第二十七条の八第十一項(第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して書類(第二十七条の八第十二項及び第九号に掲げる書類を除く。))の写しを公衆の縦覧に供しない者
八。第二十七条の八第二項から第四項まで(これらの規定を第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。))の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の第二項の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者
九。第二十七条の九第二項又は第三項(これらの規定を第二十七条の二十二の第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して公開買付説明書又は訂正した公開買付説明書を交付しなかつた者
十。第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者
十一。第二十七条の十第九項(同条第十項において準用する場合を含む。))若しくは同条第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。))又は第二十七条の二十七(第二十七条の二十九条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十二。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十三。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十四。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十五。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十六。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十七。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十八。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
十九。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
二十。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者
二十一。第二十七条の二十九条の記載をした書類をその写しとして送付した者

第二百条の二 前条第十四号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。

第二百条の三 第八十五条第二項又は第八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第二百一条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、金融機関、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、第六十六条の三第一項の規定により認可を受けた者、金融商品取引所持株会社、第六十六条の十七第一項の規定により認可を受けた者、商品取引所、商品取引所持

株式会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の主要株主（第二百五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。）若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者、金融商品仲介業者若しくは金融商品取引清算機関の主要株主は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第一項の規定による認可を受けずして同項に規定する業務を行ったとき。

二 第三十条の二第一項（第八十七条の二第三項、第八十七条の三第五項、第六十六条の十第五項、第六十六条の十七第五項、第六十六条の二十

四第二項、第六十五条第二項、第六十五条の五の五第六項及び第六十五条の二十の十六第四項において準用する場合を含む。）、第五十九条第二項、第

六十条第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第八十五条第二項又は第六十六条の六第四項（第六十五条の十九第四項において

準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

三 第三十一条第二項の規定に違反したとき。

四 第三十一条の二第五項、第三十三条第一項、第三十三条の二、第四十一条の三から第四十一条の五まで、第四十二条の五、第四十二条の六又は第六十六条の

十三の規定に違反したとき。

五 第三十五条第四項の規定による承認を受けずして金融商品取引業並びに同条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務以外の業務を行ったとき。

六 第五十二条第一項（第三十条第一項の認可に係るものに限る。）又は第五十二条の二第一項の規定による業務の停止の処分違反したとき。

七 第六十四条第二項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定に違反して、外務員の職務を行わせたとき。

八 第六十七条の七、第九十七条又は第六十二条の二十一の規定に違反したとき。

九 第八十五条第一項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けずして同項に規定する自主規制法人に第八十四条第二項に規定する自主規制業務の委託を行つ

たとき。

十 第六十六条の七第四項において準用する同条第一項又は第六十六条の二十一第四項において準用する同条第一項の規定による命令に違反したとき。

十一 第六十六条の二十八第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十六条の二十七第三項の規定による承認を受けずして第六十六条の二十四第一項及び第六十六条の二十七第一項各号に規定する業務以外の業務

を行つたとき。

十三 第六十六条の二十八第一項の規定による認可を受けずして、同項の規定により内閣総理大臣の認可を受けてできることとされる行為をしたとき。

第二百二条 取引所金融商品市場によらないで、取引所金融商品市場における相場（取引所金融商品市場における金融商品の価格又は利率等に基づき算出される金

融指標を含む。）により差金の授受を目的とする行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法第八

十六条の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定は、次に掲げる取引については、適用しない。

一 金融商品取引業者（第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。以下この項において同じ。）又は第三十三条第一項に規定する銀行

、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が一方の当事者となる店頭デリバティブ取引

二 金融商品取引業者又は第三十三条第一項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が媒介、取次ぎ若しくは代理を行う店頭デリバティ

ブ取引

三 商品先物取引業者又は商品先物取引法第三百四十九条第一項の届出をした者が一方の当事者となる取引

第二百三条 金融商品取引業者の役員（当該金融商品取引業者が外国法人である場合には、国内における代表者及び国内に設ける営業所又は事務所に駐在する役員

。以下この項において同じ。）若しくは職員、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の

役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮執行役員及び仮監査役を含む。）若しくは職員又は外国金融商品取引所の国内における代表者（国内に事務所がある場

合にあつては、当該事務所に駐在する役員を含む。）若しくは職員が、その職務（金融商品取引業者の役員又は職員にあつては、第七十九条の五十第一項の規定

により投資者保護基金の委託を受けた金融商品取引業者の業務に係る職務に限る。）に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以

下の懲役に処する。

3 2 前項の場合において、收受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 2 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前条第三項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二百四十四条 第七十二条（第七十九条又は第七十九條の十四で準用する場合を含む。）、第七十七條の二第七項若しくは第八項（これらの規定を第七十七條の三第四項、第七十八條の七、第七十八條の八第四項又は第七十九條の十三で準用する場合を含む。）、第七十九條の四十七、第八十七條の八、第一百五十六条の八、第一百五十六条の二十の七又は第七十九條の七十の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第四項、同條第六項（第二十三條の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三條第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三條の十二第二項（第二十七條の規定を第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十七條において準用する場合を含む。）、第十五條第六項（第二十三條の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第十五條第二項から第四項まで、第二十三條第二項（第二十三條の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の八第三項（第二十七條において準用する場合を含む。）又は第二十七條の十第二項（第二十七條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七條の十第九項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第二十七條の十第九項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十七條の十第九項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十七條の十第九項（同條第十項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六 若しくは第二項、第二十七條の三十五第一項、第二十七條の三十七第一項又は第二十七條の三十七第二項において準用する場合を含む。による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六十四條第五項若しくは第六十五條の第二項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者
二十 第六十五條、第六十六條の第二十五項又は第六十九條の規定に違反した者

第二百五條の二 第二百五十六條の四十八若しくは第二百五十六條の五十第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二百五條の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二百五十六條の二十の十五の認可を受けずに金融商品債務引受業を廃止した者

二 第二百五十六條の六十第一項の認可を受けずに紛争解決等業務（第二百五十六條の三十八第十一項に規定する紛争解決等業務をいう。）の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

三 第二百五十六條の八十二第一項の認可を受けずに取引情報蓄積業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者

第二百五條の二の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十一條の三、第四十三條の四第一項若しくは第二項、第六十六條の六又は第九十四條の規定に違反した者

三 第三十六條の二第一項又は第六十六條の八第一項の規定に違反した者

四 第三十六條の二第二項又は第六十六條の八第二項の規定に違反して、第三十六條の二第一項又は第六十六條の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第四十六條の三第三項（第六十條の六）（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）（第四十八條の二第三項、第五十七條の三第三項又は第五十七條の十五第三項の規定による命令に違反した者）（第五十七條の二第二項及び第六十六條の四第十項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者）

六 第五十七條の二第五項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者

七 第五十七條の二第五項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第七十九條の三第一項後段の規定に違反した者

九 第七十九條の三又は第五十六條の四十五第一項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第七十九條の三の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十一 第七十九條の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十二 第七十九條の五十三第一項、第六十條の六十第三項、第六十六條の六十一第三項又は第六十六條の八十二第二項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十三 第七十九條の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十四 第七十九條の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二百五條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十七條第一項第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分を違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第七十七條第二号の規定による事件関係人に対する処分を違反して物件を提出しない者

三 第八十五條第一項の規定による参考人に対する処分を違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

四 第八十五條第二項又は第八十五條の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一十一條第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

五 第八十五條の三第二項の規定による物件の所持人に対する処分を違反して物件を提出しない者

六 第八十五條の四第一項の規定による鑑定人に対する処分を違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第二百六條 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした認可金融商品取引業協会、第七十八條第二項に規定する認定金融商品取引業協会、投資者保護基金、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、第二百二條の三第一項に規定する親商品取引所等、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関、証券金融会社、取引情報蓄積機関若しくは特定金融指標算出者の代表者、代理人、使用人そ

他の従業者又は特定金融指標算出者は、三十万円以下の罰金に処する。
一の 第六十四条の七第四項（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十七条の八第二項、第六十七条の十二、第八十七条の二第一項、第八十七条の三第一項、第六十五条（第六十六条の二十四第一項、第六十九条第一項（第六五十三条の四において準用する場合を含む。）又は第六五十六条の十の三）第三項の規定に違反したとき。

二の 第六十七條の八第三項前段、第六十七條の十三、第二百一十一條、第二百二十六條第一項、第四百九十九條第二項前段（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）、第六五十三條の三又は第六五十五條の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三の 第六十七條の十四又は第六二十五條の規定による命令に違反したとき。
四の 第六十七條の十五第一項、第六十七條の十七第一項、第二百二十七條第一項又は第二百二十九條第一項の規定による命令に違反したとき。
五の 第六十九條の五十五第四項又は第七十九條の五十九第五項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
六の 第七十二条第一項（第二百二十三條第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四條第一項若しくは第三項の規定に違反して上場したとき。

七の 第二百二十六條第二項の規定に違反して上場を廃止したとき。
八の 第二百五十六條の六第三項、第二百五十六條の十三又は第六五十六條の十九第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
九の 第二百五十六條の十二、第二百五十六條の二十の十又は第六五十六條の二十の二十一第一項の規定に違反したとき。

十の 第二百五十六條の二十の十一又は第六五十六條の二十の二十一第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
十一の 第二百五十六條の二十七第二項又は第六五十六條の二十八第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
十二の 第二百五十六條の七十二第二項、第六五十六條の七十七第一項又は第六五十六條の七十八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十三の 第二百五十六條の七十四第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は内閣総理大臣の認可を受けず、若しくは業務規程の変更をしたとき。
十四の 第二百五十六條の八十七第一項の規定に違反して業務規程を定めず、若しくは内閣総理大臣の認可を受けず、又は同条第三項の規定に違反して内閣総理大臣の認可を受けずに業務規程の変更をしたとき。

第二百七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七條 七億円以下の罰金刑
二 第九十七條の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第九十七條の三 五億円以下の罰金刑
三 第九十八條（第四号の二及び第五号を除く。）又は第九十八條の三から第九十八條の五まで 三億円以下の罰金刑
四 第九十八條の六（第八号、第九号、第十二号、第十三号及び第十五号を除く。）又は第九十九條 二億円以下の罰金刑
五 第一百零二條（第十二号の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二及び第十九号を除く。）又は第二百一十一條第一号、第二号、第四号、第六号若しくは第九号から第十一号まで 一億円以下の罰金刑
六 第九十八條第四号の二、第九十八條の六第八号、第九号、第十二号、第十三号若しくは第十五号、第二百一十二條の三、第十五号の二、第十七号、第十八号の二若しくは第十九号、第二百一十一條（第一号、第二号、第四号、第六号及び第九号から第十一号までを除く。）、第二百五五條から第二百五五條の二の二まで、第二百五五條の二の三（第十三号及び第十四号を除く。）又は前条（第五号を除く。） 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第九十七條、第九十八條、第九十九條の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第九十九條の三の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。
3 第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百七条の二 第九十七條の二第十二号、第九十八條第五号又は第二百三條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合において、百万円以下の過料に処する。
一 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
二 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による資本準備金の額を計上しなかつたとき。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合において、百万円以下の過料に処する。
一 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
二 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による資本準備金の額を計上しなかつたとき。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合において、百万円以下の過料に処する。
一 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
二 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による資本準備金の額を計上しなかつたとき。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合において、百万円以下の過料に処する。
一 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
二 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による資本準備金の額を計上しなかつたとき。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合において、百万円以下の過料に処する。
一 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
二 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による資本準備金の額を計上しなかつたとき。

第二百七条の三 認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五條第一項に規定する自主規制法人又は金融商品取引所持株会社の役員（仮理事及び仮監事並びに仮取締役、仮会計参与、仮監査役及び仮執行役を含む。）は、次の場合において、百万円以下の過料に処する。
一 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
二 第七十三條又は第六十三條（第六五十三條の四において準用する場合を含む。）の規定による資本準備金の額を計上しなかつたとき。

三 第百一条の二十第一項又は第四項の規定による通知をしなかつたとき。

四 第百一条の三十第一項又は第四項の規定による登記をすることを怠つたとき。

五 第百一条の五第一項の規定に違反して、自主規制委員の過半数を社外取締役から選定しなかつたとき。

六 第百一条の十八の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

七 第百一条の十八の規定による名簿を公衆の縦覧に供することを怠つたとき。

第二百七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十条の二第十項及び第六十六條の第四十六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、同条の調査を求めなかつた者

二 第五十条の二第十項及び第六十六條の第四十六項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して、報告をせず又は虚偽の報告をした者

三 正当な理由がないのに、第五十条の二第十項及び第六十六條の第四十六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

四 正当な理由がないのに、第二百二条の三十一第二項又は第二百五条の十六第二項若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する閲覧又は謄写を拒んだ者

第二百八条 有価証券の発行者、金融商品取引業者等、金融商品取引業者の特定主要株主、指定親会社、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の代表者若しくは役員、金融商品取引業者、金融商品取引業者の特定主要株主、特例業務届出者、金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者、外国法人である金融商品取引業者、第五十九条の規定により許可を受けた者、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者、外国法人である特例業務届出者若しくは外国人である高速取引行為者の国内に許可を受けた者、信用格付業者の国内に代表者の定めのあるもの、代表者又は管理者を含む。外国法人（法人でない団体で代表者の定めのあるものを含む。）である信用格付業者の国内に代表者の定めのあるもの、代表者又は管理者を含む。第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業者の役員（仮理事を含む。）若しくは代表者である自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び執行役を含む。）若しくは清算人、金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び執行役を含む。）若しくは清算人、外国金融商品取引所若しくは第八十五条第一項に規定する自主規制法人の役員（仮理事、仮取締役及び執行役を含む。）若しくは清算人、外国金融商品取引所の代表者若しくは役員、第百五十六条の三十八第一項に規定する指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるもの、代表者又は管理者を含む。）又は特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるもの、代表者又は管理者を含む。）又は特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるもの、代表者又は管理者を含む。）又は特定金融指標算出者の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるもの、代表者又は管理者を含む。）

一 第四十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

二 第四十一条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

三 第四十二条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

四 第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

五 第四十四条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

六 第四十五条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

七 第四十六条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

八 第四十七条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

九 第四十八条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

十 第四十九条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

十一 第五十条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

十二 第六十条の規定により、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

十三 第六十一条の規定により、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

四の二第一項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書又は第二十四条の四の八第二項若しくは第二十四条の五の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正確認書を提出しなかつた者

五 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類（第二十五条第一項第五号及び第九号に掲げる書類に限る。）の写しを公衆の縦覧に供しない者

六 第二十七条の二十四の規定に違反して、通知書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない通知書若しくは虚偽の記載をした通知書を交付した者

六の二 第四十条の五第一項の規定に違反した者

七 第六十条の四第二項（第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）第六十五条第二項又は第六十六条の四十六第二項の規定による命令に違反した者

八 第六十二条第一項若しくは第三項又は第七十九条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第六十二条第二項又は第八十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十 第七十九条の十五、第五十六条の五十四又は第五十六条の七十六の規定に違反した者

（混和した財産の没収等）

第二百九条の二 第九十八条の二第一項又は第二百条の二の規定により没収すべき財産（以下この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項において「不法財産」という。）が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産（次項及び次条第一項において「混和財産」という。）のうち当該不法財産（当該混和に係る部分に限る。）の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

2 情を知つた第三者が混和財産（第二百条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限る。）を取得した場合も、前項と同様とする。

（没収の要件等）

第二百九条の三 第九十八条の二第一項の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合（法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われること的情を知らなかった当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。）は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第九十八条の二第一項又は第二百条の二の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

（第三者の財産の没収手続等）

第二百九条の四 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二百九条の七において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続へ参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十八条の二第一項又は第二百条の二の規定により、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、前条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しななければならない。

4 前条第二項の規定により存続させるべき権利については、前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができない。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第三十八号）の規定を準用する。

（没収された債権等の処分等）

第二百九条の五 第九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第九十七条の二第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収された債権等は、檢察官がこれを処分しなければならぬ。

2 第九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第九十七条の二第十三号又は第二百条第十四号の罪に關し没収すべき債権の没収の裁判が確定し

たときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二百九条の六 権利の移転について登記又は登録（以下この条において「登記等」という。）を要する財産を第九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第九十七条の二第十三号又は第二十条第十四号の罪に關し没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を關係機關に囑託する場合には、没収により効力を失つた処分制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第四章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を囑託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二百九条の七 第九十七条第一項第五号若しくは第六号若しくは第二項、第九十七条の二第十三号又は第二十条第十四号の罪に關し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

(事業の種類)

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖

二 水産に關する経営及び技術の向上に關する指導

三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

六 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

七 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

八 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

九 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十四 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十五 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十六 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十七 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十八 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

十九 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十一 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十二 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

二十三 組合員の貯蓄又は生活に必要な資金の貸付け

5 4 3 2
（略）
信用事業規程の変更（軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。）又は廃止は、行政庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
第一項及び第三項の認可の申請は、申請書に主務省令で定める書類を添えてしなければならない。

（信用事業に係る経営の健全性の確保）
第十一条の八 主務大臣は、第十一条第一項第四号の事業を行う組合の信用事業の健全な運営に資するため、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 当該組合の保有する資産等に照らし当該組合の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準
二 当該組合及びその子会社その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社の保有する資産等に照らし当該組合及び当該特殊の関係のある会社の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準
三 当該組合の剰余金の処分の方法が適当であるかどうかの基準

3 2
（略）
前項の場合において、組合又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

（子会社の範囲等）

第十七条の十四 第十一条第一項第四号又は第十二号の事業を行う組合は、次に掲げる業務を専ら営む国内の会社（第一号に掲げる業務を営む会社のうち、信用事業に従属する業務を専ら営むものにあつては当該組合の他に類する者として主務省令で定めるもの（第四項において「組合等」という。）の行う事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては主として当該組合の行う業務のためにその業務を営んでいるものに限る。第三項において「子会社対象会社」という。）を除き、特定事業に相当する事業を行い、又は特定事業に相当するもの（第四項及び次条第一項において「従属業務」という。）

一 組合の行う特定事業に従属する業務として主務省令で定めるもの（第四項及び次条第一項において「従属業務」という。）
二 次項第一号に掲げる組合にあつては第十一条第一項第三号、第四号又は第十二号の事業に、それぞれ付随し、次項第二号に掲げる組合にあつては同条第一項第三号又は第四号の事業に、次項第三号に掲げる組合に、それぞれ付随し、又は関連する業務として主務省令（次項第三号に掲げる組合にあつては、農林水産省令）で定めるもの

2 前項の規定する「特定事業」とは、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業をいう。
一 第十一條第一項第四号及び第十二号の事業を併せ行う組合（信用事業又は共済事業）
二 第十一條第一項第四号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）
三 第十一條第一項第十二号の事業を行う組合（第一号に掲げる組合を除く。）
三 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、同項の組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由により当該組合の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有すること

4 前項の措置を講じなければならない。ただし、当該組合は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

（議決権の取得等の制限）

第十七條の十五（略）
2 前項の規定は、同項の組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日書の一合を超過してこれを保有してはならない。
3 前項ただし書の百分の五十を超えて行政庁が取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、行政庁が当該承認をするときは、当該組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える

4 部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 第一項の組合又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる特定事業会社である国内の会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 当該組合が第五十四条の二第三項の認可を受けて同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき（主務省令で定める場合に限る。）その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十九條第二項の認可を受けて当該組合が合併により設立されたとき（当該組合が存続する場合に限る。）その合併をした日

三 当該組合が第六十九條第二項の認可を受けて合併をしたとき（当該組合が存続する場合に限る。）その合併をした日

5 特定事業会社である国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに当該行政庁が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 第一項の組合又はその子会社が、特定事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該組合が取得し、又は保有するものとみなす。

7 (略)

(信用事業の譲渡又は譲受け)
第五十四條の二 (略)

2 (略)

3 前二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 (略)

(事業の種類)
第八十七條 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 水産資源の管理及び水産動物の増殖

二 水産に直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け

三 連合会を貯金又は定期積金の受入れ

四 所属員の事業に必要な物資の供給

五 所属員の事業に必要な共同利用施設の設置

六 所属員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売

七 漁場の利用に関する事業（漁業の安定的な利用関係の確保のための連合会を間接に構成する者の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進するものを含む。）

八 船だまり、船揚場、漁礁その他所属員の漁業に必要な設備の設置

九 漁業法第九條第一項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十條第八項に規定する保全活動その他漁場の管理

十 会員の組織、事業及び経営に関する沿岸漁場管理団体として行う同法第六十條第八項に規定する保全活動その他漁場の管理

十一 会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整

十二 所属員の福利厚生に関する事業

十三 所属員の経済的地位の改善のためにする団体の協約の締結

十四 連合会の経済的地位の改善のためにする団体の協約の締結

十五 漁船保険組合が行う保険又は漁業共済組合が行う共済のあつせん

十六 前各号の事業に附帯する事業

十七 前各号の事業に附帯する事業

十八 前各号の事業に附帯する事業

十九 前各号の事業に附帯する事業

二十 前各号の事業に附帯する事業

二十一 前各号の事業に附帯する事業

二十二 前各号の事業に附帯する事業

二十三 前各号の事業に附帯する事業

二十四 前各号の事業に附帯する事業

二十五 前各号の事業に附帯する事業

二十六 前各号の事業に附帯する事業

二十七 前各号の事業に附帯する事業

二十八 前各号の事業に附帯する事業

二十九 前各号の事業に附帯する事業

三十 前各号の事業に附帯する事業

三十一 前各号の事業に附帯する事業

三十二 前各号の事業に附帯する事業

三十三 前各号の事業に附帯する事業

三十四 前各号の事業に附帯する事業

三十五 前各号の事業に附帯する事業

三十六 前各号の事業に附帯する事業

三十七 前各号の事業に附帯する事業

三十八 前各号の事業に附帯する事業

三十九 前各号の事業に附帯する事業

四十 前各号の事業に附帯する事業

四十一 前各号の事業に附帯する事業

四十二 前各号の事業に附帯する事業

四十三 前各号の事業に附帯する事業

四十四 前各号の事業に附帯する事業

四十五 前各号の事業に附帯する事業

四十六 前各号の事業に附帯する事業

四十七 前各号の事業に附帯する事業

四十八 前各号の事業に附帯する事業

四十九 前各号の事業に附帯する事業

五十 前各号の事業に附帯する事業

- 一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業
 - イ 契約の対象とする物件（以下この号及び第九十七条第二項第一号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第一号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。
 - ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
- 二 前号に掲げる事業の代理又は媒介
 - ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
- 三 第一項第四号の事業を行う連合会は、所属員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。
 - 一 手形の割引
 - 二 為替取引
 - 三 債務の保証又は手形の引受け
 - 三の二 有価証券の売買等
 - 三の三 有価証券の貸付け
 - 四 有価証券の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 五 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
 - 六 有価証券（国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二条第十号及び第十一号に掲げるものに限り。）の私募の取扱い
 - 七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者（外国銀行を除く。）の業務（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限り。）
 - 七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限り。）
 - 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 九の二 振替業
 - 十 両替
 - 十一 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 十二 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの
 - 十三 前各号の事業に附帯する事業
- 四 第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業（前項の規定により行う事業を除く。）を行うことができる。
 - 一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払に就いて保証している同項第五号に掲げる有価証券その他の債券に限る。） 同法第三十三条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限り。）
 - 二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。） 金融商品取引業者の委託を受けて、当該金融商品取引業者のために行う同法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為
 - 三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
 - 三の二 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
 - 三の三 金融商品取引法第三十三条第二項第二号に掲げる有価証券 同号に定める行為
- 五 第一項第三号の事業を行う連合会は、第十一条第六項の規定を準用する。
 - 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う信託業務に係る事業
 - 二 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて行う信託業務に係る事業
 - 三 金融商品取引法第二十八条第六項の規定する投資助言業務に係る事業
 - 三の二 金融商品取引法第二十八条第六項の規定する投資助言業務に係る事業
 - 三の三 金融商品取引法第二十八条第六項の規定する投資助言業務に係る事業
- 六 第一項第三号の事業を行う連合会は、この条の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行うことができる。
 - 一 金融商品取引法第三号の事業を併せ行う連合会は、この条の区域を地区とするもの（以下この条において「全国連合会」という。）は、同号に規定する事業のほか、当該連合会が前項第二号の事業を行う場合においては、第十一条第六項の規定を準用する。
 - 二 連合会が前項第二号の事業を行う連合会であつて全国の区域を地区とするもの（以下この条において「全国連合会」という。）は、同号に規定する事業のほか、当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会（以下この項において「組合等」という。）の管理に当り、当該組合等の有する団体漁業権に係る組合員（連合会にあつては、会員たる組合の組合員）による漁場の利用に関する業務及び当該組合等が行う漁場の管理に当り、当該業務の適正化を図るために、必要な取組を行うことを求めることができる。
- 七 第一項第十一号及び第八項の事業を行う全国連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める
- 八 第一項第十一号及び第八項の事業を行う全国連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める
- 九 第一項第十一号及び第八項の事業を行う全国連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める
- 十 第一項第十一号及び第八項の事業を行う全国連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める

資格を有するものである役員又は職員を当該事業に従事させなければならない。

1211 (略)

一 次の各号に掲げる事業の利用に関する前項ただし書の規定の適用については、当該各号に定める者を所属員とみなす。

二 第一項第三号の事業 所属員と世帯を同じくする者又は営利を目的としない法人に対して、その貯金又は定期積金を担保として貸し付ける場合におけるこれらの者

三 第一項第四号の事業 所属員と世帯を同じくする者及び営利を目的としない法人

四 第一項第十四号の事業 所属員と世帯を同じくする者

13 連合会は、第十一項の規定にかかわらず、所属員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、次に掲げる資金の貸付けをすることができる。

一 地方公共団体に対する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 営利を目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となつてゐるもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を拠出してゐるものに対する資金の貸付けで政令で定めるもの

三 漁港区域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前二号に掲げるものを除く。）

四 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け

(子会社の範囲等)

第八十七条の二 前条第一項第四号の事業を行う連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限定する。第四項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社（第九十二条第一項において準用する第十一項の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）としてはならない。

一 (略)

二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

三 (略)

四 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のい

ずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項において「証券仲介専門会社」という。）

五 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

六 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

七 金融商品取引法第二十八号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

八 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

九 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

11 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

12 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

第九十七條 (事業の種類)
連合会を直接又は間接に構成する者(以下この章において「連合会」という。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 所屬員の貯蓄又は定期積金の受入れ

二 所屬員の事業に必要な物資の供給

三 所屬員の生産物の運搬、加工、保管又は販売

四 所屬員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査

五 所屬員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言

六 所屬員の福利厚生及び社員相互間の総合調整

七 所屬員の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに連合会の事業に関する所屬員の知識の向上を図るための教育並びに所屬員に対する一般的情報の提供

八 所屬員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

九 前項第一号又は第二号の事業を行う連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帯する事業若しくは同項第三号の事業のうち次に掲げるもの(これに附帯する事業を含む。)又は次項、第四項若しくは第五項の事業のほか、他の事業を行うことができず、当該物件を使用させる事業

一 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業

二 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するとして譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

三 前号に掲げる事業の代理又は媒介は、所屬員のために、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 第一項第二号の事業を行う連合会は、

二 債務の保証又は手形の引受け

三 有価証券の引受け

四 有価証券の貸付け

五 有価証券の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)

六 有価証券(国債等に該当するもの並びに金融商品取引法第二十条第一項第十号及び第十一号に掲げるものに限る。)

七 農林中央金庫その他主務大臣の定める者(外国銀行を除く。)

八 外国銀行の業務の代理又は媒介(外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。)

九 二、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十一 両替

十二 デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十三 前項第一号及び第二号の事業の併せ行う連合会は、これらの事業の遂行を妨げない限度において、次の各号に掲げる有価証券について、当該各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)

一 金融商品取引法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払に

第四十九条第二項及び第三項、第五十条の二から第五十条の四まで並びに第九十八条の二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第六十八条の二から第六十九条の四まで、第七十条（第三項を除く。）、第七十一条から第七十四条の二まで、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第三項、第七十七条、第九十一条並びに第九十一条の二の規定は、連合会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十八条の二第一項中「であつて」とあるのは「（第百条第五項において読み替えて準用する第九十一条の二連合会を除く。次条において同じ。）であつて」と、第六十八条の三第一項中「第六十八条第一項第一号」とあるのは「第百条第五項において準用する第九十一条第一項第一号」と、第六十九条第三項中「第十一項第四号又は第十二項」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第七十条第二項中「第三十四条第十項本文、第十一項及び第十九項」とあるのは「第三十四条第十項本文」と、同項において準用する第三十四条第十項本文「准組合員以外の組合員」とあるのは「所屬員（准組合員及びこれを構成する者を除く。）」と、第七十四条中「及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定及び第百条第五項において準用する第九十一条第五項の規定に基づく同項第一号に掲げる事由」と、第七十七条中「第三十四条の四」とあるのは「第三十四条の四（第一項第五号を除く。）」と、第九十一条第二項中「第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会」とあるのは「第九十七条第一項第二号の事業を行う連合会」と、第九十一条の二第一項中「組合、漁業生産組合又は連合会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（事業の種類）
第百条の二 共済水産業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業を行うことができる。

- 一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所屬員」と総称する。）の共済に関する事業
- 二 前号の事業に附帯する事業
- 三 略
- 四 略

（子会社の範囲等）
第百条の三 連合会は、次に掲げる会社（第六項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 保険会社
- 二 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う外国の会社
- 三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）
- 四 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）
 - イ 従属業務
 - ロ 関連業務
- 五 新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社（当該会社の議決権を、当該連合会の子会社のうち前号に掲げる会社で農林水産省令で定めるもの（次条第三項において「特定子会社」という。）以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）
- 六 前各号に掲げる会社のみを子会社とする私的独占禁止法第九条第四項第一号に規定する持株会社で農林水産省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）
- 七 前項に規定する「子会社」とは、連合会がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該連合会及びその一若しくは二以上の子会社又は当該連合会の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該連合会の子会社とみなす。
- 八 第十一條の八第三項の規定は、前項の場合において連合会又はその子会社が有する議決権について準用する。
- 九 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 従属業務 連合会の行う事業又は第一項第一号から第三号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として農林水産省令で定めるもの
 - 二 関連業務 前条第一項第一号の事業に付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの
- 十 第一項第四号又は第六項の場合において、会社が主として連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

（報告の徴収）
第百二十二条 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうか

かを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なもの提出を命ずることができる。役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいて行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守つていかどうかを知らぬために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に關し組合から委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に關し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前項に規定する「子会社」とは、組合（漁業生産組合を除く。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。

4 第十一條の八第三項の規定は、前項の場合において組合（漁業生産組合を除く。）又はその子会社が有する議決権について準用する。

5 組合（漁業生産組合を除く。）の子法人等、信用事業受託者又は共済代理店は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（行政庁への届出）

第二百二十六條 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

一 第十一條第一項第十二号、第九十三條第一項第六号の二又は第九十九條の二第一項第一号の事業を行う組合が共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 第十一條第一項第十二号、第九十三條第一項第六号の二又は第九十九條の二第一項第一号の事業を行う組合が共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。

三 第十一條第一項第四号若しくは第十二号又は第九十三條第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合が子会社対象会社（第十七條の十四第一項（第九十六條第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社としようとするとき（第五十四條の二第三項（第九十六條第三項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けて第五十四條の二第二項（第九十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲渡又は合併をしようとする場合を除く。）。

四 第十一條第一項第四号若しくは第十二号又は第九十三條第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合の子会社対象会社に該当する子会社でないが、一部は譲渡をした場合を除く。）の規定による認可を受けて同条第一項（第九十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）。

五 第十一條第一項第四号若しくは第十二号又は第九十三條第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う組合の子会社対象会社に該当する子会社対象会社に該当しない子会社となつたとき。

六（略）

七 第八十七條第一項第四号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合の子会社が子会社でなくなつたとき（第九十二條第三項若しくは第九十九條第三項において準用する第五十四條の二第三項の規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。）。

八 第八十七條第一項第四号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

九 共済水産業協同組合連合会が第九十九條の三第一項第四号又は第五号に掲げる会社（認可対象会社（同条第六項に規定する認可対象会社をいう。第十一号において同じ。）を除く。）を子会社としようとするとき（第九十五條第五項において準用する第六十九條第二項の規定による認可を受けて合併をしようとする場合を除く。）。

十 共済水産業協同組合連合会の子会社が子会社でなくなつたとき。

十一 共済水産業協同組合連合会の認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

十二 その他農林水産省令（信用事業又は倉荷証券に關するものについては、主務省令）で定める場合に該当するとき。

第百三十條 次に掲げる場合には、組合の役員、清算人若しくは第四十一條の二第三項（第九十二條第三項、第九十六條第三項、第百條第三項及び第百五條第三項）において準用する場合を含む。）の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人、又は認定特定信用事業電子決済等代行事業者、監事若しくは清算人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すときは、この限りでない。

一 この法律の規定又は他の法律の特別の規定に基づいて当該組合が行うことができる事業以外の事業を営んだとき。

第三十二 第四十条第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条の六第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、第七十五条第一項（第八十六条第四項、第九十六条第五項、第一百条第五項及び第一百五条第五項において準用する場合を含む。）、又は第八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第九十二条の五項の規定に違反して、貸借対照表、財産目録、会計帳簿若しくは決算報告を作成せず、これら若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第三十三 会計監査人がこの法律又は定款で定められたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠つたとき。

第三十四 第四十一条の三第一項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する場合第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

第三十五 第四十一条の三第一項において準用する場合第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

第三十六 第四十一条の三第一項において準用する場合第三項及び第九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

第三十七 第四十二条第五項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第三十八 第四十七条（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第二項若しくは第四十七条の三第二項（これらの規定は第四十二条第八項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項）において準用する場合を含む。）、第五十一条の二第二項、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、の規定、第四十七条の二第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、の規定又は第八十四条の四の規定に違反したとき。

第三十九 第五十条の二（第五十一条の二第七項、第六十二条第六項、第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

四十 第五十三条若しくは第五十四条第二項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して出資一口の金額を減少し、第五十四条の二第六項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第四項、第九十六条第三項、第九十九条第一項）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して信用事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受けをし、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百五条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反して共済事業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事業に係る財産を移転し、第六十九条第四項（第八十六条第四項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第五項）において準用する場合を含む。）、の規定に違反して出資組合に係る第九十一条の二第一項の規定による権利義務の承継をしたとき。

四十一 第五十四条の二第七項（第五十四条の四第四項（第九十六条第三項）において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）、の規定に違反したとき。

四十二 第五十四条の三第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項）及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。）、又は第六十九条の二第三項（第九十二条第五項、第九十六条第五項、第九十九条第五項及び第一百五条第五項）の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

四十三 第五十五条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（これらの規定を第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項）において準用する場合を含む。）、第五十五条第七項（第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百五条第三項）において準用する場合を含む。）、又は第八十五条の規定に違反したとき。

四十四 第五十八条第一項（第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百五条第三項）の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四十五 第七十七条において準用する場合第四百八十四条第一項の規定又は第八十五条の十二第一項の規定に違反して破産手續開始の申立てを怠つたとき。

四十六 清算の結了を遅延させる目的をもつて第七十七条において準用する場合第四百八十九条第一項の期間又は第八十五条の十第一項の期間を不当に定めるとき。

四十七 第七十七条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をし、又は第八十五条の十第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。
四十八 第七十七条又は第八十六条第四項において準用する会社法第五百二条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。
四十九 第八十七条の二第一項(第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して第八十七条の二第一項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

五十 (略)

五十一 第百条の三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

五十二 第百条の三第六項の規定による行政庁の認可を受けずに同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき又は同条第七項において準用する第八十七条の二第六項において準用する同条第四項の規定による行政庁の認可を受けずに第百条の三第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同

条第六項に規定する認可対象会社に限る。)に該当する子会社としたとき。
五十三 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

五十四 準用銀行法第五十二条の四十九若しくは第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

五十五 準用銀行法第五十二条の五十五又は第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。
五十六 第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定に違反して正当な理由がないのに名簿の縦覧を拒んだとき。

五十七 (略)

五十八 第百二十六条の四第五項において準用する会社法第九十四条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

五十九 共済調査人が、第十七条の八第二項(第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。)の期限までに調査の結果の報告をしないときも、前項と同様とする。

六十 会社法第九百七十六条に規定する者が、第三十九条の五第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第四十一条の三第一項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、第一項と同様とする。

六十一 漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会の役員又は職員が、第八十七条第一項第十一号若しくは第八項又は第九十七条第一項第七号に規定する調査の事業に係る業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用したときは、五十万円以下の過料に処する。その者が役員又は職員でなくなつた後において、当該違反行為をした場合においても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

2 第五十四条の二第一項の規定により同項に規定する信用事業(以下「信用事業」という。)の全部を譲り受けた漁業協同組合(以下「信用事業譲受組合」という。)は、当分の間、第十八条に規定する者のほか、定款で定めるところにより、その組合員以外のものであつて、信用事業の全部の譲渡の際現にその譲渡をした漁業協同組合(以下「信用事業譲渡組合」という。)の組合員であつたものを組合員たる資格を有する者とすることができる。

3 前項の規定により信用事業譲受組合の組合員となつた者については、その者を第十八条第五項の規定による組合員とみなして、この法律の規定を適用する。

(信用事業譲渡組合の信用事業に係る事務の受託)

4 信用事業譲渡組合は、当分の間、第十一条の規定にかかわらず、主務大臣が定める基準に該当する場合に限り、定款の定めるところにより、信用事業譲受組合又は第五十四条の二第一項の規定により信用事業の全部を譲り受けた漁業協同組合連合会の委託を受けて、信用事業に係る事務(主務大臣の定めるものに限る。)を行うことができる。

○ 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号) (抄)

(信用協同組合)

第九条の八 信用協同組合は、次の事業を行うものとする。

- 一 組合員に対する資金の貸付け
- 二 組合員のための預金の割引
- 三 組合員の預金又は定期積金の受入れ
- 四 前三号の事業に附帯する事業
- 五 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。
- 六 為替取引
- 七 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（以下この項において「国等」という。）の預金の受入れ
- 八 組合員と生計を一にする配偶者その他の親族（以下この項において「配偶者等」という。）の預金又は定期積金の受入れ
- 九 組合員以外の者（国等及び配偶者等を除く。）の預金又は定期積金の受入れ
- 十 組合員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。次条第一項第二号において同じ。）
- 十一 有価証券（第十号に規定する証券をもつて表示されるもの）の短期社債等を除く。第十号の二及び第十一号において同じ。）の売買（有価証券連連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券連連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- 十二 有価証券の貸付け（組合員のためにその他の内閣府令で定めるものに限る。）
- 十三 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 十四 金銭債権（譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 十五 短期社債等の取得又は譲渡
- 十六 有価証券の私募の取扱い
- 十七 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
- 十八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 二十 両替
- 二十一 デリバティブ取引（有価証券連連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第十号の事業に該当するものを除く。）
- 二十二 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
- 二十三 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十六号の事業に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
- 二十四 有価証券連連デリバティブ取引（当該有価証券連連デリバティブ取引に係る有価証券が第十号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの）及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第七号の事業に該当するものを除く。）
- 二十五 有価証券連連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 二十六 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる事業（組合員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもの）のためにこの号に於いて「リース物件」という。）をリース物件（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。
- 二十七 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
- 二十八 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
- 二十九 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資するもの
- 三十 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資するもの

二十四 前各号の事業に附帯する事業
三 信用協同組合の前項第四号の事業に係る預金及び定期積金の合計額は、当該信用協同組合の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

四 信用協同組合は、第二項第五号の事業については、政令で定めるところにより、第一項第一号及び第二号の事業の遂行を妨げない限度において行わなければならない。

五 (略)
六 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

ト イヘ (略)
一 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの。

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
(2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
三 信用協同組合 (略)

七 第六号の事業にあつては、第一項及び第二項の規定により行う事業のほか、第一項第一号から第三号までの事業の遂行を妨げない限度において、次の事業（第五号及び第六号の事業）(略)は、組合員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。(略)を行うことができる。

八 (略)
一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託事業
三 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業（第二項の規定により行う事業を除く。）
四 であつて、内閣府令で定めるもの(略)

第九條 (協同組合連合会)
一 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

二 会員の預金又は定期積金の受入れ
三 会員が火災共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済
四 生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他協同組合連合会を直接又は間接に構成する者（以下「所属員」という。）の事業に関する共同事業

五 所属員の福利厚生に関する事業
六 所属員の新たな事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する事業
七 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
八 前各号の事業に附帯する事業
九 前項第一号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業並びに第六項の事業のほか、他の事業を行うことができる。

十 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の事業、同項第五号の規定による共済事業（火災共済事業を除く。）並びに会員の火災等共済組合（第九條の七の二第一項の認可を受けて火災共済事業を行う事業協同組合をいう。以下同じ。）又は会員の火災等共済組合連合会（協同組合連合会であつて、第五項において準用する同条第一項の認可を受けて火災共済事業を行うもの）をいう。以下同じ。）と連帯して行う火災共済

十一 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合及び協同組合連合会（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつてその組合員たる組合の組合員が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済の事業を行うもの（以下「特定共済組合連合会」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九條

十二 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合及び協同組合連合会（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつてその組合員たる組合の組合員が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済の事業を行うもの（以下「特定共済組合連合会」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九條

十三 第一項第五号の規定により共済事業を行う協同組合及び協同組合連合会（同項第三号の事業を行う協同組合連合会を除く。）であつてその組合員たる組合の組合員が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによつて負う共済責任の再共済の事業を行うもの（以下「特定共済組合連合会」という。）は、同項の規定にかかわらず、共済事業及び同項第二号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに次項において準用する第九條

2 (略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）（抄）

2 第二條 (出資の金額)

前項の政令で定める額は、信用協同組合の出資の総額にあつては一千万円、信用協同組合連合会の出資の総額にあつては一億円をそれぞれ下回つてはならない。

第三條 (内閣総理大臣の認可)

信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 中小企業等協同組合法第九條の八第二項第一号に掲げる事業（同法第九條の九第六項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）を行おうとするとき。

二 (略)

三 中小企業等協同組合法第九條の九第六項の規定により同法第九條の八第二項第四号又は第五号に掲げる事業を行おうとするとき。

四 業務の種類又は方法を変更しようとするとき（内閣府令で定める場合に該当するときは除く。）。

2 前項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による認可は、外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二條第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四條第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、受けなければならない。

(信用協同組合の子会社の範囲等)

第四條の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるもの（第八項において「信用協同組合等」という。）の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

二 (略)

三 中小企業等協同組合法第九條の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 (略)

(信用協同組合等による議決権の取得等の制限)

第四條の三 (略)

2 前項の規定は、信用協同組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該信用協同組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、信用協同組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 信用協同組合又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該信用協同組合が取得し、又は保有するものとみなす。

7 (略)

9 (略)

(信用協同組合連合会の子会社等の範囲等)
第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 (略)
二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの

三 (略)
四 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいづれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

五 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

六 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

七 金融商品取引法第二十八条第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

八 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

九 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十一 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十二 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十三 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十四 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十五 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十六 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十七 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十八 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

十九 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

二十 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

二十一 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

二十二 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

二十三 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

二十四 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

二十五 金融商品取引法第二十八条第三号に掲げる行為

の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号及び第二号(内閣総理大臣の告示)並びに第五十七条の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合(第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。)について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)(略)

2 (信用協同組合代理業者の許可)
第六条の三 信用協同組合代理業者は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

3 信用協同組合代理業者(第一項の許可を受けて信用協同組合代理業者(前項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。)
は、所属信用協同組合(信用協同組合代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う信用協同組合等を行う。以下同じ。))の委託を受け、又は所属信用協同組合の委託を受けた信用協同組合代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用協同組合代理業者を行つてはならない。

2 (信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用)
第六条の五 銀行法第七章の四(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)、第五十二条の四十五の二(銀行代理業者についての金融商品取引法の準用)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業者)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、それぞれ準用する。(略)

2 (信用協同組合電子決済等代行業の登録)
第六条の五の二 信用協同組合電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の二(信用協同組合電子決済等代行業)とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為)の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。)(のいずれかを営むことをいう。)
一 信用協同組合等に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと(当該信用協同組合等に対する委託の内容のみを伝達すること。)
二 信用協同組合等に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該信用協同組合等から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。))

(信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の準用)
第六条の五の十 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行業者協会の認定)及び第五十二条の六十一の二十(認定電子決済等代行業者の協会の業務)を除く。)(電子決済等代行業)及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業について、電子決済等代行業者協会に係るものにあつては信用協同組合電子決済等代行業者協会について、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、それぞれ準用する。(略)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五條の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者又は清算人)又は認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 第三条第一項の規定による認可を受けずして同項各号に規定する行為をしたとき。
- 二 第四条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第四条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四条の六第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。
- 三 第四条の三第一項若しくは第二項ただし書（第四条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第四条の六第一項の規定に違反したとき。
- 四 第四条の三第三項又は第五項（これらの規定を第四条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。
- 五 第五条の二第一項の規定に違反したとき。
- 六 第五条の三の規定に違反して同条に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。
- 七 第五条の五、第五条の六又は第六条の二第二項において準用する会社法第三百十四條の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。
- 八 第五條の八第十項の規定又は第五條の九第一項において準用する会社法第三百九十八條第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
- 九 第五條の九第一項において準用する会社法第三百九十九條第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。
- 十 第五條の九第一項において準用する会社法第三百九十九條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。
- 十一 この法律において準用する会社の規定又は調査を妨げたとき。
- 十二 第五條の十一第二項又は第三項の規定に違反して、会計帳簿若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 十三 第五條の十二の規定に違反したとき。
- 十四 第六條の五の九第二項若しくは第七條の二の規定又は銀行法第十六條第一項、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七第一項、第五十二條の四十八、第五十二條の六十一第三項若しくは第五十二條の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。
- 十五 銀行法第十八條の規定に違反して当該準備金を積み立てなかつたとき。
- 十六 銀行法第二十六條第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二條の五十五、第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。
- 十七 銀行法第三十四條第五項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。
- 十八 銀行法第五十二條の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。
- 十九 銀行法第五十二條の四十九若しくは第五十二條の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
- 二十 会社法第九百六十條第一項各号若しくは第五十二條の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 二 「本邦」とは、本邦、北海道、四国、九州及び財務省令・経済産業省令で定めるその附属の島をいう。
- 三 「本邦通貨」とは、日本外を単位とする通貨をいう。
- 四 「外国通貨」とは、本邦通貨以外の通貨をいう。
- 五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は

一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 一道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、第一号、第二号、第四号又は第五号の道路保有・債務返済機構が、高速道路株式会社法第五十一条第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社、第一号、第二号、第四号又は第五号の道路保有・債務返済機構が、高速道路株式会社法第五十一条第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一号若しくは第九号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は第九号に規定する業務の用に供する不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

5 一道府県は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第百六条に規定するマンション敷地売却組合が、同法第四号に規定するマンション建替事業又は同法第九号に規定するマンション敷地売却事業により、同法第百三条に規定する要除却認定マンション又はその敷地を取得した場合に、当該取得が令和四年三月三十一日までにに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

6 一道府県は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）以下この項において「農地中間管理事業法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に存する農地中間管理事業法等改正法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第四十一条に規定する農用地等をいう。）を取得した場合に、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該農用地等の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）

第二条（人格） 信用金庫及び信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。

（出資）
第十一条 会員（信用金庫及び信用金庫連合会の会員をいう。以下同じ。）は、出資一口以上を有し、かつ、その出資額は、第五条第一項に規定する政令で定める区分に応じ、政令で定める金額以上で定款で定めるところによらなければならない。

2 5 6 （略）

第十二条（議決権）（略）

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第六十五条第二項第十号を除き、以下同じ。）により行使することができる。

4 5 7 （略）

第三十二条（役員） 金庫は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、総会の決議（設立当初の役員にあつては、創立総会の決議）によつて、選任する。

4 理事の定数の少なくとも三分の二（信用金庫連合会の理事について定款で定数の二分の一を超える数を定めるときは、その数）は、会員又は会員たる法人の業務を執行する役員（設立当初の理事にあつては、会員になる者又は会員になる者とする法人の業務を執行する役員）でなければならない。

5 金庫（政令で定める規模に達しない信用金庫を除く。）の監事のうち一人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 当該金庫のうち信用金庫の監事については、当該信用金庫の会員又は当該信用金庫の役員若しくは使用人以外の者であること。

ロ その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若し

くは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三 当該金庫の理事又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

6・7 (略)

8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第三十五条の八 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

4・3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

(理事会の権限等)

2・5 (略)

5 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。

一 (略)

4 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務並びに当該金庫及びその子会社(第三十二条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。)から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

6 (略)

(支配人の解任)

第四十一条 会員は、総会員の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。

(臨時総会の招集)

2 第四十三条 (略)

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から三週間以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならぬ。

(総会招集の手続)

第四十五条 理事(前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条において同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に対しその通知を発しなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項

三 総会に出席しない会員が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 総会に出席しない会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

六 前条の規定により会員が総会を招集するときを除き、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

6 5 4 3 2 1 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

第五十三條（信用金庫の事業）
信用金庫は、次に掲げる業務を行うことができる。

一 預金又は定期積金の受入れ
二 会員に対する資金の貸付け
三 会員の利益に資する手形の割引
四 為替取引

二 信用金庫は、政令で定めるところにより、前項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付け（手形の割引を含む。以下この章において同じ。）をすることができる。
三 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務の他の業務を行うことができる。

一 債券の保証又は手形の引受け（会員の利益に資するものに限る。）
二 有価証券の第五号に規定する証券をもつて表示されるものその他の内閣府令で定めるもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に規定するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
三 有価証券の貸付け（会員の利益に資するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするものを除く。）
四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条及び次条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
五の二 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する指図証券、同節第二款（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券、同節第三款（その他の記名証券）に規定するその他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二二号）第二条第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号及び次条第五号の二において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

五の三 短期社債等の取得又は譲渡
六 有価証券の私募の取扱い
七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣府令で定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法第二条第二項（定義等）に規定する銀行業）をいう。第五十四條の二十三第一項第六号において同じ。）を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。以下この号及び次条第五号の二において同じ。）の業務（次号に掲げる業務に該当するもの及び次条第四項第七号の二に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）
八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
九の二 振替業

十 両替
十一 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）
十二 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十三 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）のうち信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
十五 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

- 十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもののためとする物件（以下この号及び次条第四項第十七号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号及び同項第十七号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。）を使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として内閣府令で定める額の金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
- 十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介
- 十九 会員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫の利用者の利便の向上に資するもの
- 二十 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等において、金融商品取引法第二十八条第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 二十一 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 短期社債等 次に掲げるものをいう。
- ロ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債
- ハ 第五十四条の四第一項に規定する短期債
- ニ 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
- ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債
- ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
- ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- (1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- (2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- (3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 一 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 二 政府保証債（略）
- 三 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。
- 四 振替業（略）
- 五 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務（第五号及び第六号に掲げる業務にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）を行うことができる。
- 六 信用金庫は、第一項から第三項までの規定により行う業務のほかに、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務（第五号及び第六号に掲げる業務にあつては、会員、地方公共団体その他内閣府令で定める者のために行うものに限る。）を行うことができる。
- 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務
- 二 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
- 三 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 四 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務
- 五 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務
- 六 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第三項の規定により行う業務を除く。）
- 七 であつて、内閣府令で定めるもの
- 八 信用金庫は、第六項第四号から第六号までに掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。
- 九 信用金庫連合会の事業

第五十四条 信用金庫連合会は、次に掲げる業務を行うことができる。

一 会員の預金の受入れ

二 会員の対する資金の貸付け

三 為替取引

四 信用金庫連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を併せ行うことができる。

一 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人（次号において「国等」という。）の預金の受入れ

二 会員以外の者（国等を除く。）の預金の受入れ

三 信用金庫連合会は、前項第二号及び第三号に掲げる業務を行うときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

四 信用金庫連合会は、前項第三号に掲げる業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務を行うことができる。

一 有価証券の保証又は手形の引受け（会員のためにその他の内閣府令で定めるものに限り、）

二 有価証券連デリバティブ取引に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買（有価証券連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 有価証券の貸付け（会員のためにその他の内閣府令で定めるものに限り、）

四 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七 有価証券の短期社債等の取得又は譲渡

八 有価証券の株式の取扱い

九 有価証券の日本政策金融公庫その他内閣総理大臣が定める者（外国銀行を除く。）の業務（前条第三項第七号の二に掲げる業務及び次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限り、）

十 該当するものを除く。の代理又は媒介（信用金庫連合会の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該信用金庫連合会が行う場合における当該代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（当該信用金庫連合会の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限り、）

十一 三、四、五、六、七、八、九、十の各号の業務に該当するもの（第五号において「国等」という。）の預金の受入れ

十二 該当するものを除く。の代理又は媒介（取次ぎ又は代理

十三 指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定められた数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第五号及び第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十四 有価証券連デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十二号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十五 有価証券連デリバティブ取引（当該有価証券連デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限り、）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十六 有価証券連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（会員又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるもののためにするものに限る。）

十八 使用期間の中途においてリース物件の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

十九 額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

十八 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十九 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの。

二十 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

二十一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

二十二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業務の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）

二十三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

二十四 信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

二十五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

二十六 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務

二十七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）

二十八 前条第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第八項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第九項中「第六項第四号から第六号まで」とあるのは「次条第五項第四号から第六号まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十九 信用金庫の子会社（信用金庫等）の範囲等）

第三十 信用金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの（第八項において「信用金庫等」という。）の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

二 イ 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 第五十四条の二十二（信用金庫等による議決権の取得等の制限）

第四 前項の規定は、信用金庫又はその子会社が、担保権の執行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該信用金庫があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

第五 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、信用金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

第六 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に信用金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

第七 信用金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該信用金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

第八 信用金庫連合会の子会社の範囲等）

（信用金庫連合会の子会社の範囲等）

2 5 (略)
6 第一項又は第二項の事業の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
7 9 (略)

(合併の効果)
第六十一条の六 (略)

4 金庫の合併については、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
5 (略)

(許可)
第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

3 信用金庫代理業者(第一項の許可を受けて信用金庫代理業(前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。))を行う者をいう。以下同じ。は、所属信用金庫(信用金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。))の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(登録)

第八十五条の四 信用金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為)その他の利用者の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして内閣府令で定める行為を除く。のいずれかを行う営業をいう。
一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと(当該金庫に対する指図(当該指図の内容のみを含む。))の伝達(当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令で定める方法によるものに限る。))を受け、これを当該金庫に対して伝達すること。
二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること(他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。))。

(届出事項)
第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 事業を開始したとき。

二 (略)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十八条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。))。

四 (略)

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
3 2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
3 信用金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
二 信用金庫電子決済等代行業を開始したとき。
一 信用金庫との間で第八十五条の五第一項の契約を締結したとき。
三 信用金庫連合会との間で第八十五条の七第一項の契約を締結したとき。
四 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認可等の条件)
第八十七条の二 (略)

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

(公告)
第八十七条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

2 金庫が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めなければならない。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定款で定めることができる。

3 金庫が当該金庫の事務所の店頭に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続してそれぞれの公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 (略)

4 前二号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

(銀行法の準用)
第八十九条 銀行法第四十条第四項(営業の免許)、第九十条(名義貸しの禁止)、第十二条の二(第三項を除く。)から第十三条の三の二(第二項を除く。)までの預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となることの禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備、第十四条から第十六条まで(取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九條(資産の国内保有)を除く。)(監督、第三十四條から第三十六條まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七條第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八條(廃業等の公告等)、第四十四條から第四十六條まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六條(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)、第五十七條の五(財務大臣への協議)並びに第五十七條の七(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

5 銀行法第七章の四(第五十二條の三十六第一項及び第二項(許可)、第五十二條の四十五の二(銀行代理業者について)の金融商品取引法の準用)並びに第五十二條の六十一第一項(適用除外)を除く。(銀行代理業)及び第五十六條(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(銀行代理業)について、それぞれ準用する。

6 (略)

7 銀行法第七章の五(第五十二條の六十一の二(登録)、第五十二條の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二條の六十一の十一(銀行による基準の作成等)、第五十二條の六十一の十九(認定電子決済等代行事業者協会の認定)及び第五十二條の六十一の二十(認定電子決済等代行事業者協会の業務)を除く。)(電子決済等代行業)及び第五十六條(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(電子決済等代行業)に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては銀行に係るものにあつては信用金庫電子決済等代行事業者協会について、銀行に係るものにあつては金庫について、それぞれ準用する。

8 第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

八 第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法(以下第九十四条までにおいて「銀行法」という。)第九條の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

九 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用金庫代理業者、信用金庫電子決済等執行する社員又は清算人）又は認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

三 この法律の規定に基づいて準用する会社法第三百十條第六項、第三百十一條第三項又は第三百十二條第四項の規定に違反して、書面又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

四 第二十一条の規定に違反して、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

四の二 (略)

四の三 (略)

四の四 (略)

四の五 第二十四条第六項、第四十八條の四（第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

五 第二十四条第七項、第三十七條の二第二項（第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

六 第二十四条第七項、第三十七條の二第二項若しくは第三項の規定又は第六十三條において準用する会社法第四百九十二條第一項若しくは第三項の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

六の二 第三十一條の規定に違反したとき。

六の三 第三十二條第五項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

六の四 第三十二條第八項の規定に違反して役員に補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

七 第三十二條第八項の規定に違反して役員に補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八 第三十五條第一項又は第三項（第六十四條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

九 第三十五條の五第三項（第六十四條において準用する場合を含む。）又は第三十九條の四第四項の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第三十八條の二第十項の規定又は第三十八條の三において準用する会社法第三百九十八條第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十の二 第三十八條の二第十項において準用する会社法第三百九十八條第三項に規定する常勤の監事を選定しなかつたとき。

十の三 会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなつた場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手続をすることを怠つたとき。

十の四 第三十八條の三において準用する会社法第三百四十條第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十の五 第三十八條の三において準用する会社法第三百九十六條第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記載された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの、の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十の六 この法律において準用する会社法の規定による調査を妨げたとき。

十一 第三十九條第五項（第六十四條において準用する場合を含む。）の規定による開示をすることを怠つたとき。

十二 第四十二條（第六十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十三 第五十一條第一項若しくは第三項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八條第三項、第六十條、第六十一條、第六十一條の五第七項の規定、第六十一條の二第五項、第六十一條の三第七項若しくは第三項から第五項まで、第六十一條の四第一項若しくは第六十一條の五第五項の規定、第六十一條の五第五項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け若しくは合併をしたとき。

十四 第五十二條第二項（第六十一條の二第五項、第六十一條の三第七項及び第六十一條の四第五項において準用する場合を含む。）の第五十四條の二第二項、第五十四條の五、第五十四條の十三、第五十八條第三項、第八十五條の十一第二項若しくは第八十七條の規定、第六十三條において準用する会社法第四百九十九條第一項の規定又は銀行法第十六條第一項、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二條の九、第五十二條の三十九條第一項、第五十二條の四十七條第一項、第五十二條の四十八條、第五十二條の六十一條第三項若しくは第五十二條の六十一條の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

十五の二 第五十四條第三項の規定に違反したとき。

十五の三 第五十四條の二第一項の規定に違反したとき。

十六 第五十四条の二の四第一項の規定に違反して全国連合会債を発行したとき。

十七 第五十四条の二の四第二項又は第三項の規定に違反したとき。

十八 第五十四条の三第二項又は第五十四条の十四の規定に違反したとき。

十九 第五十四条の二十一第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十二第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第五十四条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十四条の二十五第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十九の二（略）

十九の三 第五十四条の二十二第二項若しくは第二項ただし書（第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の二十五第一項の規定に違反したとき。

十九の四 第五十四条の二十二第三項又は第五項（これらの規定を第五十四条の二十五第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十九の五（略）

二十 第五十六条又は第五十七条の規定に違反したとき。

二十一 清算の結了を遅延させる目的で、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十二 第六十三条において準用する会社法第五百条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十三 第六十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十四（略）

二十五 第八十七条の四第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十六 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十八 銀行法第五十二条の四十九若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十九 銀行法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十八条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

（業務の範囲）

第六条 長期信用銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 設備資金又は長期運転資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受け

二 国債、地方債、社債その他の債券（短期社債を除く。）、株式又は出資証券の応募その他の方法による取得（社債その他の債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものを除く。）、株式又は出資証券にあつては、売出しの目的をもつてする取得を除く。）

三 預金又は定期積金の受入れ（国若しくは地方公共団体又は貸付先、社債の管理の委託会社その他の取引先からの受入れに限る。）

四 為替取引

五 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

2 長期信用銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 設備資金及び長期運転資金以外の長期資金（資金需要の期間が六月を超えるものをいう。以下同じ。）に関する不動産を担保とする貸付け、又はその受け入れた預金及びこれに準ずるもの合計金額に相当する金額を限度とする短期資金（資金需要の期間が六月以下のものをいう。）に関する貸付け、手形の割引、

二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務

三 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう

。次項第十一号において同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務であつて、内閣府令で定めるもの。

一 長期信用銀行は、前二項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

二 有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除き、書面取次ぎ行為に限る。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（第一項第二号及び第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

四 金銭債権（譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

五 銀行その他金融業を行う者（外国銀行（銀行法第十条第八号（業務の範囲）に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）

六 外国銀行の業務の代理又は媒介（長期信用銀行の子会社（第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。第六条の三において同じ。）である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）

七 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

八 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

九 両替

十 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十一 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（第四号及び第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）

十三 機械等その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

十四 契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること

十五 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡する必要がある付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することと内容とするものであること

十六 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十七 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該長期信用銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資するもの

十八 第一項第二号の「短期信用銀行等」とは、次に掲げるものをいう。

一 株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債

二 削除

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債

五 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債

六 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第二項（定義）に規定する短期農林債

七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九号）第六十二条の二第二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

八 農林中央金庫法（平成十三年法律第九号）第六十二条の二第二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九号）第六十二条の二第二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債

イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

5 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。
6 第三項第九号又は第十号の「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引をいう。

（長期信用銀行債の発行方法）

第十一条（略）

2・3 長期信用銀行は、売出の方法により長期信用銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

4 長期信用銀行は、売出の方法により長期信用銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

1 長期信用銀行債の総額

2 長期信用銀行債の払込をさせるときは、その払込の金額及び時期

3 長期信用銀行債の発行の価額又はその最低価額

4 長期信用銀行債の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる長期信用銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨

5 前項第一号から第四号までに掲げる事項

6 前項第一号から第四号までに掲げる事項

第十三条の二（長期信用銀行の子会社の範囲等）
長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行（銀行法第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。）

二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

三 金融商品取引法（同条第二項に規定する資金移動業者をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第十六条の四第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をい、次に掲げる行為のい

五 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

六 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介

七 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

八 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

九 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十一 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十二 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十三 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十四 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十五 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十六 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十七 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十八 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十九 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十一 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十二 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十三 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十四 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十五 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十六 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十七 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十八 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

二十九 金融商品取引法第二十八号に掲げる行為の委託の媒介

十一 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十二 前項の規定する子会社とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

十三 前項の場合において、会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び債権、株式等の振替に関する法律第四十七条第一項（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）又は第四百四十八条第一項（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

十四 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 長期信用銀行又は第一項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

十六 長期信用銀行持株会社に係る認可等

（長期信用銀行持株会社に係る認可等）
第十六条の四 次に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。以下同じ。）になろうとする会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立

一 当該会社又はその子会社による長期信用銀行の議決権の取得（担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）

二 当該会社の子会社による第四条第一項の免許の取得

三 その他政令で定める取引又は行為

四 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により長期信用銀行を子会社とする持株会社になった会社（以下「特定持株会社」という。）は、当該事由の生じた日の属する事業年度経過後三月以内に、当該会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社になった旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

五 略

一 銀行

二 資金移動専門会社

三 証券専門会社

四 証券仲介専門会社

五 保険会社

六 少額短期保険業者

七 信託専門会社

八 銀行業を営む外国の会社
有価証券関連業務を営む外国の会社
銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
保険業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

九 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

25 十三（略）

26 十六（長期信用銀行代理業の許可）

27 十七（長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。）

28 十八（長期信用銀行代理業者（第一項の許可を受けて長期信用銀行代理業（前項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、所屬長期信用銀行（長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う長期信用銀行をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所屬長期信用銀行の委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。）

29 十九（認可等の条件）

30 二十（認可等の失効）

31 二十一（認可の失効）

32 二十二（認可の失効）

33 二十三（罰則）

34 二十四（罰則）

35 二十五（罰則）

36 二十六（罰則）

37 二十七（罰則）

38 二十八（罰則）

39 二十九（罰則）

40 三十（罰則）

41 三十一（罰則）

42 三十二（罰則）

43 三十三（罰則）

44 三十四（罰則）

45 三十五（罰則）

46 三十六（罰則）

47 三十七（罰則）

48 三十八（罰則）

49 三十九（罰則）

一 第六條の二又は銀行法第五十二條の二十一第二項の規定に違反して他の業務を営んだとき。
二 第六條の三第三項、第十條第一項若しくは第十一條第四項の規定又は銀行法第八條第一項若しくは第四項、第十六條第一項、第三十四條第一項、第三十六條第一項、第三十八條、第五十二條の九、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七第一項、第五十二條の四十八、第五十二條の六十一第三項若しくは第五十三條第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。
三 第十三條の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第十六條の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第十六條の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第五十二條の二十四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

四（略）

四の二 第十六條の二の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとき又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人を設立したとき。
四の三 第十六條の二の二第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。
四の四 第十六條の二の二第四項の規定による命令に違反して長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき又は銀行法第五十二條の十第五項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。
五 第十六條の二第一項、第十六條の二の二第三項若しくは第十六條の五若しくは第五十二條の六の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。
六（略）

八 銀行法第五條第三項、第六條第三項又は第八條第二項若しくは第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けずこれらに規定する行為をしたとき。
九 銀行法第七條第一項又は第五十二條の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第十六條の四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。
十一 銀行法第十六條の四第三項若しくは第五項又は第五十二條の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

十二 銀行法第十八條の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。
十三 銀行法第二十六條第一項、第五十二條の十四第一項若しくは第五十二條の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六條第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは銀行法第五十二條の十三、第五十二條の十四、第五十二條の十五第一項、第五十二條の三十三第三項若しくは第三項又は第五十二條の五十五の五十五の規定による命令に違反したとき。

十四の二 銀行法第三十四條第五項（銀行法第三十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業の譲渡又は譲受けをしたとき。
十四の三（略）

十五 銀行法第五十二條の四十三（銀行法第五十二條の十において準用する場合を含む。）の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。
十六 銀行法第五十二條の四十九（銀行法第五十二條の十において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

十七 銀行法第五十七條の四の規定による登記をしなかつたとき。

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）

第三条（人格）

労働金庫及び労働金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）は、法人とする。

第十二条（出資）

労働金庫及び労働金庫連合会の会員（以下「会員」という。）は、出資一口以上を有しなければならない。

第十三条（議決権）

会員は、各一個の議決権を有する。ただし、第十一條第二項の規定による会員（以下「個人会員」という。）は、議決権を有しない。
2 会員（個人会員を除く。以下この条において同じ。）は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者（以下「代議員」という。）一人を定めて、

その氏名を金庫に通知しておかなければならない。この場合において、代表権を証明する書面を提出しなければならない。

- 3 (略)
4 (略)
5 臨時代議員は、代表権を証明する書面を金庫に提出しなければならない。
(略)

第三十二条 (役員)
金庫は、役員として理事及び監事を置かなければならない。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、総会の決議によつて、代議員のうちから選任する。ただし、設立当初の役員は、創立総会の決議によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4 金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合、第四十一条の二第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）の監事のうち一人以上は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 当該金庫のうち労働金庫の監事については、当該労働金庫の役員（個人会員を除く。）を構成する者（代議員を含む。）又は個人会員以外の者であること。

ロ 当該金庫のうち労働金庫連合会の監事については、当該労働金庫連合会の役員又は職員以外の者であること。

二 その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三 当該金庫の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

5・6 (略)

7 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、

8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一（労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一）を超えてはならない。

第三十七条の六 (役員の解任)
会員（個人会員を除く。）は、総会員（個人会員を除く。）の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができるものとし、その

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員にしなければならない。ただし、法令又は定款に違反したことを理由として解任を

3 請求するときは、この限りでない。

4 3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4・5 (略)

第三十八条 (理事会の権限等)

2 (略)

5 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができる。ただし、

一 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務並びに当該金庫及びその子会社（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備

6 (略)

(計算書類等の作成、備置き及び閲覧等)

第四十一条 金庫は、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案その他

2 金庫の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）及び業務報告並びにこれらの附属

3 明細書を作成しななければならない。

5 2 (略)

4 金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の承認を受けた計算書類及び業務報告（監事の監

6 査の報告を含む。)を提供しなければならない。
11 (略)

41 (特定金庫の監査)

41 第二十一条の二 労働金庫(政令で定める規模に達しない労働金庫又は員外預金比率が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。)及び労働金庫連合会は、会計監査人を置かなければならない。
2 前項に規定する労働金庫以外の労働金庫は、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができる。

42 (略)

43 特定金庫においては、前条第三項の監事の監査及び前項の会計監査人の監査を受けた計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書については、理事会の承認を受けなければならない。

5 特定金庫は、通常総会の招集の通知に際して、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、会員に対し、前項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告(監事及び会計監査人の監査の報告を含む。)を提供しなければならない。

6 (略)

7 特定金庫の理事は、第四項の規定により理事会の承認を受けた計算書類及び業務報告を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。

8 (略)

9 特定金庫の理事は、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。
10 特定金庫については、第六項の規定により提出され、又は提供された業務報告の内容を通常総会に報告しなければならない。
11 特定金庫の状況は、第四項の承認を受けた計算書類(剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この項において同じ。)が法令及び定款に従い特定金庫の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令・厚生労働省令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第七項の規定は、適用しない。

12 (略)

13 第三項の書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人(会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員)は、通常総会に出席して意見を述べることができる。

14 (略)

15 特定金庫については、前条第四項から第八項までの規定は、適用しない。
16 特定金庫に対する前条第九項の規定の適用については、同項中「監事の監査」とあるのは、「監事及び会計監査人の監査」とする。

17 (略)

18 (参事の解任)
19 第四十五条 会員(個人会員を除く。)は、総会員(個人会員を除く。)の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、参事の解任を請求することができる。
20 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。
21 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その参事の解任の可否を決しなければならない。

22 (略)

23 (総会招集の手續)
24 第四十九条 理事(前条の規定により会員が招集する場合にあつては、当該会員。以下この条において同じ。)は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の十日前までに書面をもつて会員(個人会員を除く。以下この条において同じ。)に対しその通知を発しなければならない。
25 一 総会の日時及び場所
26 二 総会の目的である事項
27 三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・厚生労働省令で定める事項

28 (略)

29 第五十八条 (金庫の事業)
30 金庫は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うものとする。
31 一 会員の預金又は定期積金の受入れ
32 二 会員に対する資金の貸付け
33 三 会員のためにする手形の割引
34 四 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

35 (略)

36 二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人(以下この章において「国等」という。)の預金の受入れ

37 (略)

38 二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人(以下この章において「国等」という。)の預金の受入れ

39 (略)

40 二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人(以下この章において「国等」という。)の預金の受入れ

る金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令・厚生労働省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

- 二十四 前号に掲げる業務の代理又は媒介
- 二十五 会員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫の利用者の利便の向上に資するもの
- 二十六 労働金庫の前項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額は、当該労働金庫の預金及び定期積金の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

- 4 労働金庫は、第二項第六号に掲げる資金の貸付けの業務のほか、政令で定めるところにより、第一項第二号及び第三号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国等、金融機関その他会員以外のものに対する資金の貸付けをすることができる。
- 5 第二項第十一号に掲げる業務には同号に規定する証券をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第十一号の三に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二十八条第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで（定義）に掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 短期社債等 次に掲げるものをいう。
 - イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債
 - ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

- ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債
- ニ 保険業法（平成七年法律第五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
- ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債

- ト 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
- ヘ その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- (2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- (3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

- 一 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
- 二 政府保証債（略）
- 三 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。
- 四 振替業（略）

- 7 労働金庫は、第一項から第四項までの規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
 - 一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により行う同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務
 - 二 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務
 - 三 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第二項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
 - 四 労働金庫は、前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）の適用については、政令で定めるところにより、会社とみなす。

- 第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

- 一 為替取引
- 二 国等の預金の受入れ
- 三 会員以外のもの（国等を除く。）の預金の受入れ
- 四 会員以外のものに対する資金の貸付け
- 五 債務の保証又は手形の引受け（会員のためにするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）

六 有価証券（第九号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第九号の二及び第十号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

七 有価証券の貸付け（会員の目的とするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）

八 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

九の二 金銭債権（譲渡性預金証券その他の内閣府令・厚生労働省令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

九の三 特定社債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

十の二 短期社債等の取得又は譲渡

十一 有価証券の私募の取扱い

十二 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構その他の内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める者（外国銀行を除く。）の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）

十三 二の二 振替

十四 二の二 振替

十五 二の二 振替

十六 二の二 振替

十七 二の二 振替

十八 二の二 振替

十九 二の二 振替

二十 二の二 振替

二十一 二の二 振替

二十二 二の二 振替

二十三 二の二 振替

二十四 二の二 振替

二十五 二の二 振替

二十六 二の二 振替

二十七 二の二 振替

二十八 二の二 振替

二十九 二の二 振替

三十 二の二 振替

三十一 二の二 振替

三十二 二の二 振替

三十三 二の二 振替

六 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務
七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第一項の規定により行う業務を除く。）
八 であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

4 労働金庫連合会は、前項第四号から第六号までに掲げる業務に関しては、信託業法、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めることにより、会社又は銀行とみなす。この場合において、信託業法第十四条第二項ただし書（商号）の規定は、適用しない。
5 前条第五項及び第六項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」とあるのは「前項及び次条第一項」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（労働金庫の子会社の範囲等）

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。
一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの。）
イ 第八項において「労働金庫等」という。）の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

ロ 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
二 三（略）
2 8（略）

（労働金庫等による議決権の取得等の制限）

第五十八条の四（略）
2 前項の規定は、労働金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令・厚生労働省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該労働金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該労働金庫があらかじめ内閣府令・厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。
3 前項ただし書の場合において、内閣府令・厚生労働大臣がする同項の承認の対象には、労働金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超える部分の議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣府令・厚生労働大臣が当該承認をするときは、労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4（略）
5 内閣府令・厚生労働大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に労働金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣府令・厚生労働大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 労働金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該労働金庫が取得し、又は保有するものとみなす。
7 9（略）

（労働金庫連合会の子会社の範囲等）

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項及び第六項並びに次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一（略）
一の二 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

二（略）
三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為
ロ 金融商品取引法第二十七条に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介
ハ (ハに掲げる行為に該当するものを除く。)

金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
ニ 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為
三 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる行為
の二 金融サービス提供に関する法律(平成十二年法律第百一十号)第十一条第六項(定義)に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をい、次に掲げる行為のいづれかをを行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令・厚生労働省令で定める業務を専ら営むもの

イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為
ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為
四 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 労働金庫連合会が行う業務又は前項第一号から第五号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
二 金融関連業務 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業、有価証券関連業務、保険業(保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。第四号において同じ。)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの
六 八 (略)

- 二 名称
三 地区
四 事務所の所在場所
五 出資の一口の金額、総口数及び総額
六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
八 公告方法
九 第九十一条の四第一項の定款の定めが電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
イ 電子公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第九十一条第三項第二十八号イ（株式会社設立の登記）に規定するもの
ロ 第九十一条の四第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

（許可）
第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（登録）

第八十九条の五 労働金庫電子決済等代行業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができない。
2 前項の「労働金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）のいずれかを行う営業をいう。
一 金庫に預金の口座を開設している預金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うこと（当該金庫に対する指図（当該指図の内容のみを含む。）の伝達（当該指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令・厚生労働省令で定める方法によるものに限る。）を受け、これを当該金庫に対して伝達すること）
二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設している預金者又は積金者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該金庫から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者又は積金者に提供すること（他の者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。）

（届出事項）

第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。
一 事業を開始したとき。

二 略
三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第六十二条第六項の規定による認可を受けて事業の譲渡をした場合を除く。）。

四 略
五 この法律の規定による認可を受けた事項を履行したとき。

六 その他内閣府令・厚生労働省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令・厚生労働省令）で定める場合に該当するとき。

2 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 労働金庫電子決済等代行業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。
一 労働金庫電子決済等代行業を開始したとき。

- 二 金庫との間で第八十九条の六第一項の契約を締結したとき。
- 三 労働金庫連合会との間で第八十九条の八第一項の契約を締結したとき。
- 四 その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

(公告)

第九十一条の四 金庫は、公告方法として、金庫の事務所の店頭に掲示する方法に加え、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告
- 三 金庫が前項第二号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号に掲げる方法を定款で定めることができる。
- 四 金庫が当該金庫の事務所の店頭に掲示する方法又は電子公告により公告をする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続してそれぞれの公告をしなければならない。
- 一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日
- 二 (略)
- 三 前二号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日
- 四 (略)

(銀行法の準用)

- 第九十四条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二(第三項を除く。)、第十三条の三の二(第二項を除く。)、第十四条(預金者等に対する情報の提供等、指定紛争解決機関との契約締結義務等、無限責任社員等となること、禁止、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、顧客の利益の保護のための体制整備)、第十四条から第十六条まで(取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(同条第一項及び第二項に規定する事業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第六項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する事業年度に係る説明書類に係る部分に限る。)(業務報告書等)等に関する説明書類の縦覧等)、第二十四条から第二十六条まで(報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等)、第三十四条から第三十六条まで(事業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告等、譲渡の公告等)、第三十七条第一項及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免等、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条(第一号から第三号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)、第五十七条の五(財務大臣への協議)並びに第五十七条の七第一項(財務大臣への資料提出等)の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ準用する。
- 二 銀行法第七章の四(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)、第五十二条の四十五の二(銀行代理業者についての金融商品取引法の準用)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ準用する。)(略)
- 三 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等))、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行事業者協会の認定)及び第五十二条の二十(認定電子決済等代行事業者協会の業務)を除く。)(電子決済等代行業)及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行事業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行事業者協会について、それぞれ準用する。)(略)
- 四 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等))、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行事業者協会の認定)及び第五十二条の二十(認定電子決済等代行事業者協会の業務)を除く。)(電子決済等代行業)及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行事業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行事業者協会について、それぞれ準用する。)(略)
- 五 銀行法第七章の五(第五十二条の六十一の二(登録)、第五十二条の六十一の十(銀行との契約締結義務等)、第五十二条の六十一の十一(銀行による基準の作成等))、第五十二条の六十一の十九(認定電子決済等代行事業者協会の認定)及び第五十二条の二十(認定電子決済等代行事業者協会の業務)を除く。)(電子決済等代行業)及び第五十六条(第十三号から第十八号までに係る部分に限る。)(規定は、電子決済等代行業に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行業について、電子決済等代行事業者に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行事業者協会に係るものにあつては労働金庫電子決済等代行事業者協会について、それぞれ準用する。)(略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

第一百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行

する社員又は清算人）又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

三 (略)

四 第二十一条の規定に違反して、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十三条の四(第六十七条において準用する場合を含む。)、第四十条(第六十七条において準用する場合を含む。)、第四十一条(第四十一条の二の二)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五十三条の四(第六十七条において準用する場合を含む。))若しくは第五十三条の五(第六十七条の二)の規定に違反し、書類若しくは電磁的記録を備え置かず、書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録の記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

六 第二十四条第七項、第五十三条の二(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなければならず、第五十五条第二項若しくは第四十条(第六十七条において準用する場合を含む。))、第五十三条の五(第六十七条において準用する場合を含む。))若しくは第五十五条第二項若しくは第四十条(第六十七条において準用する場合を含む。))、第五十三条の五(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、議事録、会計帳簿、貸借対照表若しくは財産目録を作成せず、又はこれらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第三十一条の規定に違反したとき。

八 第三十二条第四項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第三十二条第八項の規定に違反して役員に補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

十 第三十五条第一項又は第三項(第六十八条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、理事会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第四十一条の二第十項の規定又は第四十一条の三において準用する場合第三百九十八条第二項の規定により意見を述べるに当たり、通常総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十二 第四十一条の二第三項において準用する場合第三百九十九条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十三 第四十一条の三において準用する場合第三百九十九条第三項の規定により報告するに当たり、総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽したとき。

十四 第四十一条の三において準用する場合第三百九十九条第三項の規定又は第五十九条の三(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反して、正当な理由がないのに帳簿又は書類若しくは電磁的記録に記載された事項を内閣府令・厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

十五 第三の法律において準用する場合を含む。)

十六 第四十二条第五項(第六十八条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

十七 第四十二条第六項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

十八 第四十二条第七項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

十九 第四十二条第八項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

二十 第四十二条第九項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

二十一 第四十二条第十項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

二十二 第四十二条第十一項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

二十三 第四十二条第十二項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

二十四 第四十二条第十三項(第六十七条において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

二十五 第五十八条第三項の規定に違反して預金又は定期積金の受入れをしたとき。

十六 第五十八條第四項の規定に違反して貸付けをし、又は手形の割引をしたとき。

十七 第五十八條第二項の規定に違反したとき。

十八 第五十八條第三項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八條の四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社とし、又は第五十八條の五第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十八條の七第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

十八の二（略）

十八の三 第五十八條の四第一項若しくは第二項ただし書（第五十八條の七第三項において準用する場合を含む。）又は第五十八條の七第一項の規定に違反したとき。

十八の四 第五十八條の四第三項又は第五項（これらの規定を第五十八條の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

十八の五（略）

十九 第六十條又は第六十一條の規定に違反したとき。

二十 清算の結了を遅延させる目的で、第六十七條において準用する会社法第四百九十九條第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第六十七條において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十二 第六十七條において準用する会社法第五百條第一項の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十三（略）

二十四 第九十一條の四第四項において準用する会社法第九十四條第一項の規定に違反して同條の調査を求めなかつたとき。

二十五 銀行法第二十六條第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二條の五十五、第五十二條の六十一の十六若しくは第五十二條の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十六 銀行法第五十二條の四十九又は第五十二條の六十一の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二條の四十九又は第五十二條の六十一の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十八 会社法第九百六十條第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六條に規定する者が、第三十七條の五において準用する同法第三百八十一條第三項の規定又は第四十一條の三において準用する同法第三百九十六條第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

附 則

2 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

2 8（略）

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）

第八十條（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法第二十四條第二項に規定する認定事業再編計画（同法第二條第十一項に規定する事業再編のうち政令で定めるものに限る。）に係る同法第二十三條第一項若しくは第二十四條第一項の認定又は同法第二十六條第二項に規定する認定特別事業再編計画に係る同法第二十五條第一項若しくは第二十六條第一項の認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内の登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社及び第三号に掲げるもの額を増加（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分並びに次号及び第三号に掲げるものを除く。）千分の三・五

二 合併による株式会社設立又は資本金の額を増加（イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合）
イ 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分 千分の一
ロ イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。）千分の五

三 分割による株式会社設立又は資本金の額を増加（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。）千分の五

四 法人の設立、若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受の場合における不動産又は船舶の所有権の取得（次号及び第六号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

五 船舶の所有権の取得、又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

六 船舶の所有権の取得、又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

二 個人が産業競争力強化法第百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項の認定を受けた市町村（特別区を含む。）の区域内において、当該認定創業支援等事業計画に記載された同法第二十六条に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて登記を受けるものに限る。登記免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 株式会社又は合資会社 申請件数一件につき三万円

二 合同会社又は合資会社 申請件数一件につき三万円

三 第三号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、中小企業等経営強化法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十七条第二項の認定に係るものであつて産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に限る。）に係ると認められるものに限る。登記免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 事業に必要な資産の譲受の場合における不動産の所有権の取得 千分の十六

二 合併による不動産の所有権の取得 千分の四

三 次掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、農業競争力強化支援法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に係る同法第十八条第一項又は第十九条第一項の認定に係るものときは、当該登記に係る各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

四 株式会社又は合資会社の設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分並びに次号及び第三号に掲げるものを除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

五 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達する部分の額又は合併により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。）イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の四

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

(課税標準及び税率)
第九条 登録免許税の課税標準及び税率は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、登記等の区分に応じ、別表第一の課税標準欄に掲げる金額又は数量及び同表の税率欄に掲げる割合又は金額による。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

(国の機関等への本人確認情報の提供)
第三十条の九 第三十条の九の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機密が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機密保存本人確認情報」という。）のうち住民票コード以外のものを提供することができるものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

(本人確認情報等の提供に関する手数料)
第三十条の二十三 機密は、第三十条の九又は第三十条の九の二第一項に規定する求めを行う別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省から、総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。

(受領者等による本人確認情報等の安全確保)

第三十条の二十八 第三十条の九、第三十条の十から第三十条の十四まで若しくは第三十条の十五第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関若しくは別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は第三十条の九の二の規定により住民票コードの提供を受けた総務省（以下「受領者」という。）がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報又は住民票コード（以下「受領した本人確認情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、受領者は、受領した本人確認情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該受領した本人確認情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合に於いて準用する。

(本人確認情報等の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十 第三十条の十から第三十条の十四まで又は第三十条の十五第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
2 第三十条の九又は第三十条の九の二の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人又は総務省が提供を受けた本人確認情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者、同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらに属する者又は総務省の職員若しくは職員であつた者は、その事務に知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
3 受領者から受領した本人確認情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報等に関する秘密又は本人確認情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

○ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

4 この法律において「吸収合併」とは、次条第一項各号に掲げる金融機関の合併であつて、合併により消滅する金融機関（以下「吸収合併消滅金融機関」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金融機関（以下「吸収合併存続金融機関」という。）に承継させるものをいう。

5 この法律において「新設合併」とは、次条第一項各号に掲げる金融機関の合併であつて、合併により消滅する金融機関（以下「新設合併消滅金融機関」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金融機関（以下「新設合併設立金融機関」という。）に承継させるものをいう。

6 この法律において「消滅金融機関」とは、吸収合併消滅金融機関及び新設合併消滅金融機関をいう。

7 11（略）

（認可）
第五條 この法律による金融機関の合併及び転換は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 8（略）

（業務の継続の特例）

第六條 吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、その事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を合併により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 営む信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を営む同項の認可を受けた金融機関（以下「信託業務を営む金融機関」という。）が合併により消滅する場合には、前項の規定は、当該信託業務については、適用しない。

3 4（略）

（協同組織金融機関が他の種類の協同組織金融機関となる転換の転換計画）

第六十一條 協同組織金融機関は、他の種類の協同組織金融機関となる転換をする場合には、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 協同組織金融機関が転換をした後の他の種類の協同組織金融機関（以下「転換後協同組織金融機関」という。）の種類、名称、業務及び地区

二 前号に掲げるもののほか、転換後協同組織金融機関の定款で定める事項

三 転換後協同組織金融機関の理事及び監事の氏名

四（略）

五 転換をする協同組織金融機関の会員等が転換の際して取得する転換後協同組織金融機関の出資の口数又はその算定方法（転換後協同組織金融機関の会員等と

なることができない転換をする協同組織金融機関の会員等がある場合に於ては、当該会員等に対して交付する金銭の額又はその算定方法を含む。）並びに転換後協同組織金融機関の資本金及び準備金の額に関する事項

六 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の出資の割当てに関する事項

七 転換をする協同組織金融機関の会員等に対して金銭を交付するときは、その額又はその算定方法

八 転換をする協同組織金融機関の会員等に対する前号の金銭の割当てに関する事項

九 効力発生日

二 前項の規定する場合には、同項第六号に掲げる事項についての定めは、転換をする協同組織金融機関の会員等の有する出資の口数に応じて転換後協同組織金融機関の出資を交付することを内容とするものでなければならない。

三 前項の規定は、第一項第八号に掲げる事項については、次に定めるところによるものとし、同号に規定する理事及び監事の任期は、転換後最初の通常総会の日までとする。

四 第三号に規定する理事の選任については、次に定めるところによるものとし、同号に規定する理事及び監事の任期は、転換後最初の通常総会の日までとする。

一 転換後協同組織金融機関が信用金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用金庫の会員にならうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

二 転換後協同組織金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。

三 転換後協同組織金融機関が信用協同組合である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該信用協同組合の組合員にならうとする者（法人にあつては、その役員）のうちから選任するものとする。

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 株式会社商工組合中央金庫

一〇 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 定期積金

二 銀行法第二条第四項に規定する掛金

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

四 長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第七号において準用する場合を含む。）の規定により発行される債券を含む。

五 中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。第五十八条の二第一項及び第七十三条第一項において「長期信用銀行債等」という。）の発行により払込みを受けた金銭

六 この法律において「破綻金融機関」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

七 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻し（預金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

八 銀行法第二条第三項に規定する銀行持株会社

九 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社

一〇 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社

一一 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第十六条の二の四第一項の認可を受けた会社

一二 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）（以下「優先株式」という。）及び優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

一三 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）（以下「優先株式」という。）及び優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

一四 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）（以下「優先株式」という。）及び優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

一五 この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。）（以下「優先株式」という。）及び優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

11 この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項まで（同項の規定を第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条の二第一項の規定（以下「保険金計算規定」という。）により計算した保険金の額に對する預金等に係る債務を含むもの（事業の譲渡又は譲受け（以下「事業譲渡等」という。）に伴うものを除く。）をいう。

12 この法律において「被管理金融機関」とは、第七十四条第一項若しくは第二項又は第一百零一条第一項の規定により、第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

13 この法律において「承継銀行」とは、事業の譲受け、付保預金移転、合併又は会社分割（以下「事業の譲受け等」という。）により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子会社（預金保険機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。以下同じ。）として設立されたものをいう。

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第三十四条 機構は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次章第二節の規定による保険料の収納
- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
- 三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
- 四 第六十九条の規定による資金の貸付け
- 五 第六十八条の規定による預金等債権の買取り
- 六 第六十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務
- 七 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
- 八 第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務
- 九 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
- 十 第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務
- 十一 (略)
- 十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
- 十三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第五十号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務
- 十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第三十七條 報告又は資料の提出の請求等（報告又は資料の提出の請求等）

出を求めることができ、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができ、

- 一 第三十四条第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務、金融機関（当該金融機関を所屬金融機関（銀行法第二條第十六項に規定する所屬銀行、長期信用銀行法第三十六條の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第十五條の二第三項に規定する所屬信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合及び労働金庫法第八十九條の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二條第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方を含む。次号において同じ。）
- 二 第三十四条第三号、第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務、金融機関又は銀行持株会社等（第三十四條第十号、第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務、金融機関等（第二百二十六條の二第二項に規定する金融機関等をい、当該金融機関等を所屬金融機関とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二條第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、当該金融機関等を所屬保険会社等（保険業法（平成七年法律第五十五号）第二條第二十四項に規定する所屬保険会社等をいう。以下同じ。）と

する生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人という。以下同じ。）及び損害保険募集人（保険業法第二条第二十項に規定する損害保険募集人という。以下同じ。）並びに当該金融機関等に所属金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の二第一項第四号に規定する所屬金融商品取引業者等という。以下同じ。）又は特定持株会社等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する金融商品取引業者という。以下同じ。）を含む。次項において同じ。）又は特定持株会社等（第二百二十六条の二十八第一項に規定する金融商品取引業者という。以下同じ。）を掲げる者（第三号及び第四号に掲げる者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人。以下この項において「対象者」という。）及び対象者であつた者に対し、破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等（第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいい、破綻金融機関を除く。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であつた者については、その者が破綻金融機関又は特別監視金融機関等の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等及び第三号若しくは第四号に掲げる者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

3 2

前項の規定により報告又は資料の提出を求められた金融機関等又は特定持株会社等は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。この項において「対象者」という。及び対象者であつた者に対し、破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等（第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいい、破綻金融機関を除く。以下この項において同じ。）の業務及び財産の状況（対象者であつた者については、その者が破綻金融機関又は特別監視金融機関等の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等及び第三号若しくは第四号に掲げる者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

一 特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、日本における代表者、会計参与、監事、監査役及びこれらに準ずる者並びに会計監査人並びに支配人、参事その他の使用人

二 破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者又は株式会社商工組合中央金庫（破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方

三 特別監視金融機関等を所屬金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（特別監視金融機関等である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、特別監視金融機関等を所屬金融機関等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人又は特別監視金融機関等を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者

四 組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、特別監視金融機関等を所屬金融機関等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人又は特別監視金融機関等を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者

五 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。が、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため必要があると認めるときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第四十九條 (保険関係) (略)

二 前項の保険関係においては、預金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一 金融機関の預金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）
二 金融機関の営業免許の取消し（信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫連合会に於ては事業免許の取消しとし、信用協同組合又は信用協同組合連合会に於ては解散の命令。第五十五条第二項第一号において同じ。）
破産手続開始の決定又は解散の決議（以下「第二種保険事故」という。）

第五十三條 (保険金の支払) (略)

二 保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をすること要件とする。

三 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険金の支払をすることができない。

第五十四條 (一般預金等に係る保険金の額等) (略)

二 支払対象一般預金等に係る保険金の額は、前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 支払対象一般預金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないもの
二 支払対象一般預金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

- 二 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。
- 三 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。
- 四 前号の場合において、支払対象一般預金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。
- 五 支払対象一般預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。
- 3 保険事故に係る預金者等について支払われた前条第四項の仮払金の額が、第一項及び第二項の規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。
- 4 保険事故に係る預金者等について支払われた前条第四項の仮払金の額が、第一項及び第二項の規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

第五十四条の二（略）

- 2 前条第三項の規定は、その有する支払対象決済用預金に關し保険事故に係る預金者が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十九条の三第一項の貸付けに係る支払対象決済用預金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第三項中「前二項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「第五十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。

（確定拠出年金に係る預金等の特例）

- 第五十四条の三 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（同法第八条第一項に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二項第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、保険金計算規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

- 一・二 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する支払対象預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険金の額とされる金額
- 2 前項第一号の規定により第五十四条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

- 一 当該資産管理機関等の支払対象預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。
- 3 略
- 4 略

（支払の決定）

- 第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。
- 一 第一種保険事故に關して第五十五条第一項又は第二項の規定による通知があつたとき、その通知があつた日
- 二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき、その知つた日
- 三 第一種保険事故の発生した金融機関の一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分割に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかった旨の同項の規定による通知があつたとき、その通知があつた日
- 四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関の一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会社分割に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかったことを機構が知つたとき、その知つた日
- 2 略
- 4 略

（資金援助の申込み）

- 第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者（以下「救済金融機関」という。）又は合併等を行う銀行持株会社等（以下「救済銀行持株会社等」という。）は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置（第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。）以下「資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。
- 一 略
- 七 略

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併

二 破綻金融機関が合併して金融機関を設立する合併

三 破綻金融機関が合併して金融機関を設立する合併（事業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

四 破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣

五 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額

六 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

七 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

八 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

九 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

十 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

十一 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

十二 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

十三 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

十四 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

十五 破綻金融機関がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させるもの（権利義務の一部を承継させるものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴うものに限る。）

（資金援助の申込みの特例）

2 前項の規定による申込みは、当該合併等に係る破綻金融機関と連名で行うものとする。

3 前条第六項の規定は前二項の規定による申込みを行った救済金融機関及び破綻金融機関について、同条第七項の規定は前二項の規定による申込みを受けた機構について、それぞれ準用する。

（資金援助）

第六十四条 機構は、第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣（当該決定が労働金庫又は労働金庫連合会を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）に報告しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該資金援助の申込みに係る金融機関又は銀行持株会社等との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

5 前項の契約に係る資金援助のうち損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機構に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条（略）

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫にあつては株主総会又は種類株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）にあつては総会又は総代会をいう。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条（略）

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫にあつては株主総会又は種類株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）にあつては総会又は総代会をいう。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条（略）

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等、銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫にあつては株主総会又は種類株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の株主総会）を、信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）にあつては総会又は総代会をいう。

3・4 (略)

第六十七條 (業務の継続の特例)
係る権利義務を当該適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業若しくは事業に關する法令により行うことができな業務に属する契約又は制限されている契約の期限の定めは、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に關する業務を継続することができる。

2 (略)

第六十八條 (財務大臣への協議)
内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を因るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しななければならぬ。

第六十九條 (決済債務の保護)
除き、金融機関その他の金融業者が政令で定める取引として政令で定める取引に關し金融機関が負担する債務(外国通貨で支払が行われるものを除く)であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの(以下この項及び次条第一項において「決済債務」という。)については、これを支払対象決済用預金の額と、特定決済債務に係る債権者(以下この章において「債権者」という。)及び第七十三條の規定並びに第二百二十七條の規定及び当該規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、第五十一條の第二項中「次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。))に係る保険料」とあるのは、「次に掲げる要件のすべてに該当する預金(外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。))に係る保険料」とあるのと同様である。

第六十九條の三 (決済債務の弁済のための資金の貸付け)
た保險金の額に對する支払対象決済用預金又は特定決済債務につき行うものに限る。このために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要計算した保險金の額の合計額に達するまでを限り、当該申請込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

第七十條 (破産手続開始の決定を受けた者)
破産手続開始の決定を受けた者(当該破産手続開始の決定を受けた金融機関であつた者に限る。)

第七十一條 (更生手続開始の決定を受けた者)
更生手続開始の決定を受けた者(当該更生手続開始の決定を受けた金融機関であつた者に限る。)

第七十二條 (更生手続開始の決定を受けた者)
更生手続開始の決定を受けた者(当該更生手続開始の決定を受けた金融機関であつた者に限る。)

第七十三條 (民事再生法第六十四條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関)
民事再生法第六十四條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

第七十四條 (特別清算開始の命令を受けた者)
特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。)

第七十五條 (特別清算開始の命令を受けた者)
特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。)

第七十六條 (特別清算開始の命令を受けた者)
特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。)

第七十七條 (特別清算開始の命令を受けた者)
特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。)

第七十八條 (特別清算開始の命令を受けた者)
特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。)

第七十九條 (特別清算開始の命令を受けた者)
特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。)

第八十條 (特別清算開始の命令を受けた者)
特別清算開始の命令を受けた者(当該命令に係る解散をする前において金融機関であつた者に限る。)

二 第一項第四号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定
三 第一項第八号に掲げる者 当該特別清算開始の命令
四 第一項第二号又は第八号に掲げる者は、同項の貸付けに係るこの法律の適用については、金融機関とみなす。
5 4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十四条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

第六十九條の四 破産法等の特例
（決済債務に係る破産法等の特例）
第六十九條の四 決済債務を負担する金融機関及び決済債権者（当該決済債務に係る債権を有し、かつ、当該金融機関に対して他の決済債務を負担する他の金融機関（当該他の金融機関から当該決済債務に係る債権を取得し、又は当該他の決済債務を引き受けた者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）が、相互に負担する決済債務を継続的に対象とするに決する債権が当該全部又は一部を消滅させることを内容とする契約を当該金融機関に係る保険事故が発生する前に締結している場合において、当該契約の対象となる決済債務が当該金融機関に係る支払不能等（支払不能（当該金融機関が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態にあることをいう。））、支払の停止又は破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。以下この項において同じ。）より後に生じたときであつて当該金融機関に係る前条第一項（第百二十七條において準用する場合を含む。）の規定による貸付けを行う旨の決定があつたときは、当該決済債権者は、会社法第五百七條及び第五十八條、破産法第七十一條及び第七十二條、会社更生法第四十九條及び第四十九條の二（これらの規定を金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十五條において準用する場合を含む。）並びに民事再生法第九十三條及び第九十三條の二の規定にかかわらず、その有する債権に係る当該金融機関が負担する次の各号に掲げる決済債務をその負担する当該各号に定める決済債務と相殺することができる。

一 当該支払不能等より前に生じた決済債務 当該支払不能等から当該支払不能等に係る破産手続開始の決定、更生手続開始の決定、再生手続開始の決定若しくは特別清算開始の命令（以下この号において「破産手続開始決定等」という。）までの間に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務（当該支払不能等より前に生じた原因に基づくものを除く。）又は当該破産手続開始決定等より後に生じた当該金融機関に対して負担する決済債務
二 民法第六百五十三條の規定は、決済債務に係る当該金融機関が締結している委任契約については、適用しない。
三 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があつたときは、会社法第五百條第一項及び第五百三十七條第一項の規定にかかわらず、裁判所は、当該破綻金融機関の申立てにより、前条第一項に規定する決済債務の弁済を許可することができる。

5 4 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類、弁済の限度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。
（業務及び財産の管理を命ずる処分）
第七十四條 内閣総理大臣（この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項、第四項（次条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、同条第一項、第七十七條第二項から第四項まで、第七十九條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。））、第八十條、第八十四條第一項並びに第九十條において同じ。）は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるとき、金整理管理財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができる。
一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。
二 当該金融機関について、合併等が行われ、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者への利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
3 2 内閣総理大臣は、金融機関からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該金融機関に対して、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、管理を命ずる処分をすることができる。
3 5 （略）

（再承継金融機関等に対する資金援助）
第一百條 再承継を行う金融機関で承継銀行でない者（以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九條第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 承継銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併

二 承継銀行がその事業の全部（当該承継銀行の資産の一部を合併

三 承継銀行がその事業の全部（当該承継銀行の資産の一部を合併

四 承継銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣

五 及び財務大臣が定めるものを実施するもの（当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

六 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

七 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

八 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

九 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一〇 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一一 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一二 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一三 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一四 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一五 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一六 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一七 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一八 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

一九 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二〇 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二一 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二二 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二三 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二四 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二五 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二六 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二七 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二八 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

二九 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該承継銀行がその事業に關して有する権利義務の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取

のに限り、)を發行し、又は金銭の消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われることを条件として、当該金銭の消費貸借に係る債務の消費貸借又は当該金融機関に当該金銭の消費貸借に係る債権が取得されるものであり、かつ、銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるもの)に該当するものに限り、)を締結しているときは、当該社債、当該株式又は当該金銭の消費貸借について、当該金融機関の自己資本における取扱いを決定するものとする。

4 第三号措置に係る認定は、第二号措置によつては第一項の支障を回避することができないと認める場合でなければ、行うことができない。

5 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関又は当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第五号第一項又は第二項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

6 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定められた期限を当該認定に係る金融機関、当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第三項の規定により決定をしたときは、その内容を公表しなければならない。

8 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。

第百五条 (株式等の引受け等の決定)

第百五条 (略)

4 2 3 (略)

4 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項又は第二項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が第一号措置により取得する株式等(次に掲げるものを含む。)又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該株式が他の種類の株式への転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この章において(1) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式(2) 当該株式又は若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式(3) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式(4) 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれに

ロ 当該株式等が併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

ニ 銀行持株会社等が第二項の申込みをしたときは、当該銀行持株会社等がその財産をもつて債務を完済することができない銀行持株会社でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

二 経営の合理化のための方策

一 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

ハ 経営責任の明確化のための方策

債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の日本における代表者に引き続き職務を行わせることが適切でないとき、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の日本における代表者を定めることができる。

10 9 前項の規定により定められた特別監視金融機関等の日本における代表者は、特別監視の終了の時に退任する。

11 12 13 14 15 16 裁(外)所 第一項から第五項まで及び第八項に規定する許可(以下この条において「代替許可」という。)に係る事件は、当該特別監視金融機関等の本店又は主たる事務所に(外国に本店又は主たる事務所有る場合)は、日本における主たる営業所又は事務所(の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。)

17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

6 2 5 (特定株式等の引受け等の決定等) 第二百二十六条の二十二 (略)

6 2 5 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得する特定株式等(株式等、特定劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等、銀行持株会社等及び株式会社及び優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のもの)の出資又は基金に係る債権をいう。)(株式等にあつては次に掲げるものを含み、特定劣後特約付社債、株式会社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のもの)の出資又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含み、又は貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

イ 当該特定株式等が株式である場合に於ては、次に掲げる株式

(1) 当該特定株式が他の種類の株式への転換(当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されること)をいう。以下この章において同じ。

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合に於ては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれらについて分割され又は併合された株式

ハ 当該特定株式等が優先出資である場合に於ては、当該優先出資について分割された優先出資

ニ 金融機関等が第三項の申込みをしたときは、当該金融機関等がその財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でないこと。

三 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、第一項の申込みに係る対象子法人等の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 株主責任の明確化のための方策

7 (特定資金援助の申込み) 第二百二十六条の二十八 (特定合併等を行う金融機関等) 第二百四十一条第二項に規定する保険持株会社等(同項第一号及び第四号に掲げるものを除く。)(又は指定親会社をいう。以下同じ。)(で特定破綻金融機関等でない者(以下「特定救済持株会社等」という。))は、機構

が、特定合併等を援助するため、次に掲げる措置（以下「特定資金援助」という。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 7 (略)

2 9 (略)

（特定再承継金融機関等に対する特定資金援助）
第二百六条の三十八 特定再承継を行う金融機関等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継金融機関等」という。）又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者（以下この条において「特定再承継持株会社等」という。）は、機構が、特定再承継を援助するため、特定資金援助（第二百六条の二十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

一 特定承継金融機関等と合併する金融機関等を存続する合併

二 特定承継金融機関等が他の金融機関等が合併して金融機関等を設立する合併

三 特定承継金融機関等に譲渡するもの

四 特定承継金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株会社等による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するもの

五 特定承継金融機関等を当事者とする吸収分割により当該特定承継金融機関等がその事業に關して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該特定承継金融機関等がその事業に關して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

六 特定承継金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該特定承継金融機関等がその事業に關して有する権利義務の全部（当該特定承継金融機関等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を当該新設分割により新たに設立される金融機関等に承継させるもの

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関等の資産（当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産（当該合併により譲り受けたもの）

四 前項第四号に掲げる株式の取得 同号の株式の取得をされた金融機関等の資産

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したものの

六 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される金融機関等の資産（当該新設分割前に特定承継金融機関等の資産であつたものに限る。）

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第六項から第八項までの規定は、第七項及び第八項並びに第二百六条の二十九第一項の規定は第一項の規定による申請について、同条第二項から第四項まで及び第七項から第九項までの規定は、この項において準用する同条第一項の規定は、それぞれ規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。

6 第七項中「特定持株会社」とあるのは、「特定再承継金融機関等（第二百六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と、同条第七項中「特定持株会社等」とあるのは、「特定再承継金融機関等（第二百六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と、第二百六条の二十九第一項中「係る特定合併等」とあるのは「係る特定再承継（第二百六条の三十八第一項に規定する特定再承継金融機関等をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

7 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

8 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

9 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

10 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

11 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

12 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

13 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

14 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

15 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

16 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

17 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

18 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

19 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

20 第六項の「読み替えるもの」とあるのは、必要技術的読替は、政令で定める。

第三百三十五条 第七十九条（第二百二十六条の九において準用する場合を含む。）の規定による登記については、登録免許税を課さない。
2 承継銀行が第九十一条第一項又は第二条の規定による同条第二号に掲げる決定を受けて行う被管理金融機関の事業の譲受け等（次項において「決定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。
3 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいう。）は、承継銀行に係る同条並びに同法第六十三条、第六十八条の六十八及び第六十八条の六十九の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

第四百四十五条（略）
2 被管理金融機関の取締役、執行役員若しくは理事、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監査役、会計監査人（会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）若しくは支配人若しくは被管理金融機関の他の使用人若しくは当該被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該被管理金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（これらの者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人）又はこれらの者であつた者が第八十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第四百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
二（略）

附 則

第十條（資産の買取りの委託等）

一 第六十四条第一項（第六十九条第四項、第一百一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十二第四項、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助又は特定資金援助を行う旨の決定をする場合
二 第二百二十九条第三項の規定により協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

三 附則第六条の三第二項の規定により特例資産譲受人等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合
三 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補填その他の当該委託に関する条件を定め、これを協定銀行に対して提示するものとする。

3 機構は、協定銀行との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。
4（略）

5 前項の規定により協定銀行が資産保有金融機関（破綻金融機関若しくは特定破綻金融機関等又は合併等若しくは特定合併等若しくは第一百一条第二項若しくは附則第十五条の四第二項に規定する特定再承継により破綻金融機関、承継銀行、特定破綻金融機関等、特定承継金融機関等若しくは承継協定銀行の資産を取得した者に限る。）との間で前項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十四条第四項（第一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により機構が当該資産保有金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条（第一条第七項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項、附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

7 6 機構は、附則第十五条の二第三項の規定によりみなして適用される第二百二十九条第三項の規定により承継協定銀行の資産の買取りを行う旨の決定をする場合には、承継協定銀行に対し、機構による当該資産の買取りに代わつて、当該資産を承継勘定（附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定をいう。以下この

第二條 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。

二 為替取引を行うこと。

三 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。

四 この法律において「株式会社」とは、株式又は持分をいう。

五 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその子会社とみなす。

六 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者が指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含むものとし、信託財産である株式等に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

七 この法律において「持株会社」とは、子会社（国内の会社に限る。）の株式等の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額の合計額）の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

八 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

九 この法律において「所屬銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

第十條（業務の範囲）
銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 資金の貸付け又は手形の割引

三 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

四 有価証券の引受け

五 有価証券の引受け又は手形の引受け

六 有価証券（第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

七 有価証券の貸付け

八 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

九 金銭債権（譲渡性預金証券その他の内閣府令で定める証券をもつて表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

十 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて金銭債権（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款（指図証券）に規定する無記名証券（記名式所持人払証券）に規定する記名式所持人払証券）（同節第三款（その他の記名証券）に規定する他の記名証券及び同節第四款（無記名証券）に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二條第一項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として内閣府令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の

- 五の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
- 六の有価証券の私募の取得又は譲渡
- 七の地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 八の銀行その他金融業を行う者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣府令で定めるものに限る。）
- 九の外国銀行の業務の代理又は媒介（銀行の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介を当該銀行が行う場合における当該代理又は媒介その他の内閣府令で定めるものに限る。）
- 十の国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い
- 十一の振替券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十二の両替
- 十三のデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十四の金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量）その他これに類似するものをいう。次条第四号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて内閣府令で定めるもの（第五号及び第十二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十五の金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十三号に掲げる業務に該当するもの及び内閣府令で定めるものを除く。）
- 十六の有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 十七の有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 十八の機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものとして「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡する場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。
- 十九の使用期間が満了した後、リース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
- 二十の顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、前項第二号、第五号の振替に関する法律第六号並びに第六十一条の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 二十一の社債、株式等の振替に関する法律第六十一条の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 二十二の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債
- 二十三の信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項（短期債の発行）に規定する短期債
- 二十四の保険業法（平成七年法律第五十五号）第六十一条の十第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債
- 二十五の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第八項（定義）に規定する短期社債
- 二十六の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
- 二十七の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
- 二十八のその権利が社債の性質を有するもの（株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるもの）とされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債の性質を有するもの）を除外すること。
- 二十九の各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする。確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

4 (略)
5 第二項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

6 第二項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもつて表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第五号の三に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

7 第二項第十号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項(定義)の口座管理機関として行う振替業をいう。
8 (略)

9 (預金者等に対する情報の提供等)

10 第十二条の二 銀行は、預金又は定期積金等(以下この項において「預金等」という。)の受入れ(第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。)に関し

2 前項及び第十三条の四並びに他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するため

3 前項の規定(銀行がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。)は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)が当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合

二 (顧客の利益の保護のための体制整備)

第十三条の三の二(略)
2 前項の「親金融機関等」とは、銀行の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該銀行と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、銀行

3 金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項(定義)に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)、保険会社(保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社をいう。以下同じ。)、その他政令で定める金融業を行う者をいう。

(臨時休業等)

第十六条 銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直

ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、内閣府令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。

2 銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

3 (銀行の子会社の範囲等)
第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行
二 長期信用銀行
三 二の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項(定義)に規定する資金移動業者(第七号に掲げる会社に該当するものを除く。)

四 二の二 資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)(その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの(第五十二条の二十三第一項第一号の二において「資金移動専門会社」という。))

三 (略)
四 金融商品取引法第十二条第二項(定義)に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる

行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。)(のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。))

- イ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる行為
ロ ハに掲げる行為に該当するものを除く。）
二 金融商品取引法第二十八条第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
四 金融サービス提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をい、次に掲げる行為のいずれかを行う業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの
イ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為
ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）
五 保険会社
七 銀行業を営む外国の会社
八 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
九 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）
十 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第七号に掲げる会社に該当するものを除く。）
二 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 銀行又は前項第二号から第十号までに掲げる会社の営む業務に從属する業務として内閣府令で定めるもの
二 金融関連業務 銀行業、有価証券関連業務、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
六 信託（略）
七 信託（略）
八 信託（略）
九 信託（略）
十 信託（略）
- 2 銀行による銀行グループの経営管理）
第十六条の三（略）
一 銀行グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 銀行グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要なる調整
三 銀行グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、銀行グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの
- （銀行等による議決権の取得等の制限）
第十六条の四（略）
二 前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権について、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。
三 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を速やかに処分するに条件としなければならない。
四 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議

決議権を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、当該各号に規定する認可（第四号に該当する場合には、免許。次項において同じ。）をしてはならない。

一（略）
二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき その設立された日（略）

三 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になったとき その免許を受けた日
四 第三十条第二項の認可を受けて共同新設分割により設立された会社が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になったとき その免許を受けた日
五 当該銀行が第三十条第二項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。） その吸収分割をした日
六 当該銀行が第三十条第三項の認可を受けて事業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。） その事業の譲受けをした日

五 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

六 銀行又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該銀行が取得し、又は保有するものとみなす。

七（略）
八（略）
九（略）

（合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等）
第三十条 銀行を全部又は一部の当事者とする合併（当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律第三条（合併）の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

二 銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

三 銀行を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けは、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第三十一条 内閣総理大臣は、前条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 前条の規定による合併、会社分割、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（以下この条において「合併等」という。）が、当該合併等の当事者である銀行等（銀行及び長期信用銀行をいう。第五十二条の六十一を除き、以下同じ。）又は信用金庫等が業務を行つて居る地域（会社分割により事業の一部を承継させ、若しくは承継する場合又は事業の一部の譲渡若しくは譲受けに係る場合にあつては、当該一部の事業が行われている地域に限る。）における資金の円滑な需給及び利用者の利便に照らして、適当なものであること。

二（略）
三（略）

（事業の譲渡又は譲受けの場合の債権者の異議の催告等）
第三十四条 銀行を当事者とする事業の全部の譲渡又は譲受けについて株主総会の決議（会社法第四百六十八条（事業譲渡等の承認を要しない場合）の規定により同法第四百六十七条第一項（事業譲渡等の承認等）の決議によらずに事業の全部の譲受けを行う場合には、取締役会の決議又は執行役の決定）がされたときは、当該銀行は、当該議決又は決定の日から二週間以内に、当該議決又は決定の要旨及び当該事業の全部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を官報に公告し、かつ、預金者等その他の政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

二 前項の規定は、一月を下つてはならない。

三 第一項の規定にかかわらず、銀行が、同項の規定による公告を、官報のほか、第五十七条の規定による定款の定めに従い、同条各号に掲げる公告方法によりするときは、同項の各別の催告は、することを要しない。

四 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該事業の全部の譲渡又は譲受けについて承認したものとみなす。

五 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該銀行は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む他の金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部の譲渡又は譲受けをしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十五条 銀行を当事者とする事業の一部の譲渡又は譲受けについて株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該銀行は、当該議決又は決定の日から二週間以内に、当該議決又は決定の要旨及び当該事業の一部の譲渡又は譲受けに異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を官報

に公告することができる。ただし、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
2 前項の期間は、一月を下つてはならない。
3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定によりされた公告及び催告に係る債権者の異議について準用する。

第五十二条の二十一（略）
（銀行持株会社の業務範囲等）

2 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
3 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
4 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
5 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
6 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
7 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
8 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
9 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。
10 銀行持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

（銀行持株会社の子会社の範囲等）
第五十二条の二十三 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社（以下この条及び次条第二項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としては

ならない。

一 長期信用銀行
二 資金移動専門会社
三 証券専門会社
四 証券仲介専門会社
五 第六十六条の二第一項第四号の二に掲げる会社
六 保険会社
七 少額短期保険業者
八 信託専門会社
九 銀行業を営む外国の会社
十 有価証券関連業を営む外国の会社
十一 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）
十二 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

（銀行持株会社等による議決権の取得等の制限）
第五十二条の二十四（略）
2 前項の規定は、銀行持株会社又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。
3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権を超過する部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権を超過して取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権を超過する部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権を超過して保有することができない。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に、国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

1 銀行持株会社又はその子会社が、担保権の実行による株式等の取得その他の内閣府令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行持株会社又はその子会社は、合算してその基準議決権を超えて取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。
2 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行持株会社又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権を超過する部分の議決権は含まれないものとし、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権を超過して取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権を超過する部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
3 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権を超過して保有することができない。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に、国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有し、又は保有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務の範囲)
第五十二条の四十二 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

2・3 (略)
4 第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

(登録の申請)
第五十二条の六十一の三 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二条の六十一の五において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名
三 電子決済等代行業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地

2 四 その他内閣府令で定める事項
(略)

(登録の実施)
第五十二条の六十一の四 内閣総理大臣は、第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
2・3 (略)

(変更の届出)

第五十二条の六十一の六 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。
3 電子決済等代行業者は、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 営業を開始したとき。

二・三 (略)

四 資本金の額を増加しようとするとき。

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

2 銀行主要株主(銀行主要株主であつた者を含む。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け

出なければならない。

一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき、又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。

二 銀行の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき(第五号の場合を除く。)

三 銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

銀行の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）
四 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）
五 又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）
六 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。
七 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届
け出なければならぬ。

一 第五十二条の十七第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき、又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。
二 銀行を子会社とする持株会社でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）
三・四（略）
五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したと
きを含む。）

六 資本金の額を変更しようとするとき。
七 この法律の規定による認可（第一号に規定する認可を除く。）を受けた事項を履行したとき。
八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。
九 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、議決権が一の株主により取得され、又は保有されることとなつたとき。

四 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届
出なければならぬ。
五 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業を開始したとき、銀行との間で第五十二条の六十一の十第一項の契約を締結したとき、その他内閣府令で定めるところ
に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

六 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び第三項第八号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀
行持株会社の議決権について準用する。

（認可等の条件）
第五十四条（略）
二 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

（認可の失効）
第五十五条 銀行、銀行主要株主（第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。）又は銀行持株会社（第五十二条の十七第一項の認可を
受けた者を含む。）がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を履行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、
やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

三 第一項に規定するもののほか、第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社で
なくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

（財務大臣への通知）
第五十七条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出（同項
第八号に係るものうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。）があつたときも、同様とする。

一 第四条第一項の規定による免許
二（略）
三 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第四項、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一
項、第五十二条の十七第五項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による命令（改善計画の提出を
求めることを含む。）
四 第二十七条又は第二十八条の規定による第四条第一項の免許の取消し
五 第五十二条の十五第一項の規定による第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第五十二条の三十四第一項の規定による第五十二条
の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し

十九 第五十二条の四十九(第五十二条の十において準用する場合を含む。)若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
二十 (略)
二十一 第五十七条の四の規定による登記をしなかつたとき。

○ 行政手続法(平成五年法律第八十八号) (抄)

(不利益処分をしようとする場合の手続)
第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するときは、聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

2 (略) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

(聴聞の通知の方式)
第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 前項の書面に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

三 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 保険業法(平成七年法律第百五号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に關し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(次に掲げるものを除く。)をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの
ロ 一の会社等(会社(外国会社を含む。以下この号において同じ。))その他の事業者(政令で定める者を除く。)をいう。又はその役員若しくは使用人(

役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。)が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族(政令で定める者に限る。以下この号において同じ。)を相手方として行うもの。

ハ 一の労働組合がその組合員(組合員であつた者を含む。)又はその親族を相手方として行うもの。

ホ 一の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの。

ヘ 一の地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。)がその構成員を相手方として行うもの。

ト イからヘまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの。

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの(政令で定めるものを除く。)

2 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 (略)

11 この法律において「総株主等の議決権」とは、総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができきる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条、次条、第百条の二の二、第百六条、第百七条、第百二十七条、第二百六十条、第二編第十一章及び第十二章並びに第三百三十三條において同じ。)をいう。

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

15 (略)

1613 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第四項第一号(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)であつて、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

17 (略)

191817 この法律において「少額短期保険業者」とは、第二百七十二條第一項の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいう。

42 (略)

第四條 前條第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 資本金の額又は基金の総額
 - 三 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社(監査等委員会を置く株式会社又は相互会社をいう。第八条の二第一項第二号、第二百四十九條の二第三項、第二百七十二條の二第一項第三号及び第三百三十三條第一項第十七号において同じ。)にあつては取締役、指名委員会等設置会社(指名委員会、監査委員会及び報酬委員会(以下「指名委員会等」という。)を置く株式会社又は相互会社をいう。第八条第一項、第八条の二第一項第一号、第三百三十六條の二第一項、第二百七十二條の二第一項第三号及び第二百七十二條の十第一項において同じ。)にあつては取締役及び執行役)の氏名
 - 四 本店又は主たる事務所の所在地
 - 五 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
 - 一 定款
 - 二 事業方法書
 - 三 普通保険約款
 - 四 保険料及び責任準備金の算出方法書
- 43 (略)
- 4 第二項第二号から第四号までに掲げる書類には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(資本金等の額の減少に係る書類の備置き及び閲覧等)

第十六条 株式会社は、資本金又は準備金（以下この節において「資本金等」という。）の額の減少（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）の決議に係る株主総会（会社法第四百七条第三項（資本金の額の減少）又は第四百四十八条第三項（準備金の額の減少）に規定する場合にあつては、取締役会の会日の二週間前から資本金等の額の減少の効力を生じた日後六月を経過する日まで、資本金等の額の減少に関する議案その他の内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書類又は電磁的記録を各営業所に備え置かなければならない。ただし、準備金の額のみを減少する場合であつて、次のいずれにも該当するとき、この限りでない。

一 定時株主総会において会社法第四百四十八条第一項各号に掲げる事項を定めること。

二 会社法第四百四十八条第一項第一号の額が前号の定時株主総会の日（同法第四百三十九条前段（会計監査人設置会社の特則）に規定する場合にあつては、同法第四百三十六条第三項（計算書類等の監査等）の承認があつた日）における欠損の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えないこと。

2 株式会社株主及び保険契約者その他の債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書類の閲覧の請求

二 前項の簿本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 略

3 会社法第四百五十九条第一項（剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め）の規定による定款の定めがある場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「定時株主総会」とあるのは、「定時株主総会又は会社法第四百三十六条第三項の取締役会」とする。

（基金の抛出の申込み）

第二十八条 発起人は、前条の募集に応じて基金の抛出の申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 基金の抛出に係る銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。））

二 基金の抛出に係る銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。））

三 基金の抛出に係る銀行等（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行をいう。以下同じ。））

四 略

2 略

3 略

（組織変更計画の承認）

第八十六条 相互会社は、前条の組織変更（以下この款において「組織変更」という。）をするには、組織変更計画を作成して、社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この款において同じ。）の決議により、その承認を受けなければならない。

2 略

3 略

（組織変更株式交付）

第九十六条の九の二 組織変更をする相互会社は、組織変更の際して、組織変更株式交付（組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に株式会社をその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。内閣府令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。）とするために当該株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として組織変更後株式会社の株式を交付することをいう。以下この款において同じ。）をすることができる。

2 略

3 略

（組織変更の認可）

第九十六条の十 組織変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 略

第九十八条 保険会社は、第九十七条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 他の保険会社（外国保険業者を含む。）、少額短期保険業者、船主相互保険組合（船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第一項（定義）に規定する船主相互保険組合をいう。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるものに限る。）

二 債権の保証

三 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この号において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項（短期農林債の発行）に規定する短期農林債
八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権
付社債の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

7
5
9
(略)

第九十九条 (略)

2 (略)
3 生命保険会社は、第九十七条及び前条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支
払う保険金について、信託の引受けを行う業務（以下「保険金信託業務」という。）を行うことができる。

4 (略)
5 (略)
6 (略)
7 生命保険会社が保険金信託業務を行おうとする場合には、当該生命保険会社は、その方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を
8 受けた業務の方法を変更しようとするときも、同様とする。
9 (略)
10 (略)

(他業の制限)
第一百条 保険会社は、第九十七条及び前二条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行うことができない。

(業務運営に関する措置)
第一百条の二 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事
項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合（当該業務が第二百七十五条第三項の規定に
より第三者に再委託される場合を含む。）における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(特定関係者との間の取引等)
第一百条の三 保険会社は、その特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社の保険主要株主、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社
の子会社（当該保険会社を除く。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客と
の間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣
総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該保険会社の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引
二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全か
つ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

(保険会社の子会社の範囲等)
第一百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 生命保険会社
二 損害保険会社
三 少額短期保険業者

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）
五 資金決済に関する法律（第二条第三項（定義）に規定する資金移動業者（第九号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項
に規定する資金移動業をいう。）その他内閣府令で定める業務を専ら営むもの（第二百七十一条の二十二第一項第四号の二において「資金移動専門会社」とい
う。）

六 金融商品取引法（第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる

けて当該保険会社になつたとき、その免許を受けた日

五 当該保険会社が第七十三条の六第一項の認可を受けて吸収分割により事業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限る。）その吸収分割をした日

六 当該保険会社が第六十七條の認可を受けて当該保険会社が合併により設立されたとき（当該保険会社が存続する場合に限る。）その合併をした日

七 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

六 保険会社又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、当該保険会社が取得し、又は保有するものとみなす。

七 九

（届出事項）

第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 保険業を開始したとき。

二・三（略）

四 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき。

五 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。

六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 外国の総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。

八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るもの）については、内閣府令・財務省令で定める場合に該当するとき。

二 第二条第十五項の規定は、前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた保険会社の議決権について準用する。

（事業の譲渡又は譲受けの認可）

第二百四十二条 保険会社を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けは、内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併の認可）

第二百六十七条 保険会社等の合併（保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設立する場合に限る。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二・三（略）

（保険株式会社等の分割の認可）

第二百七十三条の六 保険株式会社等の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

二・三（略）

（この法律の適用関係等）

第二百四十条 特定法人が第二百九条第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十九条において準用する第一百一条から第五十五条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、特定損害保険業免許を受けた特定法人の日本において保険業を行う引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

二 第九十九条において準用する第七條の二、第九十条第一項及び第三項並びに第一百一十條第一項及び第三項から第六項まで、第二百六十二條、第二百六十五條の二、第二百六十五條の三、第二百六十五條の六並びに第二百六十五條の四十二の規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人を外国保険会社等とみなす。この場合において、第九十五条中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

借対照表」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、第九十九条において準用する第九十一条第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員が日本において業務」と、同項及び同条第四項中「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所」とあるのは「第二十九條第一項に規定する総代理店の本店及び

支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同条第六項中「当該外国保険会社等の日本における業務」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の日本における業務」とする。

三の二 第九十九条において準用する第九十五条の二の規定の適用については、特定生命保険業免許を受けた特定法人を外国生命保険会社等とみなす。この場合において、第九十九条において準用する第九十五条の二第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定外国生命保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定特定生命保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「外国生命保険業務」とあるのは「特定生命保険業務」とする。

三の三 第九十九条において準用する第九十五条の三の規定の適用については、特定損害保険業免許を受けた特定法人を外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第九十九条において準用する第九十五条の三第一項各号並びに同条第二項及び第三項第二号中「指定外国損害保険業務紛争解決機関」とあるのは「指定特定損害保険業務紛争解決機関」と、同条第一項各号中「外国損害保険業務」とあるのは「特定損害保険業務」とする。

四 第九十二条及び第九十六条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、日本における代表者を外国保険会社等の日本における代表者とみなす。この場合において、当該外国保険会社等とあるのは「引受社員の保険契約者」と、「外国保険会社等の業務」とあるのは「総代理店の業務」と、当該外国保険会社等とあるのは「当該総代理店」とする。

五 第九十九条において準用する第九十一条において準用する第九十二条及び第七章第三節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、免許特定法人及び引受社員を外国保険会社等とみなす。

六 第二十八条の規定は、免許特定法人の引受社員については、適用しない。

2 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。

（創立総会）

第二六十五条の七 発起人は、定款及び事業計画書を作成した後、会員になろうとする者を募り、会議開催日の二週間前までにこれらを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び事業計画書の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 次に掲げる事項その他機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項は、第二六十五条の二五及び第二六十五条の三十四第三項の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

一 業務規程の作成

二 機構の成立の日を含む事業年度の予算及び資金計画の決定

三 第二六十五条の三十四第一項各号に規定する負担金率の決定

5 第二六十五条の二十六第二項の規定は、前項の規定により同項に規定する事項を創立総会の議事とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第一号、第三号及び第五号」とあるのは、「第二六十五条の七第四項第一号」と読み替えるものとする。

6 第二六十五条の二十七の四及び第二六十五条の二十七の五の規定は、創立総会の議決について準用する。

（会員の議決権）

第二六十五条の二十七の四 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

（保険持株会社の業務範囲等）

第二七一条の二十一（略）

2 保険持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である保険会社の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第二七一条の二十一の二 保険持株会社は、その子会社である保険会社又は当該保険持株会社の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該保険持株会社の子会社である保険会社又は当該保険持株会社の子金融機関等が行う業務（保険業その他の内閣府令で定める業務に限る。）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制を整備その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の「親金融機関等」とは、保険持株会社の総株主の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定め

る者のうち、保険会社、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。
3 第一項の「金融機関等」とは、保険持株会社が総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険持株会社と密接な関係を有する者として政令で定める者のうち、保険会社（当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。）は、銀行、金融商品取引業者その他政令で定める金融業を行う者をいう。

（保険持株会社の子会社の範囲等）
第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 生命保険会社
二 損害保険会社
三 少額短期保険業者
四 銀行

四の二 長期信用銀行
五 証券専門会社
六の二 証券仲介専門会社

六の二 第六十六条第一項第六号の二に掲げる会社
七 信託専門会社
八 保険業を行う外国の会社

九 銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
十 有価証券関連業を行う外国の会社（前二号に掲げる会社に該当するものを除く。）
十一 信託業を営む外国の会社（前三号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十二 前項の承認を受けようとする保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本金の額、人的構成その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
十三 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その承認をしなければならない。

一 当該業務の内容が、次のイ又はロに該当することから、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の社会的信用を失墜させるおそれがあること。
イ 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。
ロ 当該業務の内容が、国民生活の安定又は国民経済の健全な発展を妨げるおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本金の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした保険持株会社の子会社である保険会社の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

4 5 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項及び第二百七十二条の三十九第六項において同じ。）になるうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

（保険持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可）
第二百七十一条の三十一 保険持株会社を全部又は一部の当事者と合併（当該合併前に保険持株会社であつた一の会社が当該合併後も保険持株会社として存続するものに限る。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 保険持株会社を当事者とする会社分割（当該会社分割により事業を承継させた保険持株会社又は当該会社分割により事業を承継した保険持株会社が、その会社分割後も引き続き保険持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 保険持株会社を当事者とすることを事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（当該事業の譲渡又は譲受けをした保険持株会社が、その譲渡又は譲受け後も引き続き保険持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

4 持株会社であるものに限る。）は、政令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（届出事項）

第二百七十一条の三十二 保険主要株主（保険主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 第二百七十一条の十第一項の認可に係る保険主要株主になつたとき又は当該認可に係る保険主要株主として設立されたとき。

二 保険会社の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。

三 保険会社の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき（第五号の場合を除く。）。

四 保険会社の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。

七 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

八 第二百七十一条の十八第一項の認可に係る保険持株会社になつたとき、又は当該認可に係る保険持株会社として設立されたとき。

九 保険会社を子会社とする持株会社でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。

三・四（略）

五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社を子会社とする持株会社を設立するものに限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。

六 資本金の額を変更しようとするとき。

七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。

八 その他内閣府令で定める場合に該当するときは、

三 第二条第十五項の規定は、第一項第六号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた保険主要株主又は保険持株会社の議決権について準用する。

（一）の保険契約者に係る保険金額等）
第二百七十二条の十三 少額短期保険業者は、一の保険契約者について、その保険金額の合計額が政令で定める金額を超えることとなる保険の引受けを行つてはならない。

2（略）

（少額短期保険業者の子会社の範囲等）

第二百七十二条の十四 少額短期保険業者は、その行う業務に従属し、又は付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としてはならない。

2（略）

（少額短期保険持株会社の業務範囲等）

第二百七十二条の三十七 少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつて、第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引若しくは行為について保有者となる承認を受け、同項の承認を受けて設立され、又は同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）は、外国の法令に準拠して設立されたものを除き、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一 三（略）

二 少額短期保険持株会社の業務範囲等）

第二百七十二条の三十八（略）

二 少額短期保険持株会社は、その業務を営むに当たつては、その子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の三十九 少額短期保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の三十九 少額短期保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の三十九 少額短期保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の三十九 少額短期保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の三十九 少額短期保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 少額短期保険業者

二 前項の承認を受けようとする少額短期保険持株会社は、若しくは関連する業務として内閣府令で定める業務を専ら営む会社

三 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除

き、これを承認しなければならない。

一 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本金の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

四 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、少額短期保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該少額短期保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該少額短期保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

五・六 (略)

(登録の実施)

第二百七十八条 内閣総理大臣は、第二百七十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を内閣府令で定める場所に備える生命保険募集人登録簿、損害保険代理店登録簿又は少額短期保険募集人登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者及び所属保険会社等に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二百七十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われていない者

二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二十六條の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八條第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。) (監督上の処分)の規定により同法第十二條(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を含む。)

五 年を経過しない者(当該登録を取り消された者又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。))

六 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

七 申請の前三年以内に保険募集又は保険媒介業務に関する著しく不適当な行為をした者

八 若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人

九 営業に關し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号、次号又は第十一号口のいずれかに該当するもの

イ 法人でその役員のうち次に次のいづれかに該当する者のあるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

十ロ 第一号から第四号まで又は第六号のいずれかに該当する者
十一イ 法人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号又は次号ロに該当する者のあるもの
ロ 第七号に該当する者
イ 金融サービス仲介業者

2
3
4 (略)

(登録の実施)

第二百八十八条 内閣総理大臣は、第二百八十六条の登録の申請があつた場合において、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を内閣府令で定める場所に備える保険仲立人登録簿に登録しなければならぬ。
一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
四 内閣総理大臣は、保険仲立人登録簿を公衆の縦覧に供しななければならない。

(登録の拒否)

第二百八十九条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
三 この法律若しくは金融サービス法の提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
四 第三百七条第一項の規定により第二百八十六条の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。) (監督上の処分)の規定により同法第十二条(登録)の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者又は他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日以前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から三年を経過しないものを含む。)

五 心身の故障により保険募集に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者
六 申請の日前三年以内に保険募集又は保険媒介業務に著しく不適当な行為をした者
七 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)若しくは保険募集人(損害保険代理店の使用人については、保険募集を行う者に限る。)又は金融サービス仲介業者(保険媒介業務を行う者に限る。第九号ハにおいて同じ。)の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人
八 個人でその保険募集を行う使用人のうちに前各号又は次号ハのいずれかに該当する者のあるもの
九 法人で次のいずれかに該当するもの
イ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
ロ 第一号から第四号まで、第六号又は第七号のいずれかに該当する者
ハ 金融サービス仲介業者のうち第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの
ニ 保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの
ホ 金融サービス仲介業者

2
3
4 (略)

(保険契約の申込みの撤回等)
第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場

しくは社債管理補助者を定めなかったとき。
二十六 第六十七条の二又は第八十六条第三項において準用する会社法第九十四条の規定に違反して、同条の調査を求めなかったとき。
二十七 第六十七条の二又は第八十六条第三項において準用する会社法第九十四条の規定に違反して、組織変更をしたとき。
二十八 第九十八条第二項本文若しくは第九十九条第四項前段若しくは第五項（これらの規定を第九十九条の規定に違反して承認を受けないで同項ただし書に規定する業務を行ったとき）の規定に違反して業務を行ったとき、又は第九十九条の十一第二項ただし書の規定に違反して承認を受けないで同項ただし書に規定する業務の内容又は方法を変更したとき。
二十九 第九十九条第四項後段（第九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、認可を受けないで同項後段に規定する業務の内容又は方法を変更したとき。
三十（略）
三十一 第三百条の四（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の十九の二第四項又は第二百七十二條の三十七の二第二項の規定に違反して、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となつたとき。
三十二 第二百六条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第二百七条第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき、又は第二百七十二條の十四第一項の規定に違反して同項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としたとき。
三十三（略）
三十四 第二百七条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。
三十五 第二百七条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。
三十六 第二百六条又は第二百七条（これらの規定を第二百九十九条及び第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、責任準備金又は支払準備金を積み立てなかつたとき。
三十七 第二百八条第二項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたとき。
三十八 第二百八条第一項（第九十九条及び第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反して、保険計理人の選任手続をせず、若しくは第二百二十条第二項（第九十九条及び第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める要件に該当する者でない者を保険計理人に選任し、又は第二百二十条第三項（第九十九条及び第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定に違反して、同項の規定による届出をしなかつたとき。
三十九 第二百二十二條（第九十九条及び第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）、第九十条第四項、第二百二十三條第四項、第二百四十二條第三項、第二百五十八條第一項若しくは第二百七十二條の五第四項の規定による命令又は第三百三十二條第一項、第二百四條第一項、第二百三十條第一項、第二百四十條の三、第二百四十一條第一項若しくは第二百七十二條の二十五第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。
四十 第二百二十三條第一項（第二百七条において準用する場合を含む。）又は第二百五条第一項の規定による認可を受けないで、これらの規定に規定する書類に定めた事項の変更をしたとき。
四十一 第二百二十三條第二項（第二百七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百五条第二項の規定による届出をせず、又は第二百二十五條第一項（第二百七条及び第二百二十五條第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間（第二百五条第二項又は第三項（これらの規定を第二百七条及び第二百二十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）内に第二百二十三條第一項（第二百七条において準用する場合を含む。）若しくは第二百五条第一項の内閣府令で定める事項を変更したとき。
四十二 第二百二十五條第四項（第二百七条及び第二百二十五條第三項において準用する場合を含む。）又は第二百七十二條の二十四第四項の規定による変更又は届出の撤回の命令に違反したとき。
四十三 第九十八条第二項ただし書（第九十九条において準用する場合を含む。）、第二百七条第一項、第二百九条、第二百十八條第一項、第二百三十四條、第二百三十九條、第二百七十一條の三十二第一項若しくは第二項、第二百七十二條の二十一第一項又は第二百七十二條の四十二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
四十四 第三百三十一條、第二百三條、第二百二十九條又は第二百七十二條の二十四第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。
四十五 第三百三十六條（第二百十條第一項（第七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手続をしたとき。
四十六 削除
四十七 第七十六條の規定に違反して、書類若しくは書面若しくは電磁的記録を提出せず、又は当該書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をして、これらを提出したとき。
四十八 第八十條の十第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠り、又は第八十四條において準用する会社法第五百十一条第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

第一條の二 内閣総理大臣は、当分の間、第三條第一項の免許（同條第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業を含む場合に限る。次項において同じ。）の申請があつた場合においては、当該免許に、特定保険会社（保険会社又は外国保険会社等）の経営が同條第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。）の特定分野保険事業（第三條第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保険の引受けを行う事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経営環境に急激な変化をもたらさし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、第五條第二項の規定により必要な条件を付することができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、当分の間、特定分野保険事業に係る第二百二十三條第一項に規定する書類に定められた事項に係る同項又は同條第二項の規定による変更の認可の申請又は変更の届出があつた場合においては、第二百二十四條各号に定める基準及び第二百二十五條第四項に規定する基準のほか、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらさし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、第五條第二項の規定により必要な条件を付することができる。

○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）

（決済債務の弁済等の許可）

第四百二条 (略)

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済又は払戻し（以下この条、第四百七十三條第二項及び第三項並びに第五百十三條第二項及び第三項において「弁済等」という。）の限度額及び弁済等をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（決済債務の弁済等の許可）

第四百七十三條 (略)

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

（決済債務の弁済等の許可）

第五百十三條 (略)

2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間（当該期間の末日は、債権届出期間の末日より前の日でなければならぬものとする。）を定めなければならない。

3 裁判所は、前項の規定により、弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）（抄）

（合併の認可）

第十五条 農林中央金庫と信用農水産業協同組合連合会との合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2、4 (略)

（合併に関する規定の準用）

第二十七条 第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条、第十八条並びに第十九条の規定は、事業譲渡について準用する。この場合において、第

ホ
（12）貸金業者であつた法人が貸金業法第六條第一項の規定により同法第三條第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第二十四條の六の四第一項、
第二十四條の六の五第一項若しくは第二十四條の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三條第一項の登録を取り消された場合又
は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録の更新を拒否された場合若しくは当該同種
類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しないもの
次のいずれかに該当する者

（1）第三十八條第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処
分を受けた日から五年を経過しない者

（2）銀行法第二十七條、第五十二條の三十四第一項若しくは第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の
規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

（3）農業協同組合法第九十二條の四第一項において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられ
た役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

（4）水産業協同組合法第八十八條第一項において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により当該外国において解任若しくは改選を命ぜられ
た役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

（5）協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において読み替へて準用する銀行法第二十七條若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六條
の五第一項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は協同組合による金融事業に関する法律に相当する外
国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

（6）信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十七條若しくは信用金庫法第八十九條第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二
項の規定により解任を命ぜられた役員又は信用金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日か
ら五年を経過しない者

（7）長期信用銀行法第十七條において準用する銀行法第二十七條、第五十二條の三十四第一項若しくは第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜら
れた役員又は長期信用銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

（8）労働金庫法第九十五條第一項の規定により改任を命ぜられた役員若しくは同法第九十四條第三項において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十六
第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は労働金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において改任若しくは解任を命ぜられた役員でその
処分を受けた日から五年を経過しない者

（9）農林中央金庫法第八十六條の規定により解任を命ぜられた役員（経営管理委員を含む。）若しくは同法第九十五條の四第一項において読み替へて準用す
る銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により当該外国において解任を命
ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

（10）金融商品取引法第五十二條第二項、第六十條の八第二項（同法第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の二十第二項、第六
十六條の四十二第二項若しくは第六十六條の六十三第二項の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当
該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

（11）貸金業法第二十四條の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた
役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

三へ
個人である場合に於ては、次のいずれかに該当する者

（一）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（二）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（三）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（四）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（五）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（六）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（七）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（八）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（九）前号イからホまでのいずれかに該当する者

（十）前号イからホまでのいずれかに該当する者

ハ 保険契約の締結の媒介を行う使用人のうち次のいずれかに該当する者のある者

(1) 登録の申請の日前三年以内に保険媒介業務又は保険募集（保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第十七条第三項において同じ。）に關し著しく不適当な行為をした者

(2) 保険募集人（保険会社、外国保険会社等若しくは少額短期保険業者の委託を受けた者の再委託を受けて、その保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者に限る。）又は保険仲立人

ホ 法人である場合にあっては、役員のうちイ、ロ又はハ(2)若しくは(3)のいずれかに該当する者のある者

七六 有価証券等仲介業務を行う場合にあっては、銀行その他政令で定める使用人のうちに第二号イからへまでのいずれかに該当する者のある者

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

第二百四十七条（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

株主の有する当該銘柄の振替株式のうちに第一号の数が第二号の総数に占める割合が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該履行に係る当該銘柄の振替株式の数（当該振替機関の振替株式の数）に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該振替機関の振替株式の数）に規定する超過数に当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録をすべきものがあるときは、当該下位機関）の次条第一項に規定する超過数を控除した数）

二 すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関）に規定する超過数に当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の次条第一項に規定する超過数を控除した数）

第二百四十八条（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式について同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該

一 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関）に規定する超過数に当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式の数（当該下位機関が開設した口座に

管理機関の下位機関であつて前条第一項の規定した口座に記載又は記録がされた振替株式の数）に規定する超過数に当該下位機関が開設した口座

二 管理機関の下位機関であつて前条第一項の規定した口座に記載又は記録がされた振替株式の数（当該下位機関が開設した口座

○ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）

第二条（定義）（略）

2 4 (略)

4 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

5 (略)

6 この法律において「確定拠出年金運営管理業務」とは、次に掲げる業務（以下「運営管理業務」という。）の全部又は一部を行う事業をいう。

7 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務（連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。）

8 以下「記録関連業務」という。）

9 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者（以下「加入者等」と総称する。）の氏名、住所、個人別

10 管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

11 加入者等が行つた運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第八条第一項の規定により締結した契約の相手方

12 をいう。以下同じ。）又は連合会への通知

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

30 (略)

31 (略)

32 (略)

33 (略)

34 (略)

35 (略)

36 (略)

37 (略)

38 (略)

39 (略)

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（監事）

第二十四条 監事は、定款で定めるところにより、総会において選任する。監事は、理事及び経営管理委員の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

3 農林中央金庫の会員は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

一 その就任の前五年間農林中央金庫の理事、経営管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役員若しくは使用人であったこと。

二 農林中央金庫の理事、経営管理委員又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

4 (略)

5 前項の場合において、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権を委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

6 会社法第三百四十三条第一項及び第二項の規定は、監事を選任する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「取締役」とあるのは「経営管理委員」と、「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは「監事会」と、同条第二項中「監査役は」とあるのは「監事会は」と、「取締役」とあるのは「経営管理委員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二十六条 (略)

2 (略) 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

3 (略) 農林中央金庫の子会社（第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 (略)

(業務の範囲)
第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 会員の預金の受入れ
二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引
三 為替取引

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの

三 銀行その他の金融機関

四 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。）のうち主務省令で定めるもの）をいう。同条第四項に規定する有価証券等仲介業者をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。のうち主務省令で定めるもの

4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期債権を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券
三 有価証券の貸付けは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国
四 債等の募集の取扱い
五 金銭債権（譲渡性預金証券その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
六 特定目的会社が発行する特定債（特定短期債を除き、資産流動化計画において当該特定債の発行により得られる金銭をもって金銭債権（民法第三編第
七 一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人払証券、同節第三款に規定するその他の記名証券及び同節第四款に規定する無記名
八 証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を
九 信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号に
十 において「特定債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定債等の募集の取扱い
十一 有価証券の私募の取得又は譲渡
十二 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
十三 担付付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務
十四 株式会社日本政策金融公庫その他主務大臣が定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第四条第五項に規定する銀行等を除く。
十五 以下「外国銀行」という。）を除く。
十六 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を
十七 除く。）の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の代理又は媒介）である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を
十八 三の五の第一項の契約又は第五項各号に掲げる者（第九十五条の五の六及び第九十五条の五の六において「会員農水産業協同組合等」という。）に係る第九十五
十九 条の五の五の第一項の契約及び当該契約に係る第九十五条の五の六の第一項の基準の作成
二十 一の五の五の第一項の契約及び当該契約に係る第九十五条の五の六の第一項の基準の作成
二十一 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
二十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
二十三 両替
二十四 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる
二十五 業務に該当するもの以外のもの
二十六 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
二十七 金貨、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他
二十八 これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期におけ
二十九 る現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デ
三十 リバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に
三十一 掲げる業務に該当するものを除く。）
三十二 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）
三十三 有価証券関連デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当
三十四 するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当
三十五 するもの以外のもの
三十六 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
三十七 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務
三十八 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契
三十九 約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること
四十 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時に譲渡するに必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十一 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十二 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十三 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十四 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十五 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十六 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十七 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十八 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
四十九 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十一 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十二 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十三 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十四 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十五 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十六 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十七 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十八 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
五十九 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十一 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十二 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十三 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十四 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十五 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十六 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十七 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十八 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
六十九 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十一 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十二 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十三 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十四 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十五 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十六 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十七 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十八 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
七十九 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十一 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十二 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十三 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十四 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十五 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十六 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十七 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十八 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
八十九 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十一 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十二 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十三 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十四 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十五 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十六 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十七 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十八 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
九十九 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計
一百 額を対価として受領する固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するものについて、前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証券をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債

ホ 保険業法(平成七年法律第五十号)第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ヘ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五十五号)第二条第八項に規定する特定短期社債

ト 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ヘ その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為。それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債。それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三 有価証券の私募の取扱い。有価証券の私募(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。)の取扱いをいう。

四 有価証券の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

五 デリバティブ取引。金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

六 有価証券関連店頭デリバティブ取引。金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

七 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務

二 金融商品取引法第三十条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により行う同法第一条第一項に規定する信託業務

四 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務(第四項の規定により営む業務を除く。)

六 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法(平成十六年法律第五十四号)、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。

第七十二条 (農林中央金庫の子会社の範囲等)
農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一 一の二 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者(第五号に掲げる会社に該当するものを除く。)のうち、資金移動業(同条第二項に規定する資金移動業をいう。)その他主務省令で定める業務を専ら営むもの

二 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のい

三 ずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項

第五号において「証券仲介専門会社」という。)

四 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のい

五 ずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(次項

第五号において「証券仲介専門会社」という。)

イ 金融商品取引法第二条第十一项第一号に掲げる行為
ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介
ハ 金融商品取引法第二十八項第八号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介
ニ 金融商品取引法第二十八項第三号に掲げる行為
三 金融サービスの提供に関する法律第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの
イ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第一号に掲げる行為
ロ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第二号に掲げる行為
ハ 金融サービスの提供に関する法律第十一條第四項第三号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

五 銀行業を営む外国の会社
六 有価証券関連業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
七 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
二 金融関連業務 第五十四條第一項各号に掲げる業務、有価証券関連業又は信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
四 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの
五 略
六 略
七 略

二 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
一 農林中央金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 農林中央金庫グループに属する農林中央金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要の調整
三 農林中央金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、農林中央金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第七十二条の二（略）
第七十三条（農林中央金庫等による議決権の取得等の制限）
一 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該議決権を合算してその基準議決権数を超える部分の議決権を合算して取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
二 農林中央金庫又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、農林中央金庫又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。
一 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項の認可を受けて合併をしたとき、その合併をした日

四 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該議決権を合算してその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
六 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
七 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

三 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該議決権を合算してその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
四 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
六 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
七 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

二 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該議決権を合算してその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
四 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
六 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
七 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

一 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該議決権を合算してその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
四 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
六 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
七 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

一 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該議決権を合算してその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
四 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
六 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
七 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

一 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該議決権を合算してその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
四 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
六 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。
七 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

- 二 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七条において準用する同法第十五条第一項の認可を受けて事業を譲り受けたとき、その事業を譲り受けた日
- 五 主務大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従って処分することを条件としなければならない。
- 六 農林中央金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなった場合には、その超える部分の議決権は、農林中央金庫が取得し、又は保有するものとみなす。
- 七 略
- 九 略

(主務大臣の監督)

- 二 第八十二条(略)
- 三 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第五十六条各号に掲げる基準及び第五十八条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(第六項において「信用の供与等」という。)の額に関する第八十四条第一項及び第二項の規定による検査に関する事項については、内閣総理大臣とする。
- 三 略
- 九 略

(認可等の条件)

- 二 第九十六条(略)
- 三 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者(農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
- 二 総会又は総代会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠蔽したとき。
- 三 この法律の規定による総会又は総代会の招集を怠ったとき。
- 四 この法律の規定(第八十一条第二項及び第四項並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項及び第二項を除く。)又はこの法律に基づいて発する命令により事務所に備えて置くべきものとされた書類若しくは電磁的記録を備えて置かず、その書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な理由がないのに書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写若しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記載された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 五 第三条第七項又は第四条第四項の規定に違反して届出をすることを怠り、又は不正の届出をしたとき。
- 六 第十九条第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠ったとき。
- 七 第二十四条第三項の規定に違反して同項に規定する者に該当する者を監事に選任しなかったとき。
- 八 第二十四条第六項において準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を総会に提出しなかったとき。
- 九 第二十四条第五項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。
- 十 第二十四条第五項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。
- 十一 第二十九条第四項の規定に違反して常勤の監事を選定しなかったとき。
- 十二 第三十条第二項(第九十五条において準用する場合を含む。)(又は第三項の規定に違反したとき。
- 十三 第三十条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。)(又は第三十四条第五項の規定による開示をすることを怠ったとき。
- 十三の二 第三十条第四項(第九十五条において準用する場合を含む。)(又は第三十四条の二第四項の規定に違反して、経営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

十四 第三十二条第二項(第九十五条において準用する場合を含む。)の規定、第三十二条第五項若しくは第九十五条において準用する会社法第三百八十四条の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたとき。
 十五 第三十三条第五項において準用する会社法第三百九十八条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。
 十六 第三十八条の二第四項(第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠蔽したとき。
 十七 第四十九条の二(第九十五条において準用する場合を含む。)の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。
 十八 第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。
 十九 第五十五条の規定に違反して他の業務を営んだとき。
 十九の二 第五十九条の四第二項、第九十五条の三第三項若しくは第九十五条の五の九第二項、準用銀行法第五十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六若しくは第五十三条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 十九の三 準用銀行法第五十二条の二の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 十九の四 準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。
 十九の五 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。
 十九の六 準用銀行法第五十二条の四十九若しくは第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
 十九の七 準用銀行法第五十二条の五十五又は第九十五条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令に違反したとき。
 二十 第六十条の規定に違反して農林債を発行したとき。
 二十一 第六十二条第二項又は第六十七条の規定に違反したとき。
 二十二 (略)
 二十二の二 第六十五条の二第一項若しくは第五項又は第六十五条の三第二項の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。
 二十二の三 第六十八条第二項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
 二十三 第七十二条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。
 二十四 (略)
 二十五 第七十三条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。
 二十六 第七十三条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。
 二十六の二 第七十五条の二第一項、第九十三条第一項又は第九十四条第一項の規定に違反して、会計帳簿、財産目録、貸借対照表又は決算報告を作成せず、これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
 二十七 第七十六条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかつたとき。
 二十八 第七十七条の規定に違反して剰余金を処分したとき。
 二十九 第七十五条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは第八十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
 三十 第九十五条において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠つたとき。
 三十一 清算の結了を遅延させる目的で、第九十五条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。
 三十二 第九十五条において準用する会社法第五百条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。
 三十三 第九十五条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。
 三十四 (略)
 三十五 第九十六条の二第四項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。
 百九十六 第九百七十六条の規定する者が、第三十二条第五項において準用する同法第三百八十一条第三項の規定又は第三十三条第五項において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第三百一十一号) (抄)
 (定款)

第十九条 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 事務所の所在地
- 三 役員に関する事項
- 四 役員に關する事項
- 五 運管委員會に關する事項
- 六 總會に關する事項
- 七 業務及びその執行に關する事項
- 八 業務及びその執行に關する事項
- 九 抛入金に關する事項
- 十 財務及び會計に關する事項
- 十一 解散に關する事項
- 十二 定款の変更に関する事項
- 十三 公告の方法

3 2 機構の定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第三十三条の四 (会員の議決権)

3 總會に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 (略)

第三十八條 (會員からの株式の買取り等)

2 機構は、第三十四條第一項第一号に規定する株式の買取り(機構が買い取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「特別株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式

二 (略)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

4 機構は、第三十四條第一項第一号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。会員の保有する株式の売付けの媒介をしたときも、同様とする。

(発行会社からの株式の買取り)

第三十八條の二 (略)

2 機構は、第三十四條第一項第三号に規定する株式の買取り(機構が買い取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「発行会社株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式

二 (略)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

4 機構は、第三十四條第一項第三号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣

総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(会員からの受益権の買取り)

第三十八条の五 (略)

2 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りを行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならぬ。

3 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、当該受益権の買取りの申込みに係る受益権が金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている受益権であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(会員からの投資口の買取り)

第三十八条の六 (略)

2 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りを行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならぬ。

3 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、当該投資口の買取りの申込みに係る投資口が金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている投資口であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(特別勘定の廃止)

第四十九条 (略)

2 機構は、前項の規定により特別勘定を廃止したときは、当該特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

第五十条 (課税の特例)

第五十一条 (略)

2 前項の規定は、機構の特例欠損金額が生じた事業年度について当該特例欠損金額の計算に関する明細書を添付した青色申告書である確定申告書(法人税法第二十三条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

3 (略)

4 機構に対する地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「十年以内を開始した事業年度」とあるのは、「に開始した事業年度」とする。

5 前各項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

○ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号) (抄)

(認定経営基盤強化計画の公表)

第七条 主務大臣は、第三条又は前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る経営基盤強化計画(以下「認定経営基盤強化計画」という。)を公表するものとする。ただし、当該認定経営基盤強化計画を提出した金融機関等(当該認定経営基盤強化計画に従い新たに設立される金融機関等がある場合には、新たに設立される金融機関等を含む。)又はその子会社等が業務を行つている地域の信用秩序を損なうおそれのある事項、当該金融機関等又はその子会社等の預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関等又はその子会社等の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(根抵当権の譲渡に係る特例)

第十条 金融機関等（以下この項において「譲渡金融機関等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の金融機関等（以下この条において「譲受金融機関等」という。）に対する事業の全部又は一部の譲渡により譲受金融機関等に対し元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、譲渡金融機関等及び譲受金融機関等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は譲渡金融機関等に対し一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 譲渡金融機関等から譲受金融機関等に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする

三 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

四 根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合意が、それぞれあつたものとみなす。

五 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

六 根抵当権移転登記等の申請手続の特例

第十一条 前条第三項の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、その申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない。

第十二条 前条第三項の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前項に規定する情報を提供したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

第十三条 信用金庫等の持分の消却

第十四条 信用金庫又は信用金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）がその認定経営基盤強化計画に従い他の信用金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、その会員及び合併により消滅した信用金庫等の会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

第十五条 前項の持分は、当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けたものに限る。

一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立つて当該合併に反対する旨を当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該信用金庫等又は当該他の信用金庫等のすべての会員

三 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、合併により消滅した信用金庫等がその会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

第十六条 前項の持分は、合併により消滅した信用金庫等がその会員から合併の決議を行う総会に先立つて当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に譲り受けたものに限る。

第十七条 信用金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の譲り受け（次項において「事業譲受け」という。）を行う場合において、当該信用金庫等は、信用金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、その会員から同法第十六条第一項の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

第十八条 前項の持分は、当該信用金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けたものに限る。

一 事業譲受けをするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立つて当該事業譲受けに反対する旨を当該信用金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 事業譲受けをする信用金庫等のすべての会員

第十九条 第一項、第三項及び第五項の決議は、総会（総代会にあつては、総代）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもって行わなければならない。

第二十条 第一項、第三項及び第五項の規定による持分の消却については、信用金庫法第五十一条から第五十二条の二までの規定を準用する。

第二十一条 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条において同じ。）を発行している信用金庫等は、同法第四十四条第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

(労働金庫等の持分の消却)
第十三条 労働金庫又は労働金庫連合会(以下「労働金庫等」という。)がその認定経営基盤強化計画に従い他の労働金庫等と合併を行う場合において、合併後存続する労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、その会員及び合併により消滅した労働金庫等の会員から同法第十六条の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

2 前項の持分は、当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等が、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けの請求を受けたものに限る。
一 合併をするために総会の決議を要する場合 当該総会に先立つて当該合併に反対する旨を当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 合併をする当該労働金庫等又は当該他の労働金庫等のすべての会員
3 認定経営基盤強化計画に従い合併により設立された労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、当該認定経営基盤強化計画の実施期間が終了するまでの間、総会の決議によつて、合併により消滅した労働金庫等がその会員から同法第十六条の規定により譲り受けた持分を消却することができる。

4 前項の持分は、合併により消滅した労働金庫等がその会員から合併の決議を行う総会に先立つて当該合併に反対の意思の通知を受け、かつ、合併の効力が生ずる日の二十日前の日から合併の効力が生ずる日までの間に譲り受けの請求を受けたものに限る。

5 労働金庫等がその認定経営基盤強化計画に従い事業の全部の譲り受け(次項において「事業譲受け」という。)を行う場合において、当該労働金庫等は、労働金庫法第二十一条第二項の規定にかかわらず、第七条の規定により当該認定経営基盤強化計画が公表された日からその実施期間が終了するまでの間に、総会の決議によつて、その会員から同法第十六条の規定により譲り受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める会員から譲り受けの請求を受けたものに限る。

6 前項の持分は、当該労働金庫等が、事業譲受けの効力が生ずる日の二十日前の日から事業譲受けの効力が生ずる日までの間に、次の各号に掲げる場合における当該事業譲受けをする会員から譲り受けのために総会の決議を要する場合 当該総会に先立つて当該事業譲受けに反対する旨を当該労働金庫等に対し通知し、かつ、当該総会において当該合併に反対した会員

二 前号に規定する場合以外の場合 事業譲受けをする労働金庫等のすべての会員
7 第一項、第三項及び第五項の決議は、総会員(労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。) (総代会にあつては、総代)の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数をもつて行わなければならない。

8 第一項、第三項及び第五項の規定による持分の消却については、労働金庫法第五十六条から第五十七条の二までの規定を準用する。
9 優先出資を発行している労働金庫等は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条第三項の規定にかかわらず、第一項、第三項又は第五項の規定による持分の消却を資本金の額の減少により行うことができる。

(組織再編成を行う農林中央金庫等に係る根抵当権の譲渡に係る特例)
第十七条 農林中央金庫がその認定経営基盤強化計画に従い特定農水産業協同組合等(信用農水産業協同組合を除く。)から再編強化法第二条第三項第一号、第二号及び第四号に規定する信用事業の全部又は一部を譲り受けることにより、元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとするときは、農林中央金庫及び当該特定農水産業協同組合等は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該特定農水産業協同組合等に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該特定農水産業協同組合等から農林中央金庫に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日
二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとすること

3 前項の期間又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る農林中央金庫の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 前各項の規定は、農業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画に従い農業協同組合から農業協同組合法第十條第一項第二号及び第三号の事業並びに同項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受けようとするに根拠となるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第十一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同条第八十七條第三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同法第十一條第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画

5 4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。
四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第六項及び第七項の事業の全部又は一部を譲り受けようとするに根拠となるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第十一項第三号及び第四号の事業並びに同項第五号の事業のうち同条第八十七條第三項各号に掲げるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同法第十一條第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画

に根拠となるもの(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同法第十一條第三項から第五項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会がその認定経営基盤強化計画

画に従い水産加工業協同組合から同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業並びに同項第三号の事業のうち同法第八十七条第三項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同法第九十三条第二項から第四項までの事業の全部又は一部を譲り受けることにより元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲り受けようとする場合に準用する。）の場合における根抵当権移転登記等の申請について準用する。

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（第五項において「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（第五項において「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会（第七項において「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

九 農林中央金庫

十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会（第十八条第二項において「農業協同組合連合会」という。）

十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（第十八条第三項において「漁業協同組合連合会」という。）

十二 水産業協同組合法第九十七条第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十八条第四項において「水産加工業協同組合連合会」という。）

十三 銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）

2
3
4

5 この法律において「子会社等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であつて、その当事者（第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。第三章において同じ。）のいずれかが銀行持株会社等でないものをいう。

一 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

二 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

三 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

四 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

五 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

六 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

七 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

八 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

九 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

十 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

十一 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

十二 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

十三 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

（株式等の引受け等の決定）

第五条 主務大臣は、前条第一項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、第三条第一項又は第二項の申込みに係る株式等の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。

一 経営強化計画に記載された前条第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前条第一項第三号に掲げる目標が達成されると見込まれること。

三 経営強化計画に記載された前条第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なるものであること。

該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なるものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）が預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関、農

六 水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第五項に規定する経営困難農水産業協同組合又はその財産をもって債務を完済することがで

七 ない金融機関等若しくは銀行持株会社等でないこと。

八 経営強化計画を提出した金融機関等が基準適合金融機関等（銀行法第十四条の二又は第五十二条の二十五その他これらに類する他の法令の規定に規定する基

九 準を勘案して主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する金融機関等又は銀行持株会社等をいう。以下同じ。）でないとき又は当該金融

十 機関等が協同組織金融機関であるときは、当該金融機関等の存続が当該金融機関等が主として業務を行っている地域の経済にとつて不可欠であると認められる

十一 場合として政令で定める場合に該当すること。

十二 削除

十三 経営強化計画を提出した金融機関等が第三条第一項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式等の引受け等が当該金融機関等の自己資本の充実に

十四 照らし当該経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

十五 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをしたときは、当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の

十六 引受け等の額が当該申込みに係る株式の引受けの額を下回らないものであり、かつ、当該株式等の引受け等が当該対象子会社の自己資本の充実に照らし

十七 経営強化計画の実施のために必要な範囲であること。

十八 この項の規定による決定を受けて協定銀行（預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。）が協定（第三十五条第一項に規定

十九 する協定をいう。以下この条から第四章の二までにおいて同じ。）の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）又は貸付債権につき、その処分を

二十 し、又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。

二十一 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

二十二 (1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。）の請求

二十三 が可能とされるものである場合に於ては、その請求により転換された他の種類の株式

二十四 (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合に於ては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

二十五 (3) 当該株式が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割され又は併合された株式

二十六 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

二十七 前項の規定による決定に係る株式等の引受け等が株式の引受けである場合においては、当該株式の引受けは、議決権制限等株式（議決権を行使することができ

二十八 る事項について制限のない株式への転換の請求が可能とされる会社法第一百五十一条に規定する議決権制限株式（主務省令で定めるものに限る。）であつて、剰余金

二十九 の配当及び剰余財産の分配について優先的内容を有するものをいう。第七条において同じ。）の引受けによるものとする。ただし、第三条第一項の申込みをした

三十 金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等若しくはその対象子会社が基準適合金融機関等でないときは、議決権を行使することができる事項につ

三十一 いて制限のない株式の引受けによることができる。

三十二 銀行持株会社等が第三条第二項の申込みをした場合において、第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより当該銀行持株会社等が発行する株

三十三 式の引受けを行ったときは、当該銀行持株会社等は、当該決定に係る経営強化計画に従い、その対象子会社に対して株式等の引受け等を行わなければならない。

三十四 主務大臣は、第一項の規定による決定をするときは、財務大臣の同意を得なければならない。

三十五 主務大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等及び機構

三十六 に通知しなければならない。

三十七 (経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等)

三十八 第十条 (略)

三十九 前項の「取得株式等」とは、次に掲げるものをいう。

四十 一 (略)

四十一 二 第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転

四十二 により当該金融機関等又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同

四十三 じ。）又は株式移転設立完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）その他の政令で定める株式等

四十四 (略)

四十五 三 (略)

第十四条 (合併等の認可)

2 主務大臣(略)

一 合併等の後に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。
 二 合併等が実施されている経営強化計画(第四条第一項の規定により提出したもの、第九條第一項(第十一項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二條第一項(第十一項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたもの(以下この項において「経営強化関連業務」という。))の全部を承継する他の金融機関等(新たに設立されるものを含む。以下この条において「承継金融機関等」という。))であること。

三 合併等により当該対象金融機関等(承継金融機関等を含む。))の経営の強化が阻害されないこと。

四 経営強化関連業務の承継が行われるときは、当該承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

五 合併等により当該取得株式等又は取得貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難になると認められる場合でないこと。

六 対象金融機関等が第一項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、当該合併等に係る承継金融機関等があるときは、当該承継金融機関等は、主務省令で定めるところにより、第四條第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項その他主務省令で定める事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

七 主務大臣は、前項の規定により提出を受けた経営強化計画が次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同項の規定による承認をするものとする。

一 経営強化計画に記載された第四條第一項第二号に掲げる目標が主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 経営強化計画の実施により前号に規定する目標が達成されることと見込まれること。

三 経営強化計画に記載された第四條第一項第七号に掲げる方策の実施により当該地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。

四 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

五 主務大臣は、第三項の規定により提出を受けた経営強化計画を承認しないときは、その旨を公表するとともに、当該経営強化計画を提出した承継金融機関等に對し、当該提出を受けた経営強化計画の変更その他の監督上必要な措置を命ずるものとする。

六 前項の場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、協定銀行に對し、第一項に規定する取得株式等について、議決権を行使することができる事項について制限のない株式への轉換の請求その他の株主又は出資者としての権利を行使するよう要請することができる。

七 前各項の規定は、第五條第一項の規定による決定を受けた銀行持株会社等の対象子会社又は同項の規定による決定を受けた協定銀行が協定銀行が行った金融機関等(承継子会社(この項において準用する承継金融機関等を含む。))であつて当該金融機関等が行つた株式交換若しくは株式移転により対象金融機関等(承継子会社(この項において準用する承継金融機関等を含む。))のうちの、経営強化計画(第四條第一項、前條第三項(第十二項において準用する場合を含む。))、第九條第一項(前條第四項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十條第一項(前條第五項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十一項(第十二項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたもの、第九條第一項(前條第四項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十條第一項(第十二項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二條第一項(前條第四項(第十二項において準用する場合を含む。))、第十條第一項(第十二項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたもの(以下この条において「対象子会社等」という。))のそれぞれ同表の欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第一項 合併、会社分割

第二項

合併等の後に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前項の規定による認可をするものとする。
 一 合併等が実施されている経営強化計画(第四条第一項の規定により提出したもの、第九條第一項(第十一項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けた変更後のもの又は第十二條第一項(第十一項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたもの(以下この条において「承継金融機関等」という。))であること。

協定銀行が当該経営強化計画に係る第五條第一項の規定による決定を受け、当該経営強化計画を当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後に当該経営強化計画に係る事業、償還若しくは返済を受けるまでの間、合併、会社分割、当該対象子会社等と連名で提出した銀行持株会社等が、当該対象子会社等又は合併等の後に当該経営強化計画に係る事業

| | | |
|---------|---|--|
| 第三項 | 承継金融機関等を含む | 承継子会社を含む |
| 第五項 | 承継金融機関等 | 承継子会社 第二項第一号に規定する銀行持株会社等と連名で、第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号 |
| 8 | 対象金融機関等でない発行金融機関等（この項の規定による認可を受けた場合における次項第一号に規定する他の銀行持株会社等又は第十二項において準用する前条第一項の規定による認可を受けた場合における第十二項において準用する同条第二項第一号に規定する会社であつて、協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの（以下この条において「組織再編成後発行銀行持株会社等」という。）を含む。次項において同じ。）は、合併等を行うおとすときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないこととする。 | 承継子会社（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。 |
| 9 | 一 合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等である株式の発行者となる会社が当該発行金融機関等であること又は当該発行金融機関等に係る対象子会社等を合併等により当該発行金融機関等（前号に規定する他の銀行持株会社等を含む。）による当該発行金融機関等に係る対象子会社等の経営管理が阻害されないこと。 二 合併等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。 三 合併等により当該取得株式等である株式の処分をすることが困難になると認められる場合でないこと。 四 その他政令で定める要件 | 承継子会社等 |
| 10 | 対象金融機関等でない発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等が第八項の規定による認可を受けて合併等を行った場合において、前項第一号に規定する他の銀行持株会社等があるときは、当該発行金融機関等又は組織再編成後発行銀行持株会社等に係る対象子会社等は、その実施している経営強化計画（第七項に規定する経営強化計画をいう。）に代えて、主務省令で定めるところにより、当該他の銀行持株会社等と連名で、当該経営強化計画に記載された事項（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等の経営体制に係る部分を除く。）のほか、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならない。 | 承継子会社等 |
| 11 | 一 当該他の銀行持株会社等における責任ある経営体制の確立に関する事項として主務省令で定めるもの 二 その他主務省令で定める事項 | 承継子会社等 |
| 12 | 第四項の規定は主務大臣が第十項の規定により提出を受けた経営強化計画について、第九項から第十二項までの規定は当該経営強化計画（この項において準用する第九項第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項において準用する第十二項第一項の規定による承認を受けたもの）の項において、前条の規定は第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等に関するものである。それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。 | 承継子会社等 |
| 第九項第一項 | 第五項第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定 | 対象子会社等 |
| 第十條第一項 | 当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等 | 当該経営強化計画に係る第五項第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等 |
| 第十二條第一項 | 第四項第一項の規定により提出したもの、第九項第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの | 第十四條第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの |
| 第九條第一項 | 第四項第一項の規定により提出したもの、第九項第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの | 第十四條第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたもの |
| 第十條第一項 | 当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等 | 当該経営強化計画に係る第五項第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等 |
| 第十二條第一項 | 第四項第一項の規定により提出したもの、第九項第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又はこの項の規定による承認を受けたもの | 第十四條第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同条第十一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた変更後のもの |
| 第九條第一項 | 第五項第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定 | 対象子会社等 |

| | | |
|---------|--|---|
| 第九條第二項 | を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社 | 当該対象子会社等 |
| 第十條第一項 | 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等若しくはその対象子会社 | 対象子会社等（経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。） |
| 第十二條第一項 | 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社 | 当該経営強化計画に係る第五條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等 対象子会社等 |
| 第十二條第三項 | 金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と | 当該経営強化計画に係る第五條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等 対象子会社等（当該経営強化計画を |
| 前條第三項 | 第五條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行った銀行持株会社等の対象子会社（次條第七項において準用する同條第三項の規定による承認を受けた承継子会社（同條第七項に規定する承継子会社をいう。）を含む。） | 対象子会社等 |
| 前條第四項 | 経営強化計画を提出した金融機関等は 経営強化計画を提出した金融機関等（ | 第十四條第三項（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定若しくは同條第十一項若しくは同條第十二項（同項において準用する第十三條第四項を含む。）において準用する第十二條第一項の規定による承認を受けたもの、第十四條第十項の規定若しくは同條第十二項において準用する第十三條第十二項（同項において準用する第十三條第四項を含む。）において準用する第九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの |

第三十五條（預金保険機構の特例）
 第三十五條（預金保険機構の特例）は、預金保険法第三十四條に規定する業務のほか、第一條の目的を達成するため、協定銀行と、金融機関等の自己資本の充実のための業務の委託に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、及び当該協定を実施するための次の業務を行うことができる。

- 一 協定銀行に対し、第三十九條第一項の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。
- 二 協定銀行に対し、第四十條の規定による損失の補てんを行うこと。
- 三 第四十一條第二項の規定に基づき協定銀行から納付される金銭の収納を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項に規定する「金融機関等の自己資本の充実のための業務」とは、次に掲げる業務をいう。
 - 一 第五條第一項の規定による決定に従い金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この号及び次号において同じ。）又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。
 - 二 第五條第一項の規定による決定に従い金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。
 - 三 第五條第一項の規定による決定（第十九條第一項の規定による承認を含む。次号及び次條において同じ。）に従い組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が発行する株式等の引受けを行うこと。

四 第二十七條第一項の規定による決定に従い組織再編成金融機関等に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うこと。

五 第二十八條第一項の規定による決定に従い信託受益権等の買取りを行うこと。

六 第三十條の四第一項の規定による決定に従い協同組織中央金融機関等が発行する優先出資の引受けを行うこと。

七 取得貸付債権（第十條第二項の規定する取得株式等、第二十條第二項の規定する取得株式等又は第三十四條の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。

八 取得貸付債権（第十條第一項の規定する取得貸付債権、第二十條第一項に規定する取得貸付債権又は第三十四條の三第三項に規定する取得貸付債権をいう。次条において同じ。）の譲渡その他の処分をすること。

九 前各号の業務による買取りにより取得した信託受益権等の譲渡その他の処分をすること。

（借入金及び預金保険機構債）

2 機構は、前項に規定する資金の借入れ又は機構債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法第五十四條第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けず、第一項の資金の貸付けをすることができず、機構に對し、第二項の資金の貸付けをすることができない。

5 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三條第一項の規定にかかわらず、機構に對し、第二項の資金の貸付けをすることができない。

6 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二條第一項の規定により発行される機構債とみなして、同條第五項から第九項までの規定を適用する。

（金融機能強化勘定の廃止）

2 機構は、金融機能強化業務の終了の日として政令で定める日において、金融機能強化勘定を廃止するものとする。

（審査会の組織）

2 委員は、金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

（機構における勘定間の繰入れ）

2 第二十一條（略）

2 機構は、附則第十七條第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、運営委員会の議決を経て、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、一般勘定から当該損失の額（資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等が当該資本整理を行おうとする場合において、預金保険法第四十九條第二項に規定する保険事故が発生したときにおいて保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用として主務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額に限る。）の範囲内に限り、金融機能強化勘定に繰入れをすることができ、この場合において、当該繰入れは、同法第三十四條第三号に掲げる業務とみなして同法の規定を適用する。

定を適用する。

3 機構は、附則第十七条第二項の規定による認定に係る資本整理として信託受益権等に係る優先出資につき消却又は清算による残余財産の分配が行われたことに伴い金融機能強化勘定に損失が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から、当該損失の額から前項の規定による繰入れについては、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第十四条に規定する金融機能早期健全化業務とみなして同法の規定を適用する。

2 (震災特別協同組織中央金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等) (第三十四条の二に規定する協同組織中央金融機関等をいう。) (であつて信用を供与している者の財務の状況が東日本震災により相当程度悪化したことその他の東日本震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となつたもの(次項において「震災特別協同組織中央金融機関等」という。)) (に特定支援(第三十四条の三第三項に規定する特定支援を用いる。)) (次項において同じ。)) (を) (行う) (ため) (に) (第三十四条の二の申込みをする場合) (に) (金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織中央金融機関強化方針を主務大臣に提出して、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項であつて金融機能の発揮に係るものを記載した協同組織中央金融機関強化方針を主務大臣に提出することができる。)

1 前号に規定する方策を実施する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの
2 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの
3 取得優先出資(第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次項において同じ。)) (の) (払込金) (又は) (取得貸付債権) (同条第三項に規定する取得貸付債権をいう。次項において同じ。)) (の) (借入金) (に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨)

2 前項第二号の「特別関係協同組織中央金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った震災特別協同組織中央金融機関等(第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者) (に) (あつては) (農林中央金融庫) (に) (規定する) (協同組織中央金融機関等) (の) (指定) (支援) (法) (人) (が) (当該) (特定) (支援) (を) (行) (つ) (た) (者) (を) (含) (む) (。)) (を) (いう) (。)) (略)

3 (略)

2 (新型コロナウイルス感染症特別協同組織中央金融機関等に特定支援を行う協同組織中央金融機関等) (第三十四条の二に規定する協同組織中央金融機関等) (に) (あつては) (協定銀行) (が) (第三十四条の四第一項) (の) (規定) (による) (決定) (を受けて) (協定) (の) (定め) (により) (優先) (出資) (の) (引) (受け) (等) (を行) (つ) (た) (者) (を) (含) (む) (。)) (を) (いう) (。)) (略)

1 前号に規定する方策を実施する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項として主務省令で定めるもの
2 第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの
3 取得優先出資(第三十四条の三第三項に規定する取得優先出資をいう。次項において同じ。)) (の) (借入金) (に係る勘定を他の勘定と区分して経理する旨)

2 前項第二号の「特別関係協同組織中央金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った震災特別協同組織中央金融機関等(第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者) (に) (あつては) (農林中央金融庫) (に) (規定する) (協同組織中央金融機関等) (の) (指定) (支援) (法) (人) (が) (当該) (特定) (支援) (を) (行) (つ) (た) (者) (を) (含) (む) (。)) (を) (いう) (。)) (略)

2 前項第二号の「特別関係協同組織中央金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った震災特別協同組織中央金融機関等(第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者) (に) (あつては) (農林中央金融庫) (に) (規定する) (協同組織中央金融機関等) (の) (指定) (支援) (法) (人) (が) (当該) (特定) (支援) (を) (行) (つ) (た) (者) (を) (含) (む) (。)) (を) (いう) (。)) (略)

2 前項第二号の「特別関係協同組織中央金融機関等」とは、協定銀行が第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等に係る取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間に、当該協同組織中央金融機関等に対し特定支援に係る申込みをし、かつ、当該協同組織中央金融機関等が前項第四号に規定する取得優先出資の払込金又は取得貸付債権の借入金に係る勘定において、当該申込みに係る特定支援を行った震災特別協同組織中央金融機関等(第三十四条の二第二号から第五号までに掲げる者) (に) (あつては) (農林中央金融庫) (に) (規定する) (協同組織中央金融機関等) (の) (指定) (支援) (法) (人) (が) (当該) (特定) (支援) (を) (行) (つ) (た) (者) (を) (含) (む) (。)) (を) (いう) (。)) (略)

3 関する法律第三十三条の規定により同条の指定支援法人に対し当該申込みに係る特定支援の要請をし、かつ、当該指定支援法人が当該要請を受けて当該特定支援を行った者を含む。をいう。

○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）

附 則

（認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用）
第四条（略）

2 認可特定保険業者が前二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三条又は第二百七十二條の二十七の規定により附則第二条第一項の認可を取り消され、又は当該認可特定保険業者の理事若しくは監事の解任を命ぜられた場合における同法第二百七十七條の四第一項、第二百七十二條の三十三第一項及び第二百七十二條の三十七第一項の規定の適用については、同法第二百七十二條の四第一項第十号ハ中「若しくは第三百七十七條第一項」とあるのは「第三百七十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）以下「平成十七年改正法」といふ。）附則第四条第一項において準用する第百三十三條若しくは第二百七十二條の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消され、又は「その会社」とあるのは「その法人」と、「若しくは監査役」とあるのは「監査役、理事若しくは監事」と、同法第二百七十七條第一項中「若しくは第三百七十七條第一項」とあるのは「第三百七十七條第一項」と、「監査役、理事若しくは監事」とあるのは「監査役、理事若しくは監事」と、「同法第二百七十七條第一項」とあるのは「第三百七十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは平成十七年改正法附則第四条第一項中「若しくは第三百七十七條第一項」とあるのは「第三百七十七條第一項」と、「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十号ハ中「若しくは第三百七十七條第一項」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十号イ」と、同法第二百七十七條の三十三第一項第一号ハ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ」とする。

4 認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、認可特定保険業者による子会社の保有について、当該認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するものとして認め、これを承認したときは、この限りでない。

5 前項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権（保険業法第二条第十一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、当該法人の子会社とみなす。

6 認可特定保険業者は、特定保険業（これに附帯する業務及び保険代理業（第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第二百七十二條の十一第一項に規定する保険代理業をいう。）を含む。次項において同じ。）に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。

7 認可特定保険業者は、特定保険業に係る会計に關し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。
一 特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること。
二 特定保険業に係る会計に關し、他の業務に係る会計に属する資金を調達すること。

8 認可特定保険業者の目的、事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款の変更を行うこと。
9 又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可の申請に係る定款の変更後に行う特定保険業が、当該定款の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

10 行政庁は、前項の認可の申請があつた場合において、当該認可の申請に係る定款の変更後に行う特定保険業が、当該定款の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

二 給付金をいう。認可特定保険業者の次に掲げる額を用いて、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として保険金等（保険金、返戻金その他の額の合計額）の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。第十九項において同じ。）の準備金その他の主務省令で定めるもの額を引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところ

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（定款の作成）

第二十六条（略）
2 前項の定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

（株主総会の招集の通知）

第二百九十九条（略）
2（略）
3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

（書面による議決権の行使）
第二百九十一条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を株式会社に提出して行う。

2 前項の規定により書面によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。
3 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。
4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
5 株式会社が、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
三 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（電磁的方法による議決権の行使）
第二百九十二条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う。

2 株主が第二十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
3 第一項の規定により電磁的方法によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。
4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
5 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報する請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるとき。

(計算書類の公告)
第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 4 (略)
2 (特別清算事件の管轄)
第八百七十九条 (略)

3 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。
4 (略)

(電子公告調査)
第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれていないかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

第五条 (公社の解散及び新会社の設立)
(略)

2 公社の機能を引き継がせるため、次の各号に掲げる業務を営む株式会社として当該各号に定める株式会社を新たに設立するものとする。

一 三 (略)
四 銀行業 郵便貯金銀行（第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第八章を除き、以下同じ。）
五 生命保険業 郵便保険会社（第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。第九章を除き、以下同じ。）

第六十六条 (略)
2 銀行法第二条第十一項の規定は、前項の場合において日本郵政株式会社又はその子会社が取得し、又は保有する議決権について準用する。

(定義)
第九十四条 この章において「郵便貯金銀行」とは、銀行業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

第百十一条 (子会社保有の制限)
(略)

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項（第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）第二項ただし書又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

6 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
二 一 郵便貯金銀行の経営状況

7 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項ただし書又は第四項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。
8 前項の規定は、銀行が、銀行法第十六条の二第二項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）を子会社としてはならない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となつた銀行が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

9 (略)

第二百二十条 (届出事項) 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 商号を変更したとき。

二 (略)

三 (略)

四 資本金の額を増加し、又は減少しようとするとき。

五 この節の規定による認可を受けた事項を履行したとき。

六 外国において駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

2 (定義)

第二百二十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(子会社保有の制限)

第二百二十九条 (略)

2 (略)

5 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項(第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第二項後段又は前項の認可の申請があつた場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならぬ。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

6 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項、第二項後段又は第四項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

7 郵便保険会社は、保険会社等(保険業法第六十一条第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次項において同じ。)を子会社としてはならない。

8 前項の規定は、保険会社等が、保険業法第六十一条第三項に規定する内閣府令で定める事由により郵便保険会社の子会社となる場合については、適用しない。この場合において、郵便保険会社は、その子会社となつた保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

9 (略)

(届出事項)

第二百二十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 商号を変更したとき。

二 (略)

三 (略)

四 資本金の額を増加し、又は減少しようとするとき。

五 この節の規定による認可を受けた事項を履行したとき。

六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。

七 保険業法第三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣及び総務大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役又は支配人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第一百十條第一項の規定による認可を受けず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第一百十條第二項後段、第一百十二條第一項若しくは第二項、第一百二十條第一項、第三百十八條の二第一項後段、第四百十條第一項又は第四百九條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 (略)
四 第一百十一條第七項の規定に違反して、銀行(同項に規定する銀行をいう。)を子会社としたとき。
五 第一百十九條第一項又は第四百七條第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)に違反したとき。
六 第二百一十一條第一項又は第五百五條第一項の規定により付した条件に違反したとき。
七 第三百三十八條第一項の規定に違反して、認可を受けず、又は虚偽の届出をしたとき。
八 第三百三十八條第二項の規定に違反して、認可を受けず、又は虚偽の届出をしたとき。
九 第三百三十八條第三項の規定に違反して、認可を受けず、又は虚偽の届出をしたとき。
十 (略)
十一 第三百三十九條第七項の規定に違反して、保険会社等(同項に規定する保険会社等をいう。)を子会社としたとき。

附則

第七條(第四章の規定の失効後の読替え)
平成十四年法律第九十七號。以下「公社法」という。と、第六十六條第一項中「議決権については、第三十八條第三項中「公社法」とあるのは「日本郵政公社法(おいて決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）」とする。

○ 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五號)(抄)

附則

第四十八條 この法律の施行の際現に新金融商品取引法第二條第五項又は第六項に掲げる権利について同法第八項第十五項に掲げる行為に係る業務(新金融商品取引法第六十三條第一項第二号に掲げる行為に係る資格機関投資家等特例業務(同法第二項に規定する資格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。))を除く。)
は、当該業務(施行日前に取得の申込みの勧誘を開始した権利に係るものに限る。以下この条において「特例投資運用業務」という。)が終了するまでの間は、新金融商品取引法第二十九條の規定にかかわらず、引き続き特例投資運用業務を行うことができる。
二 前項の規定の適用を受けて特例投資運用業務を行う者(金融商品取引業者等(金融商品取引法第三十四條に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。))及び同法第六十三條第五項に規定する特例業務届出者(以下この条において「特例業務届出者」という。)を除く。は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 商号、名称又は氏名
二 資本金の額又は出資の総額
三 法人であるときは、役員の名又は名称
四 法令で定める使用人があるときは、その者の氏名
五 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類
七 その他内閣府令で定める事項

三 (略)
四 第一項の規定の適用を受けて特例投資運用業務を行う金融商品取引業者等(新金融商品取引法第二十九條の登録(当該登録を受けた金融商品取引業者が投資運用業務を行うものに限る。))を受けてゐる者を除く。は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならぬ。

五 第一項の規定により金融商品取引業者等が引き続き特例投資運用業務を行う場合においては、前項の規定による届出を金融商品取引法第六十三條の三第一項の

規定による届出とみなして、同条第二項において準用する同法第六十三条第五項、第六項及び第八項、第六十三條の二第三項並びに第六十三條の四から第六十三條の六までの規定並びに同法第六十三條の三第三項（第二号に係る部分に限る。）第六十三條の七、第六十五條の二、第六十五條の四、第八十八條並びに第九十四條の七第二項及び第三項の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「適格機関投資家等特例業務」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第四十八條第一項に規定する特例投資運用業務」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用を受けて特例投資運用業務を行う特例業務届出者は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

7 (略)

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 銀行
- 二 信用金庫
- 三 労働金庫連合会
- 四 労働金庫連合会
- 五 労働金庫連合会
- 六 信用協同組合
- 七 信用協同組合連合会
- 八 農業協同組合
- 九 農業協同組合連合会
- 十 漁業協同組合
- 十一 漁業協同組合連合会
- 十二 水産加工工業協同組合
- 十三 水産加工工業協同組合連合会
- 十四 農林中央金庫
- 十五 株式会社商工組合中央金庫
- 十六 株式会社日本政策投資銀行
- 十七 株式会社
- 十八 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 十九 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者
- 二十 共済水産業協同組合連合会
- 二十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者
- 二十二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 二十三 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者
- 二十四 信託会社
- 二十五 信託会社（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者
- 二十六 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業者を営むものを含む。）同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者
- 二十七 無尽会社

二十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

二十九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第一条第五号に規定する者のうち政令で定める者

三十 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者

三十一 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する商品先物取引業者

三十二 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第二十三項に規定する商品先物取引業者

三十三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）

三十四 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する口座管理機関

三十五 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第二項に規定する電子債権記録機関

三十六 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

三十七 本邦において、その指定する機械類その他の物品を輸入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業者（業務を行う者）

三十八 顧客に対して、その指定する機械類その他の物品を輸入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業者（業務を行う者）

三十九 顧客に対して、その指定する機械類その他の物品を輸入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業者（業務を行う者）

四十 顧客に対して、その指定する機械類その他の物品を輸入してその賃貸（政令で定めるものに限る。）をする業者（業務を行う者）

四十一 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二条第九項に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（平成二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（別表において単に「宅地建物取引業者」という。）

四十二 金を、白金その他の政令で定める貴金属若しくはダイヤモンドその他の他の政令で定める宝石又はこれらの製品（以下「貴金属等」という。）の売買を業として行う者

四十三 顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書便物並びに大きき及び重量が郵便物の類似する貨物を含む。以下同じ。）を受け取る場所として用い、又は自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該自己の居所若しくは事務所において当該顧客宛ての郵便物を受け取つてこれを当該顧客に引き渡し、又は当該顧客宛ての当該電話番号に係る電話（ファクシミリ装置による通信を含む。以下同じ。）を受けてその内容を当該顧客に連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する業務を行う者

四十四 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人を含む。）

四十五 司法書士又は司法書士法人

四十六 行政書士又は行政書士法人

四十七 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人

四十八 税理士又は税理士法人

（取引時確認等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十四号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に同じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十五号から第四十八号まで）に掲げる特定事業者にあつては、第一号に掲げる事項の確認を行わなければならない。主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

一、本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二、取引を行う目的

三、当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容

| | | | | | | | | | |
|--|-------------|-----|---|-----|---|-----|---------------------------------------|-----|---------------------------------------|
| 6 顧客等及び代表者等（前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。）は、特定事業者が第一項若しくは第二項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）を行う場合において、当該特定事業者に対して、当該取引時確認に係る事項を偽ってはならない。 | 人格のない社団又は財団 | 第一項 | 本人特定事項 | 第一項 | 次（各号）（第二項第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者にあつては（第一号）） | 第一項 | 当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項 | | |
| | | 第二項 | 前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二項第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項） | 第二項 | 前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二項第二項第四十五号から第四十八号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項） | 第二項 | 前項第一号に掲げる事項 | | |
| | | 第三号 | 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容 | 第三号 | 前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況 | 第三号 | 前項第一号から第三号までに掲げる事項 | 第三号 | 当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項 |
| | | 第四号 | 本人特定事項 | 第四号 | 次（各号） | 第四号 | 前項各号に掲げる事項 | 第四号 | 当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項 |
| | | 第五号 | 本人特定事項 | 第五号 | 次（各号） | 第五号 | 前項各号に掲げる事項 | 第五号 | 当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項 |
| | | 第六号 | 本人特定事項 | 第六号 | 次（各号） | 第六号 | 前項各号に掲げる事項 | 第六号 | 当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人の本人特定事項 |

第七條 (取引記録等の作成義務等)

特定事業者(次項に規定する特定事業者を除く。)は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 (略)

3 特定事業者は、前二項に規定する記録(以下「取引記録等」という。)を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

第八條 (疑わしい取引の届出等)

1 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。

2 特定事業者(その役員及び使用人を含む。)は、第一項の規定による届出(以下「疑わしい取引の届出」という。)を行おうとするときは、当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 行政庁(都道府県知事又は都道府県公安委員会に限る。)は、疑わしい取引の届出を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出に係る事項を主務大臣に通知するものとする。

4 行政庁(都道府県知事及び都道府県公安委員会を除く。)又は前項の主務大臣(国家公安委員会を除く。)は、疑わしい取引の届出又は同項の通知を受けたときは、速やかに、当該疑わしい取引の届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

第九條 (外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認)

1 邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。

2 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

3 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

4 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

5 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

6 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

7 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

8 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

9 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

10 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

11 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

12 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

13 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

14 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

15 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

16 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

17 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

18 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

19 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

20 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

21 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

22 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

23 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

24 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

25 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

26 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

27 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

28 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

29 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

30 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

31 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

32 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

33 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

34 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

35 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

36 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

37 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

38 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

39 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

40 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

41 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

42 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

43 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

44 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

45 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

46 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

47 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

48 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

49 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

50 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

51 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

52 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

53 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

54 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

55 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

56 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

57 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

58 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

59 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

60 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

61 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

62 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

63 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

64 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

65 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

66 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

67 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

68 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

69 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

70 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

71 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

72 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

73 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

74 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

75 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

76 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

77 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

78 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

79 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

80 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

81 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

82 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

83 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

84 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

85 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

86 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

87 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

88 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

89 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

90 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

91 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

92 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

93 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

94 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

95 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

96 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

97 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

98 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

99 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

100 前項の国又は地域をいう。以下同じ。

第十條 (弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置)

1 第五條の規定は、前項の規定により定められた日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。

2 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

第十一條 (行政庁等)

1 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項に関して、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 第二条第二項第四号及び第五号に掲げる特定事業者 内閣総理大臣及び厚生労働大臣
- 二 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十八条第一項に規定する行政庁
- 三 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百二十七条第一項に規定する行政庁
- 四 第二条第二項第十四号に掲げる特定事業者 農林水産大臣及び内閣総理大臣
- 五 第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第五十六条第二項に規定する主務大臣
- 六 第二条第二項第十六号に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十九条第一項に規定する主務大臣
- 七 第二条第二項第十七号に掲げる特定事業者 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)第二十九条第一項に規定する主務大臣

八十八 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第九条に規定する特定事業者（第二条第二項第十五号に掲げる特定事業者を除く。）に係る第九条及び第十条に定める事項に関する

3 行政庁は、前項に定める行政庁及び財務大臣とする。

4 第一項の規定にかかわらず、特定事業者のうち金融商品取引法第三十三条の二に規定する登録を受けた者が登録金融機関業務（同法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務をいう。第六項第二号において同じ。）を行う場合には、当該登録金融機関業務に係る事項に関する行政庁は、内閣総理大臣とする。

5 (略)

6 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

7 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限（第八条、第十七条及び第十八条に關するものを除く。次項において「金融庁長官権限」という。）のうち、次に掲げる行為に係るものを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

8 (略)

9 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

10 この法律に規定する行政庁の権限に属する事務（この法律の規定により都道府県知事又は都道府県公安委員会の権限に属することとされている事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

11 前各項に規定するもののほか、第八条及び第十五条から第十九条までの規定による行政庁の権限の行使に關して必要な事項は、政令で定める。

12 (主務大臣等)

一 次から次までに掲げる主務大臣は、次のとおりとする。

イ 次から次までに掲げる特定事業者の区分に応じ、当該特定事業者に係る事項（次号から第四号までに掲げる事項を除く。）に關して、それぞれ当該イからロまでに定める大臣又は委員会

ロ 第二条第二項第八号及び第九号に掲げる特定事業者 前条第一項に定める行政庁である大臣又は委員会

ハ 第二条第二項第十号から第十三号まで及び第二十号に掲げる特定事業者 水産業協同組合法第二百二十七条第二項に規定する主務大臣

ニ・ホ (略)

二 前条第二項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 前号イからハまでに定める大臣及び財務大臣

三 前条第三項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 内閣総理大臣

四 前条第四項に規定する特定事業者に係る同項に規定する事項 国家公安委員会

2 この法律における主務省令は、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

2 第二十八条 (略)

2 相手方に前項前段の目的があることその他の情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第三十条 (略)

2 相手方に前項前段の目的があることその他の情を知って、その者に暗号資産交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものである

3 ことその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。
 4 業として前二項の罪に当たたる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 第一項又は第二項の罪に当たたる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

別表(第四条関係)

| | | |
|-------------------------|---|---|
| 第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者 | 金融に関する業務その他の政令で定める業務 | 預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。) の締結、為替取引その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第三十八号に掲げる者 | 同号に規定する業務 | 同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第三十九号に掲げる者 | 同号に規定する業務 | クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十号に掲げる者 | 特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務(同条第七項に規定するカジノ行為を除く。) | チップ(同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。) の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十一号に掲げる者 | 宅地建物取引業のうち、宅地(宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。) 若しくは建物(建物の一部を含む。以下この表において同じ。) の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの | 宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十二号に掲げる者 | 貴金属等の売買の業務 | 貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十三号に掲げる者 | 同号に規定する業務 | 縮結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十五号に掲げる者 | 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続(政令で定めるものを除く。) 一 表において「特定受任行為の代理等」というに係るもの 二 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 三 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続(会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。) 三 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分(前二号に該当するものを除く。) | 特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十六号に掲げる者 | 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの | 特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十七号に掲げる者 | 公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの | 特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引 |
| 第二条第二項第四十八号に掲げる者 | 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの | 特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引 |

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

二 外国政府等 外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。

三 銀行等 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。

四 特定目的会社等 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び同条第二項に規定する資産の流動化に類する行為を行うものとして財務省令で定める法人をいう。

五 信託会社等 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社、同条第五項に規定する外国信託業者又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。

六 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。
イ 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「中小企業特定事業」という。)を営むもの(ロの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

ロ 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、中小企業特定事業を営むもの

七 出資外国法人等 我が国の法人等の出資に係る外国の法人等(我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。)をいう。

八 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他財務大臣が定める外国の法人をいう。

九 設備の輸出等 船舶及び車両を含む。以下同じ。並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその設備が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること。

ロ 設備並びにその部分品及び附属品で我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたもの並びに我が国の法人等又は出資外国法人等により海外で生産されたその他の製品でその販売が海外市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを海外で販売すること。

十一 重要物資の輸出入市場 我が国の海外の貿易関係又は国民経済の健全な発展のために不可欠な物資(設備を含む。)又は技術を提供すること

十二 債務の保証等 債務の保証(保証期間が一年を超えるもの)に限り、債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。並びに相手方が金銭を支払い、これに対して株式会社(以下「会社」という。)及び相手方があらかじめ定められた者の信用状態に係る事由が発生した場合において会社が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、相手方が貸付債権、公社債等その他の金銭債権を移転することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引をいう。

十三 特定信託 信託法(平成十八年法律第八号)第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。)をいう。

十四 協同融資 銀行等が会社とともに資金の貸付け(貸付けと同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第三十二条並びに第三十三条第一項及び第六項を除き、以下同じ。)を行うことをいう。

(業務の範囲)
第十一条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 設備の輸出等のために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を

二 重要物資の輸入等が確実に適時に行われるために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を

三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り

受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に對して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に對して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金（資金需要の期間が一年を超えるものをいう。）若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に對して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金（資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。）の貸付けを行うこと。

六 海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等が当該事業を行う者に對し出資するものを含む。）に對して当該事業に必要な資金を出資すること。

七 前各号に掲げる業務に關連して必要な調査を行うこと。

八 会社の行う業務の利用者に對して、その業務に關連する情報の提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務（第七号に掲げる業務を除く。）に附帶する業務を行うこと。

第三十八條（監督）
会社は、財務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

第二十九條（認めるときは、会社に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。）
財務大臣は、会社の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ。

第四十三條（金融商品取引法の適用除外等）
会社が、第十一條の規定により、金融商品取引法第六十三條第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。

第四十四條（略）
会社が、第十一條の規定により、金融商品取引法第六十三條第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。

第九條（公告国際テロリストに對する行為の制限）
第三條第一項の規定により公告された者又は指定（仮指定を含む。第十七條第六項及び第二十四條において同じ。）を受けている者（以下「公告国際テロリスト」と総称する。）は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

- 一 規制対象財産の貸付けを受けること。
- 二 規制対象財産（金銭を除く。第十五條第三号において同じ。）の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。
- 三 預貯金に係る債務その他の政令で定める金銭債務（第十五條第四号において「預貯金等債務」という。）の履行を受けること（前三号に掲げる行為に該するものを除く。）。
- 四 この条（前二号に係る部分に限る。）の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）を譲り渡すこと。

